磐田市立郷土館報告　第Ⅳ輯

城之崎遺跡発掘調査報告

1978

磐田市教育委員会

城之崎遺跡発掘調査報告

1978

磐田市教育委員会

序　　文

このたび、城之崎第２号墳・同第３号墳及び城之崎遺跡の調査報告書を刊行するはこびとなりました。

本調査は昭和45年10月に開発工事に伴う埋蔵文化財調査として実施されたものであります。発掘調査経過や成果につきましては、本報告書に精細に記述されたとおりでありますが、古墳２基と弥生時代後期の住居跡７軒が発見され、磐田地方の古代史、特に、当地方においては、調査例の数少ない弥生時代の集落跡を究明する上で実に貴重な成果を得ることができました。

これは、調査を担当いただきました調査員の諸先生方の豊かな学識と発掘作業に従事された方々を始め、関係各方面の皆様の文化財に対するご理解とご協力のたまものと改めて謝意を表します。

昭和５３年５月３０日

磐田市教育委員会

教育長　浅　井　重　典

例　　言

1　本書は磐田市西貝塚字西山に所在する城之崎遺跡の発掘調査報告書である。

2　発掘調査は磐田市教育委員会が調査主体者となり、昭和45年10月19日より12月９日まで実施したものである。

3　城之崎遺跡は従来城之崎２号墳・３号墳と呼ばれたものであるが、調査の結果墳丘下及び周辺より竪穴住居跡が検出されたので、それを含め本報告書では城之崎遺跡と呼ぶ事にした。

4　現地発掘調査は静岡県教育委員会斎藤宏・池谷和三・船木義勝・辰巳和弘が調査員としてこれにあたり、調査補助員として同志社大学学生広瀬常雄・清水真一・有田とよ子・猪木永美・久保哲正・千賀久・柳田俊雄・明治大学学生進藤公子・中村八重子の諸君の協力を得た。

5　発掘調査資料の整理・本報告書の執筆は全て辰巳和弘がおこなった。

6　本書の編集は静岡県教育委員会文化課がおこなった。

7　本書は静岡県文化財調査報告第18集『静岡県埋蔵文化財調査報告』の一部を独立し１冊として編集したものである。

磐田市城之崎遺跡の調査

目　　次

Ⅰ　調査の契機と経過…… 7

1．調査の契機…… 7

2．調査の経過…… 8

Ⅱ　城之崎遺跡の位置と環境……12

1．地理的環境……12

2．歴史的環境……15

Ⅲ　城之崎２号墳の調査…… 23

1．位置と墳丘……23

2．内部施設……29

3．遺物の出土状態……30

4．遺　　物……31

(1)　主体部出土の遺物

(2)　Ｃトレンチ出土の遺物

Ⅳ　城之崎３号墳の調査……36

1．位置と墳丘……36

2．内部施設……43

3．遺物の出土状態……44

4．遺　　物……44

(1)　主体部出土の遺物

(2)　墳丘上出土の遺物

Ⅴ　集落跡の調査……50

1．遺構の配置……50

2．遺構と遺物……51

(1)　１号住居跡

(2)　２号住居跡

(3)　３号住居跡

(4)　４号住居跡

(5)　５号住居跡

(6)　６号住居跡

(7)　７号住居跡

(8) 西方の丘陵上の遺構
Ⅵ 考　　察……63
1. 城之崎2・3号墳について……63
(1) 築造年代
(2) 2号墳の内部施設
(3) 副葬品等について
(4) 総　括――後期古墳成立の背景
2. 集落跡について……66
(1) 年　代
(2) 住居跡の規模
(3) 総　括

挿　図　目　次

城之崎遺跡発掘調査

第1図　城之崎2・3号墳グリッド・トレンチ設定模式図…… 9
第2図　城之崎遺跡位置図……13
第3図　城之崎遺跡地形図および発掘区設定図……14
第4図　磐田原台地南縁部およびその周辺の遺跡分布図……16
第5図　城之崎丸山古墳墳丘実測図……19
第6図　城之崎2号墳墳丘実測図および遺構配置図……23
第7図　城之崎2号墳A－Cトレンチ土層図……25
第8図　城之崎2号墳B－Dトレンチ土層図……25
第9図　城之崎2号墳Eトレンチ土層図……25
第10図　城之崎2号墳Fトレンチ土層図……25
第11図　城之崎2号墳Gトレンチ土層図……25
第12図　城之崎2号墳Hトレンチ土層図……25
第13図　城之崎2号墳内部施設実測図……27・28

第14図　城之崎２号墳主体部出土遺物実測図　〔１〕……31
第15図　城之崎２号墳主体部出土遺物実測図　〔２〕……33
第16図　城之崎２号墳Ｃトレンチ出土遺物実測図……35
第17図　城之崎３号墳墳丘実測図および遺構配置図……36
第18図　城之崎３号墳葺石実測図および墳丘断面図……37・38
第19図　城之崎３号墳下段葺石西北部におけるグルーピング……40
第20図　城之崎３号墳内部施設実測図……41・42
第21図　城之崎３号墳主体部および墓道出土遺物実測図　〔１〕……45
第22図　城之崎３号墳出土遺物実測図　〔２〕……48
第23図　城之崎３号墳出土遺物実測図　〔３〕……49
第24図　城之崎遺跡集落遺構配置図　〔１〕……50
第25図　城之崎遺跡集落遺構配置図　〔２〕……50
第26図　城之崎遺跡１号住居跡実測図……52
第27図　城之崎遺跡１号住居跡出土遺物実測図……53
第28図　城之崎遺跡２号住居跡実測図……53
第29図　城之崎遺跡２号住居跡出土遺物実測図……54
第30図　城之崎遺跡３号住居跡実測図……55
第31図　城之崎遺跡土壙Ａ実測図……56
第32図　城之崎遺跡３号住居跡出土遺物実測図……56
第33図　城之崎遺跡４号住居跡実測図……58
第34図　城之崎遺跡４号住居跡出土遺物実測図　〔１〕……59
第35図　城之崎遺跡４号住居跡出土遺物実測図　〔２〕……59
第36図　城之崎遺跡５号住居跡実測図……60
第37図　城之崎遺跡５号住居跡出土遺物実測図……61
第38図　城之崎遺跡６号住居跡実測図……61
第39図　城之崎遺跡７号住居跡実測図……62
第40図　城之崎遺跡土壙Ｂ実測図……62
第41図　城之崎遺跡溝状遺構実測図……62
第42図　城之崎遺跡溝状遺構出土遺物実測図　〔１〕……62
第43図　城之崎遺跡溝状遺構出土遺物実測図　〔２〕……62

図　版　目　次

図版第1　城之崎遺跡周辺の地形

図版第2　A　城之崎遺跡遠望（西より）
　　B　城之崎遺跡遠望（東より）
図版第3　A　城之崎遺跡遠望（北より）
　　B　城之崎2号墳・3号墳・1号墳（手前より）
図版第4　A　城之崎2号墳（南より）
　　B　城之崎3号墳（北より）
図版第5　A　城之崎2号墳内部施設
　　B　城之崎2号墳遺物出土状態
図版第6　A　城之崎3号墳内部施設
　　B　城之崎3号墳装身具出土状態
図版第7　A　城之崎3号墳葺石（北側）
　　B　城之崎3号墳葺石（南側）
図版第8　A　城之崎遺跡集落遺構北群全景
　　B　城之崎遺跡1号住居跡
図版第9　城之崎2・3号墳出土土器

図版第10　A　城之崎3号墳出土装身具類
　　B　城之崎2号墳出土鉄製品
図版第11　城之崎遺跡出土弥生式土器

表　目　次

第1表　城之崎2号墳出土鉄鏃重量一覧……34
第2表　城之崎3号墳耳環計測表……47
第3表　住居跡の面積……67

Ⅰ　調査の契機と経過

1.　調査の契機

昭和40年代の高度成長経済は、県下にも数多くの開発事業と埋蔵文化財保存との相克をもたらした。なかでも多くの開発適地を有する磐田市において、その状況は特に深刻なものがあり、昭和40年代前・中葉においてみても、銚子塚古墳（前方後円墳）・小銚子塚古墳（前方後方墳）を盟主墳とした磐田原台地西縁の古墳群のほぼ全域を含む台地一帯を対象として、5ヵ年計画事業で実施された圃場整備事業をはじめ、西縁古墳群を構成する匂坂支群の円墳6基を対象とした土取り工事、また松林山古墳（前方後円墳）・高根山古墳（円墳）を盟主とした台地東南端の古墳群中に立地する新貝17号墳（円墳）・18号墳（前方後円墳）[1]の土取り工事、台地東縁の古墳群を構成する竹之内原古墳[2]の土取り工事、さらには台地南端にほぼ独立して築造された径60mの大型円墳である城之崎丸山古墳（城之崎1号墳）[3]の土取り・宅地造成工事等、枚挙にいとまがない程である。これらの開発事業に伴う遺跡の発掘・破壊は、いずれも開発側が先行し、常に行政側や文化財保護運動団体は後手にまわり、当該遺跡の保存については開発側をリードできなかったという問題を明示することとなった。しかしそうしたなかにあって遠江考古学研究会が、開発側に消極的な対応しか示しえない行政側に対し、圃場整備事業に対する保存運動を積極的に展開したことは注目される。[4]

本書において報告する城之崎遺跡も、上記のごとき事例の一つである。昭和45年初夏、磐田市に工場を持つヤマハ発動機株式会社は、磐田市西貝塚西山の北から延びる台地先端を借地し、ここに従業員寮を建設する計画を樹てた。建設計画地の現状は茶畑であり、台地先端に二基の円墳（城之崎2・3号墳）が存在することは、昭和40年に発行された『全国遺跡地図（静岡県）』――文化財保護委員会刊――や、同40年に発行された『静岡県埋蔵文化財地図』[5]に明示されていることからも明らかであった。しかし一方、調査中に墳丘下より発見された弥生時代の集落跡については包蔵地として把握されていなかった。会社側はこの地に従業員寮を建設する方針に基づき、発掘調査の実施について市教育委員会と協議を行ったが、当時の磐田市は、上記のごとく多くの埋蔵文化財問題を抱え、その対策に苦慮し、県教育委員会もその協議に加わり、地形上からみて古墳の保存は困難であるとの結論に達した。8・9月にかけて三者において数回の協議がもたれ、発掘主体者には磐田市教育委員会があたり、調査員は県教育委員会社会教育課文化財係職員があたること、調査にかかる全費用は会社側の負担とすることとし、10月19日より調査を開始することとなった。この決定により、県教育委員会は社会教育課職員池谷和三・辰巳和弘を調査員として派遣することとした。また調査補助員としての考古学専攻学生の派遣を、明治大学および同志社大学考古学研究室に依頼し、いずれも数名の学生を派遣されることが明らかとなったので、予定通り10月19日より調査を実施することとした。調査者参加学生の名は例言に記載し感謝の意を表したい。また同志社大学教授　森浩一氏には学生の派遣等について、また前磐田市教育委員会教育長　鈴木真三氏・同社会教育課文化財係長　平野和男氏には調査用資材の調達をはじめとした庶務一切をお願いした。ここに深く謝意を表します。

註(1)　磐田市教育委員会　『磐田市新貝17号墳・18号墳・城之崎丸山古墳　調査概報』1972
(2)　磐田市教育委員会　『磐田市竹之内原古墳調査記録報告』(磐田市立郷土館報告Ⅰ) 1973
(3)　註(1)に同じ
(4)　遠江考古学研究会　『遠江における文化財保存運動　1』　1969、
遠江考古学研究会　『遠江における文化財保存運動――1969年度の総括――』（『遠江考古学研究』5）　1971
(5)　静岡県文化財保存協会　『静岡県埋蔵文化財地図』　1965

2.　調査の経過

当初、調査対象は城之崎2号墳・3号墳と名付けられた二基の円墳のみと考えられていたことより、2号墳を辰巳が、3号墳を県教育委員会文化財係職員船木義勝が分担し、池谷と同職員斎藤宏がこれを援助するという調査体制をとった。調査は、両墳とも内部主体の性格が全く不明であり、さらに同じ群を構成し、その盟主墳とみられる城之崎丸山古墳が基底径60mを測る二段築成の大型円墳であり、中期古墳としての様相を示していること等から考えて、墳頂部を中心として四グリッドを設定し、平面発掘を行うこととした。また墳丘測量図からも明らかなごとく、両墳ともに周溝の存在が想定されたので、墳丘断面図の作成も考慮して墳丘裾部はトレンチ発掘とした。

古墳調査中、封土より弥生式土器片が出土することより、封土下に弥生時代の遺構が存在することが想定され、2号墳Cトレンチ東南端に隅丸方形の竪穴式住居跡（第1号住居跡）が検出されるに至り、古墳の調査終了後、その下に埋没する弥生時代集落跡の調査を実施することとなった。しかも集落跡は、寮建設のために削平される丘陵平坦面一帯に及んでいることが想定されたため、削平予定の丘陵平坦面全体のトレンチ調査をもあわせ実施した。しかし墳丘直下の住居跡は封土により良好な残存状況を呈したが、それ以外の丘陵上一帯は後世の開墾および雨水等による浸食により集落跡が存在したと想定した丘陵平坦面には明確な遺構の存在が認められなかった。以下、調査日誌の抜粋を記載し、その経過を示したい。

調査日誌（抜粋）

昭和45年10月18日（日）　晴

調査員・調査補助員、磐田市西町の宿舎に集合。

10月19日（月）　晴

1・2号墳、現状写真撮影。両墳墳丘の灌及び草刈り。午後、2号墳墳丘測量開始。

10月20日（火）　晴

午前中で2号墳の墳丘測量完了。東西径13m・南北径約14m・高さ約1.2mを測る円墳であり、一部に周溝の存在を窺わせる。

午後、3号墳墳丘測量開始。

10月21日（水）　晴

午前中で3号墳の墳丘測量完了。径約13m・高さ約1.5mの円墳で、一部に周溝の存在を窺わせ、2号墳とほぼ同じ墳丘規模・型式から、同時代の築造を想定させる。

両古墳とも第1図の要領によって、墳丘頂付近は3m方眼のグリッドを4個所設定し、墳丘及び墳丘裾には、8本の幅1mのトレンチを放射状に設定し、発掘を開始する。本日より2号墳を辰巳が、3号墳を船木が担当する。

10月22日（木）　晴

2号墳：Bトレンチ墳丘裾において周溝と考えられる浅い溝状遺構検出。

両古墳ともに封土より弥生時代後期の土器片が出土し、墳丘下に弥生時代の集落跡が存在する可能性がある。

10月23日（金）　晴

天候にめぐまれ、調査は順調に実施されている。

3号墳：Bトレンチ墳丘裾部において、浅い溝状遺構が検出され、周溝が存在することを確認。A・B・Dトレンチの裾部において、拳大の石が墳丘上に葺かれている。特にBトレンチでは、墳丘斜面中程にも同様の河原石が葺かれており、2段に葺石がめぐっているものと考えられる。

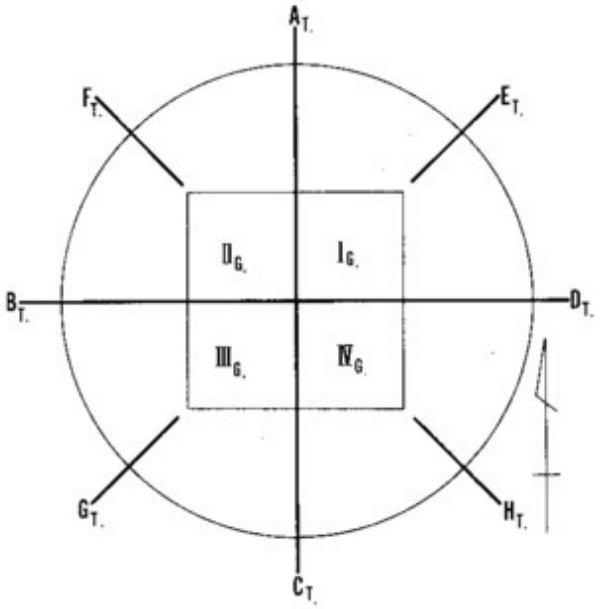

第1図　城之崎2・3号墳グリッド・トレンチ設定模式図

10月24日（土）　晴

2号墳：Cトレンチの周溝内より、須恵器坏身・蓋の細片が出土し、恐らく墓辺祭祀・墳丘祭祀に際して遺棄されたものと想定される。また同トレンチ南端部において弥生後期の包含層が認められた（1号住居跡）。

10月27日（火）　曇り

2号墳：A・B・C・Dトレンチ土層図作成。

3号墳：ほぼすべてのトレンチにおいて、2段にわたる葺石の存在を確認。

鈴木真二磐山市教育長来訪。

10月28日（水）　曇りのち晴

3号墳：A・B・C・Dトレンチ土層図作成。

10月29日（木）　晴のち曇り

3号墳：グリッドの畔をとりはずし、墳頂部全体の平面調査に入る。墳頂部より、大型の河原石や、偏平な拳大の河原石が乱雑に検出されることより、内部主体は横穴式石室で、かなり盗掘を受けているものと考えられる。

10月30日（金）　晴

2号墳：墳頂部の畔をとりはずし、全面の平面調査に入る。内部主体掘方検出。前溝を有し、ほぼ東西方向に主軸を持ち、東に開口した横穴式石室と考えられ、前溝には拳大から、砂利状の大小様々の石が詰められている。

10月31日（土）　晴

3号墳：石室用材と考えられる河原石を整理しつつ、全面を掘り下げたが、内部主体の掘方を検出できず。

11月2日（月）　晴

3号墳：Ⅳグリッド東南端付近で、前溝の掘方を検出した。

11月3日（火）　晴

2号墳：調査がやや遅れがちであるため、内部主体の掘り下げと平行して、A・B・C・Dの各トレンチを地山まで掘り下げる。

3号墳：葺石は前溝上にはみられない。主体部の掘

方は、大規模な盗掘を受けているらしく明確に検出されず、攪乱土中より水晶製勾玉および須恵器坏蓋（遠江地方編年第Ⅳ型式後半）出土。

11月4日（水）　晴

これまで調査補助員には同志社大学の考古学専攻学生があたっていたが、本日より明治大学学生も参加。

2号墳：掘方はその上部で幅約1.5m・長さ約3.4mの主体部で、その先端が先細りとなりながら前溝につながっている。内部の掘り下げを開始し、床に偏平な拳大の河原石が敷かれていることを確認する。

11月5日（木）　晴

2号墳：主体部床面検出。全面的に河原石が敷かれている。しかし、盗掘等の痕跡が認められないにもかかわらず、側壁は全く検出されず、掘方のほぼ直下より床石が敷かれていることが注目される。中央部より刀子2本が組まれた様に出土。

3号墳：葺石を全体的に調査するため、墳丘の表土を全面的に削ぐ作業を、内部主体と平行して開始する。

11月6日（金）　晴

2号墳：床面の検出完了。奥部より須恵器提瓶が出土。また鉄鏃9本がたばねた状態で出土する。

3号墳：主体部の掘方検出。幅約2.6m・長さ約4.7mの平面プランに、幅約1.1mの前溝が付設されている。床はやや偏平な河原石を敷いており、耳環一点出土。

11月7日（土）　晴

2号墳：主体部の検出完了。午後写真撮影。

3号墳：主体部右側壁は中央部から玄門部よりの根石のみが残り、部分的にその上に二段目の石が残っている程度であり、左側壁では、かろうじて玄門部付近に根石が数個残っていたのみであった。葺石検出続行。

11月8日（日）　晴

2号墳：主体部の実測開始。E・F・G・Hトレンチの土層断面図作成。

3号墳：石室内の掘り下げ完了。奥壁寄りが大きく破壊され、壁川材を全く残していない。葺石検出続行。

11月9日（月）　晴

2号墳：主体部実測完了。

3号墳：主体部の検出完了。写真撮影。葺石検出続行。

11月10日（火）　曇り

2号墳：主体部床石および、前溝内の石を除去し、掘方全体を確認。Cトレンチ東端に確認されていた弥生後期の包含層を平面調査。隅丸方形の住居跡（1号住居跡）と思われる。

3号墳：主体部実測開始。葺石検出続行。

11月11日（水）　曇り時々晴

1号住居跡完掘。4本柱の隅丸方形プランの竪穴住居跡である。

3号墳：石室実測続行。葺石検出続行。

11月12日（木）　晴

連日強風が続き作業が遅延がちである。

3号墳：葺石検出完了。葺石の写真撮影。葺石の実測開始。

11月13日（金）　晴

1号住居跡写真撮影。

2号墳：墳丘断面調査のため、A－C・B－Dトレンチをつないで、地山まで掘り下げる。

3号墳：葺石実測続行。

11月14日（土）　曇りのち雨

3号墳：葺石実測続行。午後2時、豪雨のため作業中止。

11月15日（日）　晴

2号墳：墳丘断面を調査のためA－C・B－Dトレンチを地山まで掘り下げたところ、住居跡が2戸確認される。2号墳調査完了。

3号墳：葺石実測続行。

弥生後期の集落跡が丘陵全体におよんでいる可能性が大きく、工場により削平される丘陵上部全域にトレンチを設定することとし、両古墳の西の平坦面に10mごとに幅2mのトレンチを東西方向に12本設定し、地元高校の郷土研究部の諸君の応援を受けて調査を開始した。しかし約10～20cmの表土直下に地山が現われ、旧遺構面はかなり流失しているものと思われる。

遠江考古学研究会の見学会が開催され、約20名の地元研究者の方々が来訪。

11月16日（月）　晴

2号墳の第Ⅰグリッドにあたる部分の墳丘除去。先日のトレンチ調査により確認されていた二戸の住居跡（3号・4号住居跡）の一部が検出された。

3号墳：葺石実測完了。

（11月17日より21日まで調査一時休止）。

11月22日（日）　晴

丘陵上部一帯に設定したトレンチの調査を磐田市教育委員会職員の柴田稔氏の協力により継続実施。第7トレンチで竪穴式住居跡の周溝と考えられる浅い溝状遺構と、弥生後期の土器片数点発掘。他のトレンチは表土直下に地山が検出され、遺構の大半は流失したものと考えられる。

11月23日（月）　晴

丘陵上部一帯のトレンチ調査。弥生後期の土器片が検出されるが、遺構は認められない。

11月24日（火）　晴

2号墳下の集落跡調査のため、ブルドーザーを使用し、封土を削平する。

3号墳：墳丘断面図作成。調査完了。

11月25日（水）　曇り時々晴

昨日ブルドーザーにより封土を除去した部分を整理し、遺構面を検出する。

3号墳下の住居跡検出のため、ブルドーザーによる封土削平。

11月26日（木）　曇りのち雨

2・3号墳下の遺構面検出続行。

11月27日（金）　雨時々曇り

2・3号墳下の遺構面検出続行。

11月28日（土）　晴

2号墳下でさらに一戸の住居跡（2号住居跡）検出。

11月29日（日）　晴

3・4号住居跡の床面検出。3号住居跡は2号墳の墳丘直下にあったため、竪穴の壁もよく残り、一部に周溝を有した4本柱の住居跡である。4号住居跡は、非常に周溝の幅が広く、周溝の住居壁寄りに垂木を差し込んだと思われる小穴がみつかる。主柱穴は2本みつかったが、住居跡の西半分は墳丘外であったため流失してしまっている。

3号墳下においても方形の竪穴住居跡検出（5号住居跡）。

11月30日（月）　晴

2号住居跡の床面検出。住居跡の大部分が墳丘外であったため、北西隅の壁と床を一部残存させるのみであった。

5号住居跡床面検出。さらにその西から竪穴住居跡（6号住居跡）の一部が発見されたが大半が流失している。

12月1日（火）　晴

強風のため作業が遅延しがちである。

5・6・7号住居跡の調査継続。すべての住居跡に共通して、土器が非常に少いことが注意される。

12月3日（木）　晴

1～4号住居跡の周辺の遺構検出。3号住居跡の北に小土坑がみつかる。

12月4日（金）　晴

強風をついて1～4号住居跡の写真撮影。

12月5日（土）　晴

5・6・7号住居跡の写真撮影。

12月6日（月）　晴

各竪穴住居跡の実測を開始。

12月7日（月）　晴

住居跡配置図作成。

12月8日（火）　晴

再度、住居跡の写真撮影。

12月9日（水）　晴

調査資材搬出。全調査終了。

Ⅱ　城之崎遺跡の位置と環境

1.　地理的環境

城之崎遺跡は地籍上、磐田市西貝塚字西山に属し、北緯34度43分・東経137度52分に位置している。従来、本遺跡は城之崎2・3号墳という二基の円墳として把握されており、文化財保護委員会刊行の『全国遺跡地図（静岡県）』においてNo.2212・2213として記載されており、また静岡県文化財保存協会刊行の『静岡県埋蔵文化財地図』においては、古墳文化遺跡No.1518・1519にあたる。しかし、この両遺跡地図は本遺跡とは、小開折谷を隔てた南の丘陵上に位置する城之崎丸山古墳を含めて、三基の古墳の番号のつけ方に混乱がある。すなわち前者にあっては城之崎丸山古墳を城之崎1号墳とし、本遺跡の南側に位置する円墳を2号墳、北側のそれを3号墳としている。それに対し後者は地名表作成の際のミスと思われるが、本遺跡の北側の古墳を城之崎丸山古墳（1号墳）とし、南側のそれを2号墳、そして一般に城之崎丸山古墳と呼ばれる大型円墳を3号墳としている。私達は調査に先立ち、この遺跡地名の再確認を行い、平野和男氏の教示により、従来からの城之崎丘陵における遺跡の把握は、両遺跡地図のとおりではなく、南の丘陵上に位置する大型円墳を城之崎丸山古墳（城之崎1号墳）とし、本遺跡の北側の円墳を2号墳、南側のそれを3号墳としていたことが明らかとなり、本報告においてもこれに従うこととした。さらにまた両遺跡地図ともに2号墳の位置が北にずれていることも訂正しておきたい。

また2・3号墳の発掘調査中に、両古墳の墳丘下および、周辺の丘陵上の一部から弥生時代後期の集落跡が発見され、この地に弥生時代後期と古墳時代後期の遺跡が複合していることが明らかとなるにいたり、この複合遺跡全体を城之崎遺跡と呼称することとした。城之崎の名称は、城之崎丸山古墳が位置する地が磐田市城之崎であり、この大型円墳と2・3号墳を一小支群として把握できることや、本遺跡が位地する丘陵全体を城之崎丘陵と一般的に呼称していることより採用することとした。

静岡県の沿岸部一帯は、急峻な赤石山地を後背地とした洪積台地や段丘の発達がみられ、なかでも遠江地方は西から天伯原（浜名湖西岸より渥美半島基部に至る）・三方原台地・磐田原台地・小笠山丘陵・牧の原台地と、赤石山地から南下する丘陵端のことごとくが洪積台地である。それらの台地のいずれもがその上部に厚い礫層を有していることからも有らかなごとく、大井川や天龍川およびその前身となった河川が後背山地を侵食した結果河口付近に礫層が長期にわたって堆積して形成されたものであり、それにともなった海水面の上下や地盤の隆起が今日のような地理的景観をもたらした。それらの台地のなかで、磐田原台地はその上層に厚さ50mにもおよぶ礫層を有し、他の台地と比較してその開折度が進んでいる。特に台地中央部から南端部一帯にかけての今之浦川とその支流により生起した開折谷は、台地の侵食を一層進展させている。特に今之浦川の本流は、台地中部の磐田市笠梅や東原付近から開折がはじまり、その開折谷は台地を大きく東西に二分している。またその東西に分割された丘陵も、さらに今之浦川の幾つかの支流により、各々が二脈以上の小丘陵として南下し、沖積平野に没している。それらの台地端部に形成された諸丘陵は、概観すると東

第2図　城之崎遺跡位置図（○印内）

より鎌田・貝塚丘陵そして城之崎丘陵・見付丘陵・中泉丘陵に大別される。鎌田・貝塚丘陵は、東貝塚と鎌田の境に形成されつつある小開折谷により分離することもできるが、ここでは一丘陵とみなしておきたい。特に鎌田一帯は他の丘陵よりも開折度が著しく、丘陵端部がさらに幾つかの舌状小丘陵となり、10～20ｍの急崖をもって沖積平野下に没している。

城之崎遺跡は城之崎丘陵の東端部中程に位置している。城之崎丘陵は東を今之浦川の支流によって形成された小開折谷により鎌田・貝塚丘陵と区別され、西は今之浦川が磐田台地中央部の侵食により搬出した礫層からなる沖積平野に臨んだ舌状の丘陵で、丘陵端部はすべて10～15ｍ程度の急崖となっている。丘陵の東南部、城之崎遺跡の南西から北西方向に向って小規模な開折谷があり、城之崎丸山古墳は、城之崎遺跡からはその小開折谷を隔てて位置している。本遺跡は第３図からも明らかなごとく、海抜14.5ｍから16ｍの小舌状丘陵上に位置し、その一部に西から東方向に形成されつつある小開折谷があり、２・３号墳はこの開折谷を隔てて相対している。弥生時代後期の集落跡はこの小丘陵の海抜15ｍ～16ｍの平坦な部分に存在していたものと思われるが、上述のような台地全体の著しい侵食作用により、当時の地表面をかなりの厚さでもって流失させており、かろうじて２・３号墳の墳丘下に埋没していた７戸の住居跡が検出されたにすぎない。ただ丘陵西方に設定した第7トレンチにおいて第Ⅰ章の日誌においても述べたごとく住居跡の側溝の一部と思われる溝状遺

構が検出されていることや、遺跡付近の地形が集落を形成するに適した平坦地であること、2号墳下より検出された各住居跡に大きな時期的差はみられず、且非常に接近して建てられていることから、周辺の丘陵上の平坦面にも当然のごとく集落が営まれたものと推定できる。しかし丘陵上における弥生式土器等の散布は極めて少なく、その遺跡の大半は旧地表の流失により失われた可能性が強く、遺跡の範囲を明らかとすることはできない。

調査当時（昭和45年）において遺跡地はすべて茶畑として開墾され、二基の円墳にもすべて茶が

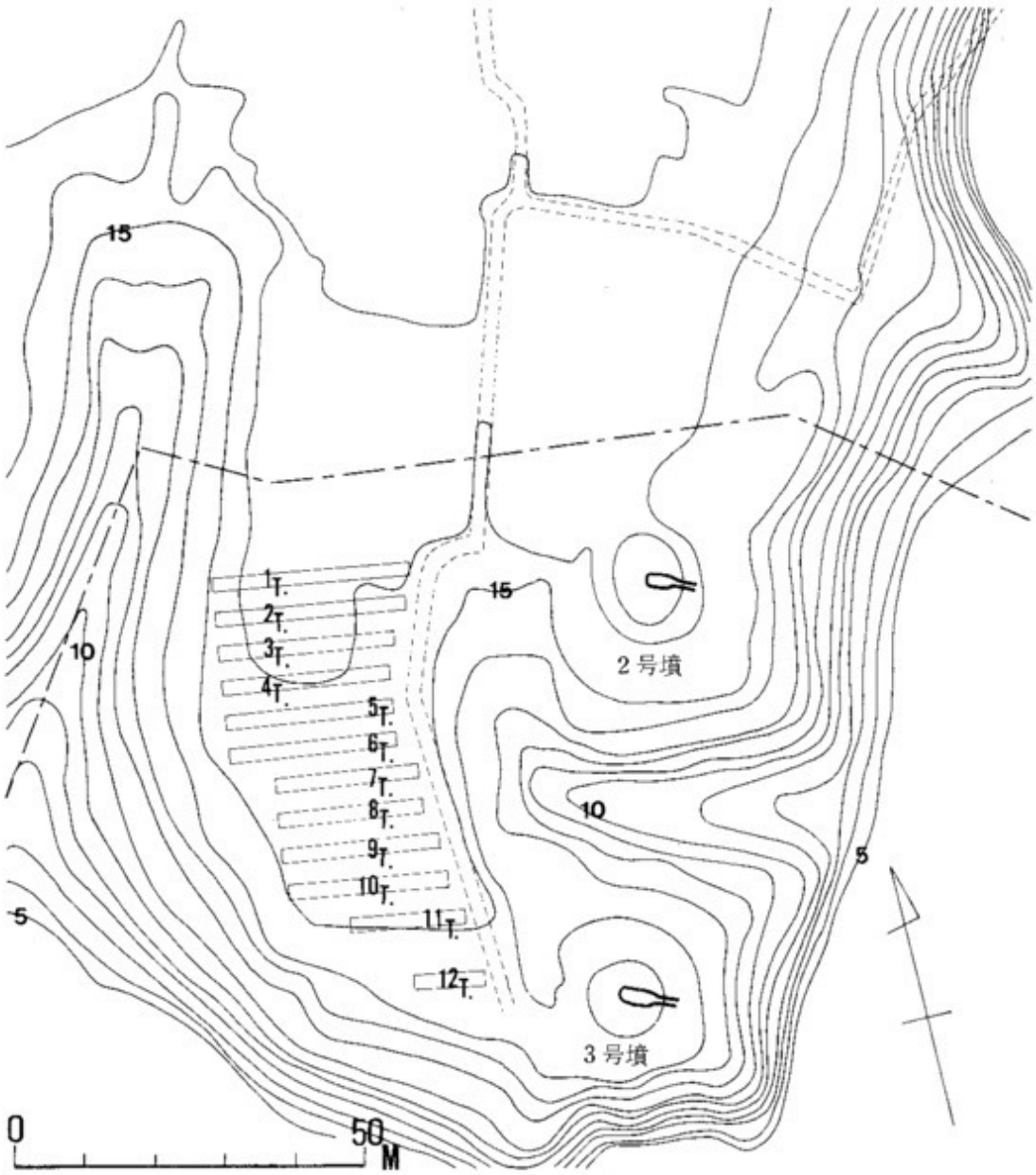

第3図　城之崎遺跡地形図および発掘区設定図　（古墳に関するトレンチは除く　一点破線はT.事区域を示す）

植栽されていた。そして丘陵が沖積平野に没するまでの急崖は雑木林となっていた。調査終了後、遺跡の大半は削平され、起因者であるヤマハ発動機株式会社の社員寮（第1磐田寮）が建設され、現在に至っている。

2. 歴史的環境

磐田原台地の遺跡分布は、台地辺縁上部に帯状を示しており、台地東縁部・台地西縁部・台地南縁部に大別できる。台地東縁部はその南端を鎌田・貝塚丘陵とするもので、三ヶ野二子塚古墳（前方後円墳・第4図遺跡番号23、以下括弧内のアラビア数字はすべて第4図の遺跡番号である）周辺とその東に望見する太田川河岸との比高は約30mであり、北へ行くに従って徐々にその比高を増してゆく。この台地東縁部は北西から南東方向に開く小開折谷が多数発達しており、そのため舌状をなした上部の非常に狭小な小丘陵が多く、すべての遺跡はこの小丘陵上に小単位の群をなして分布しており、特に古墳にあっては群を把握することが比較的容易な地域である。一方、台地西縁部は銚子塚古墳（前方後円墳）・小銚子塚古墳（前方後方墳）付近と、西方に望見する天龍川左岸との比高は約90mと非常な急崖をなし、開折谷の発達も少く、遺跡はその急崖に添った台地辺縁部に約10kmの長さに帯状に分布している。城之崎遺跡が立地する台地南縁部は、台地が南に下がるに従い、幾つかの丘陵に分枝し、徐々に高度を減じその端部にあっては最も比高のある城之崎丘陵でも約15m程度の急崖を成すのみであり、東・西縁に比較してなだらかに南の今之浦川により形成された沖積平野下に没しているため、その遺跡分布は一見すると面的にみられる。しかし各丘陵の辺縁部に大半の遺跡が分布していることは第4図を参照すれば明らかなことであり、各丘陵単位の遺跡の把握が、東縁部同様に可能な地域である。

これら大別した三地域の遺跡群は、東縁部にあっては太田川、西縁部は天龍川、南縁部は今之浦川により形成された沖積平野に臨んでおり、縄文時代にあっては台地の後背山地及び、南部の今之浦に臨んだ湯湖を人々はその生活基盤とし、弥生時代以降は各々の沖積平野がそれとなって、各々が関連しあいながらも独立した社会、政治圏を保っていたものと考えられる。本報告においては城之崎遺跡（12）の位置する台地南縁部の遺跡を中心とした歴史的環境について整理してみたい。

今之浦川が磐田原台地に幾つかの開折谷を刻んで沖積平野に流れ出し、仿僧川と合流するまでの地域、すなわち磐田原台地の南部にひろがる平野は、海抜2～4m程度しかなく、特に今之浦川河岸周辺は低湿地帯として、現在でも開発の遅れている地域である。したがって縄文時代前期の海進のピーク時には太平洋が大きく磐田原台地南端部まで湾入していたものと考えられる。現在この地域において人々の生活がその痕跡を残すようになる上限は、縄文時代中期初頭と考えられている。すなわち前期後半から始まった海退現象は今之浦川流域の低地に潟湖を残し、それにともなう潟湖の淡水化はヤマトシジミ・サルボウ・アカニシ・アサリ等の砂泥性半塩半淡水貝を中心とした食糧資源を提供するようになり、漁撈を中心とし、あるいは後背台地における採集・狩猟を生業とした人々の生活が開始された。この地域の縄文時代の貝塚は東より東貝塚（16）・西貝塚[1]（14）・見性寺貝塚[2]（4）・石原貝塚[3]（7）の4遺跡で、そのいずれもが海抜5m前後の位置にあり、今之浦の潟湖に面している。東貝塚は早くに開発されたためその詳細は不明であるが、他の3遺跡は西貝塚

が中期初頭に、他は後期前葉に集落の経営が開始され、後期全期間継続して遺跡の形成がみられる。しかしそれらのなかで西貝塚は蜆塚遺跡（浜松市）とほぼ同規模の約6000㎡の馬蹄形貝塚であると推定され、今之浦の潟湖を生業の場とした遺跡のなかで中心的なものである。これら東貝塚を除く3遺跡では遺物の出土量のピークに時期的なズレが認められる。すなわち石原貝塚は後期前葉に、西貝塚は後期中葉後半に、見性寺貝塚は後期前葉に各々そのピークを迎えていることから、これら3遺跡は各々が独立して集落を営み、生活を行っていたのではなく、西貝塚を中心として、東貝塚を形成した集団も含めて互いに有機的関係をもった一生活圏・地域小政治圏として機能しあっていたと考えられる。これら今之浦の潟湖をめぐる貝塚遺跡群は、すべて水神平式土器の時期に終末を[4]

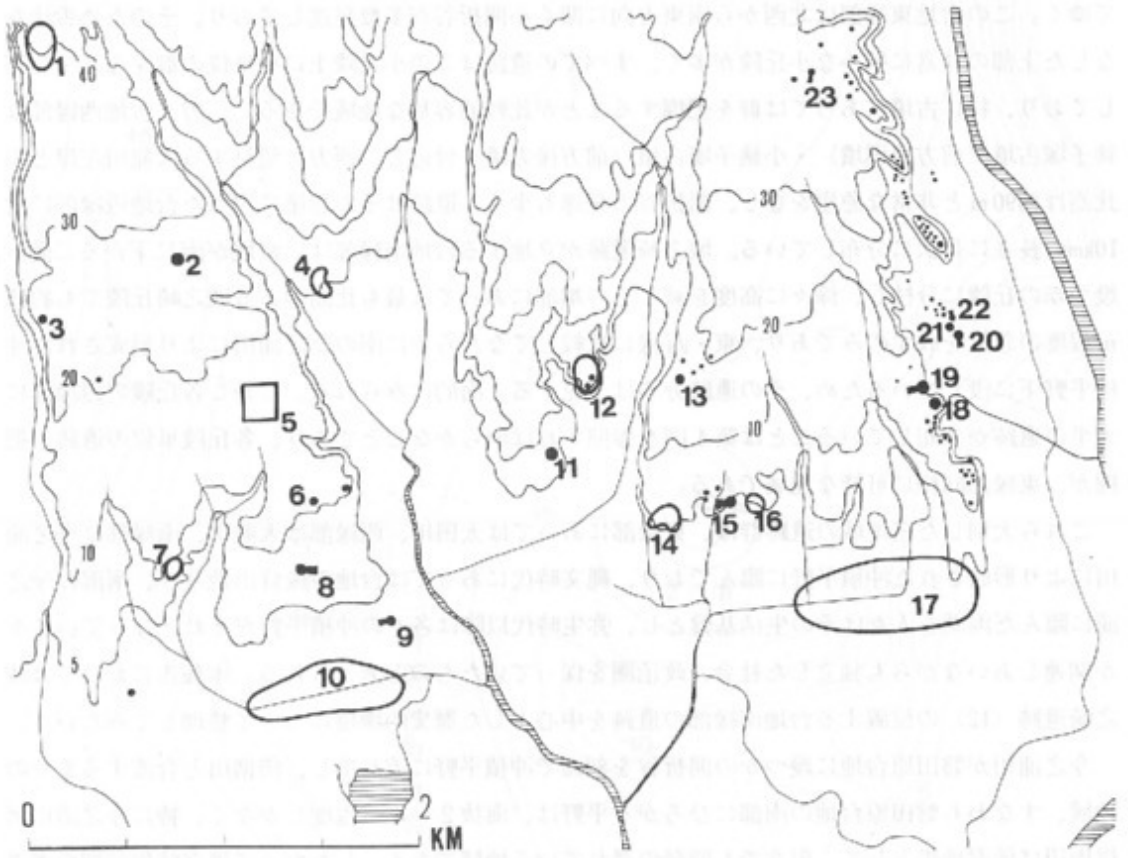

第4図　磐田原台地南縁部およびその周辺の遺跡分布図（第2図と同一範囲）

1 加茂東原遺跡	2 兜塚古墳	3 京見塚古墳	4 見性寺貝塚
5 遠江国分寺跡	6 澄水山古墳	7 石原貝塚	8 庚申塚古墳
9 連福寺古墳	10 二之宮遺跡	11 城之崎丸山古墳	12 城之崎遺跡
13 安久路丸山古墳	14 西貝塚	15 堂山古墳	16 東貝塚
17 鎌田・鍬影遺跡	18 高根山古墳	19 松林山古墳	20 経塚古墳
21 秋葉山古墳	22 新貝18号墳	23 二子塚古墳	

迎える。水神平式土器を縄文式土器および縄文文化の範疇においてとらえるか、東海地方における初期弥生式土器および稲作を基盤とした弥生文化の所産とみるかについては論の分かれる所であるが、いずれにしても縄文文化から弥生文化への過渡期に位置することは明らかである。この今之浦貝塚遺跡群の終末は、海退の進行にともなう潟湖の縮小と、今之浦川による沖積平野の形成、さらに西日本よりの稲作を柱とした弥生文化の波及という大きな地理的・社会的変動が生起しつつあったことを示している。

続く弥生時代には貝塚群の位置よりもさらに海抜の低い沖積平野と台地南端の接合点付近に遺跡の形成がみられる。しかも縄文時代に比較して、より一層社会的結合が地縁的、血縁的に進行したことを示すかのごとく、今之浦川右岸に一ヵ所、左岸で太田川右岸により近い地域に一ヵ所の弥生遺跡があり[5]、両者とも縄文貝塚遺跡群に比較して10倍以上の遺跡面積を有し、水田経営およびそれにともなう水利灌漑事業の実施による労働力の集中等から必然的に遺跡数の減少・遺跡規模の飛躍的拡大となって現出したものである。前者の遺跡としては中泉丘陵が今之浦川による沖積平野下に没する海抜2～3mの地域に位置する二之宮遺跡（10）であり、後者のそれは鎌田・貝塚丘陵が太田川により形成された泥層下に没する海抜3～4mの地域にある鎌田・鍬影遺跡（17）である。両者とも北から南へ下がる緩傾斜地に立地し、東西約1km・南北約0.4km程度の範囲が遺跡とされている。鎌田・鍬影遺跡は従来には東から鎌田A遺跡・鍬影遺跡・鎌田B遺跡として理解されてきたが、遺跡相互間の距離が100～300m程度しかなく、同一の傾斜面に位置することより、一遺跡として把握すべきであろう。両遺跡はいずれも弥生時代中期からその経営が開始されており、奈良・平安時代にいたるまでほぼ連続した遺跡形成がなされているようである。弥生時代における時期的中心は、後期前葉～中葉であろうと推定される。さらにその後、この両遺跡に接した後背丘陵上端部に、台地南部における最古の古墳と考えられる庚申塚古墳（前方後円墳・8）および松林山古墳（前方後円墳・19）が築造されることは特に注目すべき事実であり、4世紀後半の時点において、二之宮遺跡を母体として庚申塚古墳が、鎌田・鍬影遺跡を母体として松林山古墳が築造され、以後中泉丘陵と鎌田・貝塚丘陵において古墳群の形成が行われる。こうした流れを考えると今之浦川の沖積平野に面して庚申塚古墳・連福寺古墳（前方後円墳・9）が築造されること、および二之宮遺跡を経営した人々の生活基盤が今之浦川により形成された砂泥礫互層上にあることより、二之宮遺跡は今之浦川水系をその基盤としたことが推定される。一方松林山古墳・経塚古墳（前方後円墳・20）が太田川の沖積平野に面して築造され、鍬田・鍬影遺跡が太田川による泥層上にその基盤を持つことは、鍬田・鍬影遺跡が太田川水系を握っていたものと考えられる。この4～5世紀の状況は弥生時代後期まで遡ることができよう。したがって縄文時代の今之浦貝塚遺跡群は弥生時代の二之宮遺跡へと発展・継承してゆくのであろう。しかしこの両遺跡が相互の交渉を持たずに独自の生活を維持したと考えることはできない。両遺跡の間隔が約2kmという近い距離にあることだけでなく、水田経営にあって灌漑用水の確保と同時にその排水も重要な問題であり、現在においても鎌田・貝塚丘陵の開折谷から流れ出す小河川が今之浦川へ合流していることを考えると、鎌田・鍬影遺跡を経営した人々は水資源を太田川に求めるだけでなく、今之浦川の小支流にも求め、さらにその排水はすべて今之浦川支流に維存していたとみられ、今之浦川をめぐって、両遺跡に居住した集団の間に

はなんらかの関係があったことは当然考えてよいであろう。したがって台地南縁部の諸遺跡を形成した集団と東縁部の南端の諸遺跡を形成した集団は相互になんらかの関係を有したとみられ、遺跡の分布上からは南縁部と東縁部にグルーピングが可能であるが、当時の地域社会の動向を推察する場合には、弥生時代以降は磐田原台地南部（目安として国道1号線以南の地域）のなかで、その動向を見てゆくことが賢明であろう。

磐田原台地における古墳文化の成立は4世紀後半に鎌田・貝塚丘陵の東部（以後、鎌田丘陵と呼称）に築造された松林山古墳[6]によってである。全長110m・後円部径65m・高さ10.8m・前方部幅30m・高さ約7mを測り、竪穴式石室を内部主体とした本墳は、長宜子孫内行花文鏡・三角縁二神二獣鏡などの鏡4面をはじめ五脚式巴形銅器・水字貝製貝釧・琴柱形石製品・短甲・鋼鏃等を出土している。磐田原台地における古式古墳で、その内部主体に竪穴式石室を有するのは本墳のみであり、他は木棺直葬や省略された粘土槨状の内部主体・礫槨であり、その副葬品とあわせ畿内政権との関係の上に松林山古墳およびその被葬者が位置することは明らかであり、磐田原台地の古墳文化の成立は畿内政権の東国進出に負っていると言える。松林山古墳が築造されてほぼ四半世紀の間に鎌田丘陵においては全長約90m・後円部径約45mの前方後円墳・経塚古墳（20）が、中泉丘陵では同じ時期に全長約83m・後円部径約45mの庚申塚古墳（8）、墳丘規模は不明であるが前方後円墳の連福寺古墳（9）と3基の前方後円墳が築造され、東海地方において古式古墳の集中した地域として注目される。経塚古墳は明治17・18年頃破壊され、三角縁四神四獣鏡が出土し、大阪府万年山古墳出土鏡と同型である[7]。また庚申塚古墳からは明治中期に遺物の出土があり、半縁式二神二獣鏡車輪石・石釧（いずれも碧玉製）等が出土している[8]。連福寺古墳は早くから破壊され、その墳形も明確に残していないが、三角縁三神三獣鏡が単独で出土している[9]。この鏡は京都府椿井大塚山古墳等と同型品である[10]。そしてこれら三墳の内部主体はいずれも調査がなされずして遺物を出土しており不明な点が多いが、石室ではなく木棺直葬か粘土槨であったと思われる。鎌田丘陵の松林山古墳・経塚古墳に対応するように中泉丘陵に庚申塚古墳・連福寺古墳が築造されていることは、台地南部の二つの集団が畿内政権との関係を保ちながら拮抗していたことを出土遺物からも示している。

5世紀に入るとこの状態に大きな変化がでてくる。すなわち前葉から中葉にかけて築造された堂山古墳（15）が鎌田・貝塚丘陵の西部（貝塚丘陵）に築造される。堂山古墳は全長101m・後円部径54m・前方部幅65mの中期型前方後円墳であり、周濠を有している[11]。内部主体は明治前期に破壊され位至三公内行花文鏡等の鏡三面を出土した。昭和32年には後藤守一氏を中心として墳丘全体の調査が実施され、円筒埴輪が墳丘裾と中段の二列に樹てられ、墳丘からは円筒埴輪や形象埴輪を棺とした埴輪棺が多数発掘され、後円部墳頂にもキヌガサ・蓋形埴輪が樹てられていた。さらに円筒棺内やその周囲から多数の鉄製武器・農具・工具が出土し、松林山古墳の系譜を引いた畿内的中期古墳であることが明らかとなった。しかし磐田原台地南部において5世紀前葉から中葉にかけて築造された大型前方後円墳は堂山古墳のみであり、やや小規模なものとして鎌田丘陵上にある新貝18号墳（22）がある程度である。しかしこの時期には中泉・城之崎・鎌田の各丘陵に径50mを越える大型円墳が築造される。すなわち中泉丘陵には兜塚古墳（径70m・2）[12]、城之崎丘陵には城之崎丸山古墳（径60m・11）[13]、鎌田丘陵には高根山古墳（径69m・18）[14]・秋葉山古墳（径55m・20）[15]、さら

にやや遅れて中泉丘陵に澄水山古墳（径50m・6）と大型円墳が集中して築造される。中泉丘陵の大型円墳は庚申塚古墳・連福寺古墳に続く系譜を有し、鎌田丘陵のそれは松林山古墳・経塚古墳の系譜をひくものであることは群の構成からも明らかである。したがってこの二被葬者集団達の首長は5世紀に入ると前方後円墳の築造を規制されたのではなかろうか。これがあたかも畿内政権が全国的に古墳築造に対する規制を加えたと考えられている[19]時期と同じである事も注目される。そうした時期に全長100mの畿内的前方後円墳である堂山古墳が鎌田丘陵の西の貝塚丘陵に、あたかも磐田原台地南部を制圧するかのごとく築造されることは、畿内政権が堂山古墳の被葬者およびその被葬者集団をして強力な支配権を樹立しようとしたあらわれではなかろうか。またこの時期の動向として無視できないのが中泉丘陵において兜塚古墳が庚申塚古墳・連福寺古墳・澄水山古墳のグループ[20]

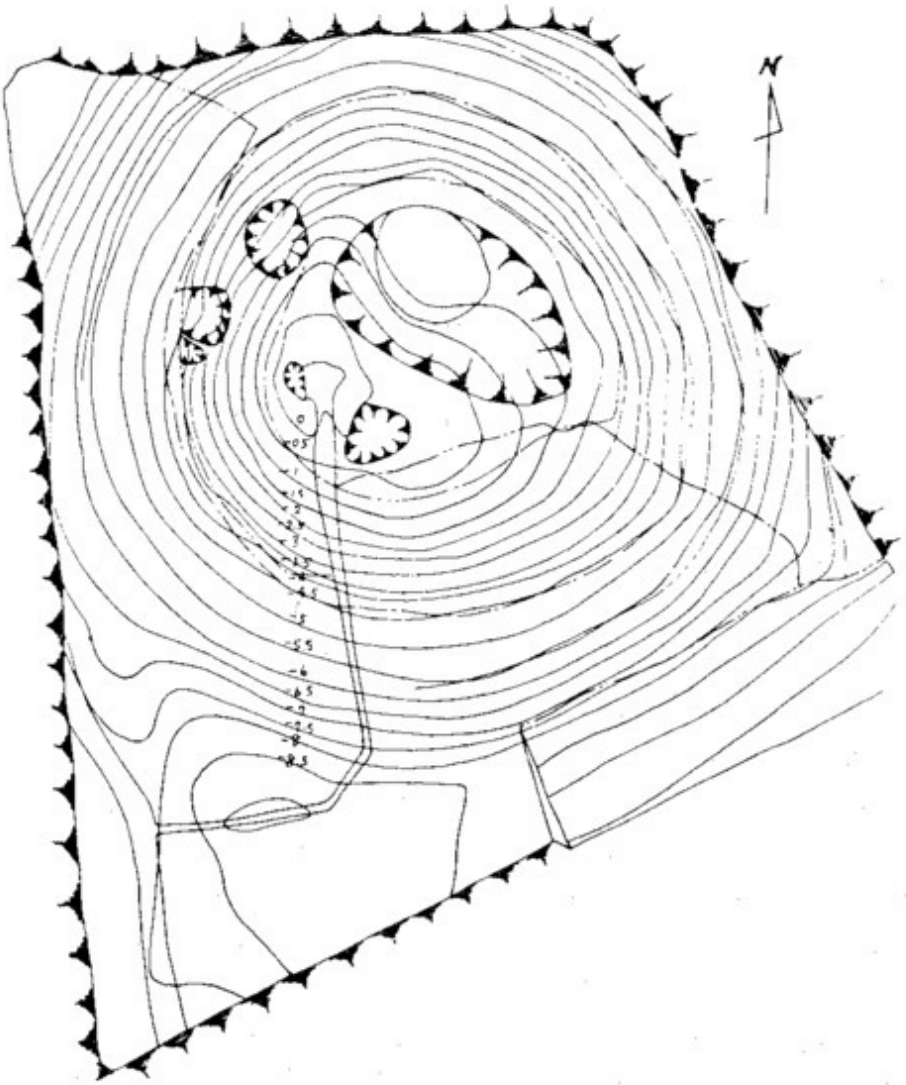

第5図　城之崎丸山古墳墳丘実測図（文献⑪より転載）

とはやや離れて築造され、さらに城之崎丘陵に独立的にある城之崎丸山古墳（第5図参照）・さらに5世紀中葉頃とみられる安久路丸山古墳（径30m・13）等の円墳が4世紀以来の造墓地とはやや距離をおいたところに築造されることである。この現象は畿内権力の強力な地方への介入と、それにより生起した在地氏族の血縁・地縁関係の弛緩化の結果であろう。すなわち畿内政権は地方における一つの強大な在地勢力を介しての地方支配の貫徹よりも、在地勢力の分裂・弱体化を計るなかで、彼等との勢力差を拡大しつつ、地方における畿内政権の絶対化への路を歩んでいたと思われる。この政策は6世紀前葉における東国への屯倉設置を主たる政策とした強力なる地方支配政策となって発展してゆくものであろう。中泉・鎌田丘陵の伝統的造墓地において、5世紀前葉に築造された唯一の前方後円墳は、鎌田丘陵の新貝18号墳[18]（稲荷山古墳）であり、その全長は46mしかなく、隣接する秋葉山古墳の径55mよりも小さいことも上述の動向を裏付けるものと考える。新貝18号墳に接して北に築造されている径30mの円墳である新貝17号墳[19]はその内部主体が木棺直葬であり、その棺の長さ9.5m・中央部幅0.9mの狭長なもので、その両小口に粘土での被覆が認められ、変形神獣鏡二面・装身具類・鉄製剣・同直刀・斧・鎌などの出土を見、5世紀前葉から中葉の築造と考えられることも、それに隣接した18号墳や秋葉山古墳の築造年代の推定の一助となろう。

5世紀中葉以降、磐田原台地に横穴式石室が出現する5世紀末から6世紀初頭にいたる約半世紀間の台地南部では径30m前後またはそれ以下の円墳が築造されるが、その内容にはみるべきものはなく、台地南部の被葬者集団は畿内政権の下に組み込まれたかのようである。そして東縁部に三ヶ野二子塚古塚[20]（23）のように全長64mの前方後円墳が出現する。二子塚古墳は台地南部の古墳がほぼ伝統的に採用する木棺直葬で小口を粘土により被覆する内部主体を採らず、河原石による礫槨で馬鐸・鈴杏葉などの馬具等を出土し、台地南部の勢力の地盤沈下に対応し、東縁部に新しい勢力の台頭を裏付けている。しかも遠江における最初の横穴式石室・こしき塚古墳を築造するのは二子塚古墳の被葬者集団であることも見のがすことはできない。こしき塚古墳は割石積みの横穴式石室内に組合式石棺をおさめ、十字形鏡板や鈴杏葉などの馬具や遠江における須恵器編年第Ⅱ型式[22]の須恵器、さらに須恵質埴輪[23]の出土をみる。その後、台地の各地に勢力を張る集団のことごとくがこの横穴式石室を採用し、上述してきた前・中期の古墳を核として群集墳形成が開始され8世紀初頭まで続く、台地南部においても鎌田丘陵の南端に小円墳の群集墳があり、中泉丘陵西縁には京見塚古墳を中心として横穴式石室5基以上からなる群集があった。また本報告書で述べる城之崎2・3号墳[24]も、群集墳の形をとらないがこの時期のものである。鎌田丘陵先端の群集墳はその立地から松林山古墳・経塚古墳・秋葉山古墳・高根山古墳を意識して造墓地を選んだようにも考えられ、松林山古墳をはじめとした前・中期古墳の被葬者達を共通の祖とした氏族制秩序がそこに確立されつつあったことを想定させる。したがって後述するごとく城之崎2・3号墳の築造地選定にあたっても、城之崎丸山古墳の位置は無視できなかったであろう。

8世紀に入り、遠江国の中心となるのは畿内政権が早くから強力な支配を貫徹したとみられる中泉丘陵およびその北東の見付丘陵である。すなわち藤岡謙二郎氏の想定[25]に従えば、見付丘陵に遠江国府が総社である淡海国玉神社の東に設定され、遠江国分寺（5）は中泉丘陵のほぼ中央に建設され[26]、現在は国分寺跡として史跡公園化されている。

註1) 麻生　優ほか　『西貝塚』（磐田市教育委員会刊）　1961

(2) 平野吾郎　『遠江見性寺貝塚の研究』（磐田市教育委員会刊・磐田市立郷土館報告第Ⅱ輯）1974　以下の今之浦貝塚遺跡群の動向は本書によっている。

(3) 市原寿文　『遠江石原貝塚の研究』　1962

(4) 向坂鋼二　「原始時代郷土の生活圏」（『郷土史研究と考古学』所収）1970

(5) 他に中泉丘陵の北西端部に加茂東原遺跡（第4図）があり菊川式Ⅱ類土器が出土しているが、表面採集によるものであり、遺跡の規模等については不明である。鈴木久雄・平野吾郎「磐田郡加茂東原遺跡の土器について」（『遠江考古学研究』3）1969

(6) 後藤守一・内藤政光・高橋　勇　『松林山古墳発掘調査報告』　1939
内藤　晃　「松林山古墳」（『東海道新幹線静岡県内工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』・静岡県文化財調査報告書第6集）1965

(7) 西郷藤八　「遠江国新貝経塚古墳」（『考古学雑誌』16巻9号）1927

(8) 小林行雄　「三角縁神獣鏡の研究――型式分類編――」（『古墳文化論考』）1976　等。

(9) 静岡県　『静岡県史』第1巻　1930

(10) 平野和男　「遠江新発見の三角縁神獣鏡」（『遠江考古学研究』2）1968

(11) 平野和男　『磐田の古代史』（磐田市誌編纂委員会刊）1976

(12) 径70m・墳丘の高さ7mの二段築成円墳であり、第二次大戦中に主体部が破壊され、仿製三神三獣鏡などを出土。内部主体は木棺直葬と推定される。　註11参照。

(13) 昭和45年度に緊急調査が実施された。径60m・墳丘の高さ6.5mの二段築成円墳であり、内部主体は開墾等により破壊され存在しなかった。石室が存在した言伝えもなく、木棺直葬であったと考えられ、墳丘北側より円筒埴輪の出土がみられる。磐田市教育委員会　『磐田市新貝17号墳・18号墳・城之崎丸山古墳調査概報』　1972．第5図参照。

(14) 径69m・墳丘の高さ8mを測り、一部に造出しを有す。円筒埴輪列が存在する。

(15) 径55m・墳丘の高さ8mを測り、一部に造出しを有す。

(16) 小野山節　「5世紀における古墳の規制」（『考古学研究』第63号）1970
同氏　「古墳と王朝の歩み」（『古代史発掘』第6巻）1975

(17) 同様の政策は駿河国中部において5世紀後半から6世紀前半にかけてみられる。
辰巳和弘　『有度山北麓の古墳――清水市瓢箪塚古墳測量調査報告――』1975
同　「盧原氏に関する一考察――大化前代の駿河国中部――」（『地方史静岡』第6号）1976

(18) 註13に同じ。

(19) 註13に同じ。

(20) 新貝17・18号墳と同じ丘陵上に位置していた新貝12・13・14号墳はいずれも5世紀後半の築造とみられる円墳であるが、その墳丘規模は8.5～12mと小さく、内部主体は土拡（12号墳）・木棺直葬で両小口を粘土で被覆するこの地域の伝統的なもの（13号墳）であり、副葬品は皆無という貧弱なものである。平野和男　「新貝第12・13・14号墳」（『東海道新幹線

静岡県内工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』前出）

(21) 註９に同じ。それにおいては二ッ山古墳として報告されている。

(22) 註11に同じ。

(23) 山村　宏・嶋　竹秋・大崎辰夫ほか　「遠江の須恵器生産」（『古代学研究』50）1968

(24) 註９に同じ。

(25) 藤岡謙二郎　『国府』110～116頁。　1969

(26) 石田茂作　『遠江国分寺の研究』（磐田市教育委員会刊）1962

城之崎丸山古墳（１号墳）全景

Ⅲ　城之崎２号墳の調査

1.　位置と墳丘

城之崎丘陵と貝塚丘陵との間を隔てている安久路の開折谷は、城之崎遺跡付近においてすでに海抜３～４ｍと今之浦川下流と大差ない海抜を測り、低湿地であったことを示している。その開折谷より28～30度という急傾斜を有して立ちあがる城之崎丘陵東斜面は、海抜15ｍ付近よりその傾斜を緩やかにする。城之崎２号墳（以下２号墳と呼称）は丘陵上部がほぼ平坦面をなす海抜16ｍ付近の丘陵東端上部に築造されている。また２号墳の南から南西方向にかけて、城之崎３号墳（以下３号

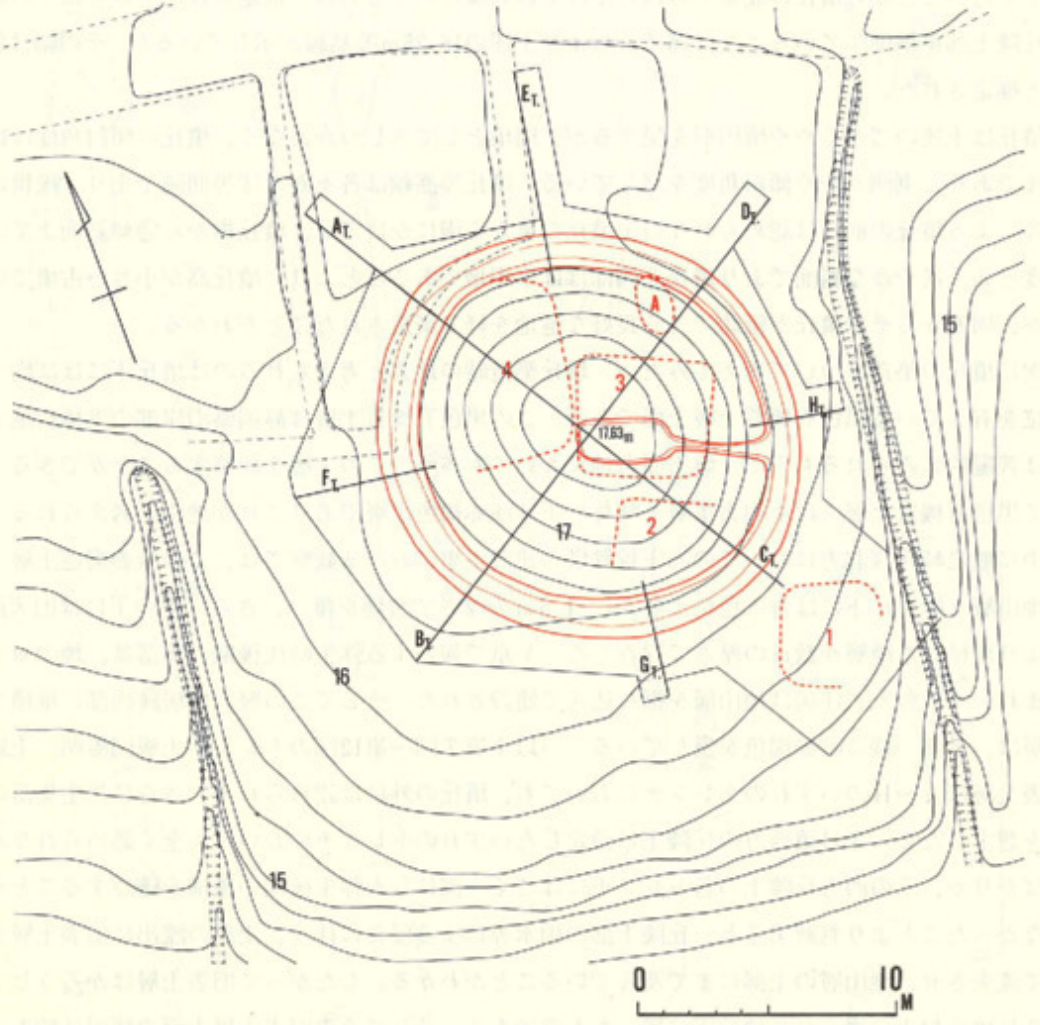

第６図　城之崎２号墳墳丘実測図及び遺構配置図（1/300）

墳と呼称）との間約40mは西から東に開いた小開折谷が形成されており、東斜面とほぼ同様の急傾斜をもって海抜を減じている。そしてその小開折谷は2号墳の西の方へと廻り込みつつあり、2号墳はあたかも方形に南へ突出した台地の上部を削平して築造されているかのようにみえる。調査時での現状は墳丘も含めて丘陵上部はすべて茶畑であり、墳丘の東2mと西約10mには、ほぼ南北方向に掘削された溝が走り、開墾が進んでいたが、墳丘および墳丘周辺部は第6図からも明らかなごとく、開墾の進行するなかで比較的旧状をよく残していた。

墳丘実測図（第6図）よりみると海抜16.5mの等高線が墳丘基底を示しているものと思われ、それにより墳丘規模をみると、南北径13.2m・東西径12.1mとやや楕円形の平面形をなし、墳丘の高さは1.13mである。また16.25m等高線の墳丘北北東での状態や、実測図には記録していないが、墳丘裾の北から西にかけての部分に、墳丘に添って細い農道が走っているが、この農道部分が周囲よりやや低いことから墳丘の北東から西にかけてに周溝がめぐるものと推定された。さらにその周溝は丘陵上部を掘削していることは16.5mおよび上述の16.25m等高線が示しているが、その幅は約2mと推定された。

墳丘は上述のごとくやや楕円形を呈するが、円墳としてさしつかえなく、墳丘の傾斜角度は15度前後であり、東側がやや傾斜角度を増している。墳丘等高線は各々がほぼ等間隔で走り、後世の開墾等による墳丘の崩れは認められない。墳丘の東から南にかけては、墳丘裾から急傾斜面までは約5度という緩やかな斜面であり墳丘北側はほぼ平坦地であることより、墳丘高が小さい古墳ではあるが、周囲からその墳丘が確認できる良好な選地を経て築造されたことがわかる。

次に墳丘の築造について考えてみたい。墳丘築造時の地表と考えられるのは墳丘下にほぼ均一に層位を有している黒色有機質土層上面である。この黒色有機質土層は静岡県沿岸部の洪積台地上にほぼ普遍的にみられるもので、磐田原台地においても各所でこの土層を観察することができる。そして黒色有機質土層（以下旧表土層と呼称）下は淡赤褐色土層でありこれが地山と考えられる。調査中に城之崎丘陵北方においての高圧線鉄塔の建設工事における観察では、この淡赤褐色土層（以下地山層と呼称）下には青灰色粘土層が1～1.5mの厚さで台地を覆い、さらにその下には旧天龍川により堆積した礫層が数mの厚さで存在した。Ⅴ章で報告する弥生時代後期の集落は、地山層上に営まれ、その竪穴式住居は地山層を掘り込んで建設された。そしてこの竪穴住居跡内部に堆積した土層は、ほぼ一様に暗赤褐色を呈している。（以下第7図～第12図のトレンチ土層図参照）上述の旧表土層はA～Hのいずれのトレンチにおいても、墳丘の外には認められず、さらに弥生集落の存在を想定した2・3号墳西方の丘陵上に設定したいずれのトレンチにおいても全く認められなかったばかりか、その西方丘陵上の各トレンチにはごく一部にしか弥生後期の遺構を確認することができなかったことより判断すると、丘陵上部の雨水等による侵食に伴う、土砂の流出は旧表土層をすべて流失させ、地山層の上部にまで及んでいることがわかる。したがって旧表土層はかろうじて2・3号墳の封土に護られて墳丘下に残ったものである。そしてその旧表土層上面の傾斜は約2～3度と極めて緩やかな傾斜をもって、北へ向ってその海抜高度を増しており、2号墳は丘陵上のほぼ平坦面を選んで築造されていることはこれからも明らかである（第7図・第8図参照）。さらにAトレンチ北端における地山の上面は海抜16.24mであり、それに対し墳丘下の地山層上面の最高位は

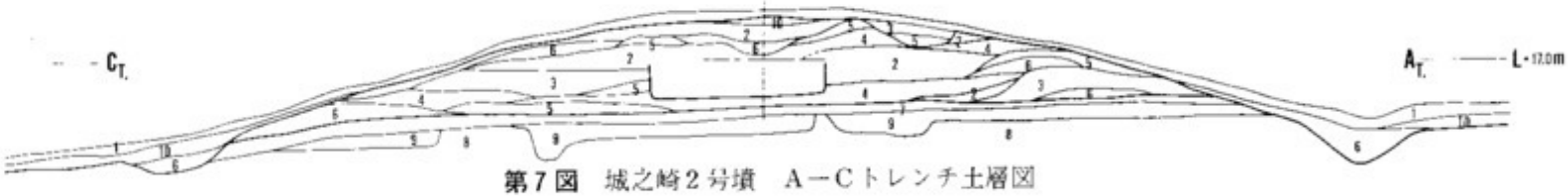

第7図　城之崎2号墳　A－Cトレンチ土層図

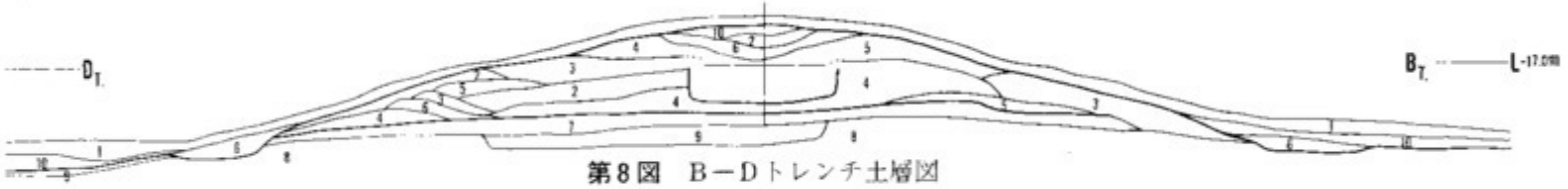

第8図　B－Dトレンチ土層図

第9図　Eトレンチ土層図

第10図　Fトレンチ土層図

第11図　Gトレンチ土層図

第12図　Hトレンチ土層図

土層名

1　表土層
2　黄褐色粘質土層
3　黄褐色含礫土層
4　黄褐色土層
5　暗灰褐色土層
6　暗灰色土層
7　黒色有機質土層（旧表土層）
8　淡赤褐色土層
9　暗赤褐色土層
10　淡黄褐色土層

海抜16.46ｍを測り、そこになお22cmの差を見い出すことができる。仮りに2号墳築造地における旧地表面の傾斜角度を最も緩やかな2度とし、地山層上面の傾斜角度を同じ2度とすると、Aトレンチ北端の地山層上面の海抜高度は16.83cmなければならず、現状とは59cmの差を生ずる。このことより墳丘周辺の丘陵上部の土砂の流出は「59cm＋旧表土層の厚さ」という厚さであり、旧表土層の厚さは墳丘下において10cm前後であることを考慮するならば約70cmにおよぶ厚さの土砂が約1200年余の間に流失したことになり、西方の丘陵に存在したとみられる弥生集落跡がほとんどその痕跡をとどめない理由も理解されよう。もっとも上述の約70cmという数字は丘陵が一定の傾斜を有し続けた場合であり、おそらく最大の流出幅とみてよいであろう。

墳丘断面図（第7図・第8図）より明らかなごとく、旧地表上に約1.23ｍの高さに封土が盛りあげられており、その土はおそらく墳丘築造地周辺の丘陵から採土したものとみられる。Aトレンチの周溝から北側の地山が幅4.5ｍにわたり掘り込まれている。これは丘陵上の侵食作用によるものではなく人為的なものとみられる。これと同じように周溝外に地山を削った痕跡はE・F・Hの各トレンチの土層に明瞭に認められる。いずれのトレンチにおいても周溝からの幅は一定ではないが現在の地山層上面より20～30cmの深さで採土されている。上述のごとく丘陵一帯のその後の侵食作用が著るしかったことを考慮に入れると、墳丘用盛土は周辺からの採土でまかなうことができたと考えられる。

墳丘が正確な円を描く基底を有さないことは墳丘実測図に関して説明したが、墳形はさして意識されたものではないらしく、BトレンチやFトレンチの土層図にみるように旧表土層が墳丘内部でいずれも墳丘裾の部分で削平されていることより、封土を盛りあげるにあたり、大雑把に周辺の丘陵から採土して盛りあげ、墳丘中程まで盛りあげた時点において、墳形を整え墓域を確定させるために周溝が掘られた様子である。そのため一部に周溝内にあっても削平してしまった部分が生じ、その部分にはあらためて盛り土を行った様である。封土の盛りあげにあたっては、まず外側から内側へと土を盛りあげており、AトレンチやDトレンチではそのことが端的にあらわれている。

内部主体は墳頂のグリッド平面調査によってその掘方を検出できず、内部主体天井部の陥没に伴う、墳頂部封土の陥没した土層の変化により、主体部の方向やその規模に目安をつけて試掘溝を掘り、床石を検出し、主体部床面より内部主体の全容を明らかにしえたのであり、結果的に主体部の明瞭な壁は床面より40cm程度しか明らかにすることができなかった。主体部天井の陥没に伴う、墳頂部封土の陥没の状態は、第7図・第8図から明らかなことである。

周溝は墳丘裾を全周しており、その巡り方は墳丘実測図において16.5ｍ等高線が明らかとしたごとく楕円形を呈している。周溝により明らかにされた墳丘の平面形は南北14.3ｍ・東西13ｍの楕円形である。周溝はその最大幅1.6ｍ（A・Bトレンチ）・最小幅1.28ｍ（Hトレンチ）でほぼ1.4ｍ前後の幅で全周している。その断面形はAトレンチでは幅1.6ｍ・深さ0.46ｍのV字形を採るが、他はDトレンチにおいてみるように、上幅1.4ｍ・底幅0.95ｍ・深さ0.24ｍと、底がかなりの幅で平坦面をなす。周溝の深さは墳丘北側においては、Aトレンチ――0.46ｍ・Eトレンチ――0.3ｍと深く、南から東にかけては、Hトレンチ――0.08ｍ・Bトレンチ――0.1ｍと浅い。

第13図　城之崎2号墳　内部施設実測図

2. 内部施設 （第13図参照）

内部施設はN－25°－W方向の主軸方位を有した横穴式石室状の平面プランをなしている。調査の当初、グリッド調査により墳頂部を平面的に掘り下げて掘方の検出を試みた所、前節において述べたごとく内部主体天井部の陥没に伴う墳頂部封土の陥没が層位的に認められ、主体部の存在とその方向を確認できたが、掘方は確認できなかった。そのためほぼ主体部の中央部と思われる部分に試掘溝を設けたところ、主体部床面と思われる偏平な河原石を平面的に敷きつめた層にあたり、その層を追跡して床面全体を検出した。そしてその試掘溝の断面より、主体部は封土の盛り土内に設けられ、ある程度の高さまで盛り土をした後に後述する横穴式石室状の平面プランにより、封土を約35～45cm掘り下げていることが確認された。またそれと前後して前溝と思われる溝が墳丘裾で検出され、その内部上層に主体部床面用材よりやや小さい河原石が層をなして認められた。この溝は主体部と連絡し、前溝と呼ぶべき性格の施設であると判断した。

内部主体は横穴式石室状の平面プランを有することは先に述べたが、石を用いて構築された奥壁・側壁や、天井部の施設は全くみられず、ただ掘方床面の辺縁部よりやや内側のほぼ全面に偏平な河原石を敷きつめており、前溝部の付設がなければ、礫床としてその内部主体を説明することもできる施設である。この施設が奥壁や側壁用材を抜き取られた横穴式石室の残存部でないことは、その掘方床面の床石と掘方の壁部との間に側壁用材を入れる余地のないこと、主体部内および主体部上の封土の土層は単なる内部主体天井部の陥没に生起した落ち込み以外は全く乱れが認められないこと、さらに主体部内に堆積した土砂中に石室用材として利用したとみられる石材が全く認められなかったこと等から裏付けることができよう。

主体部の計測値を示すと、その掘方上面の全長3.54m・奥部幅（掘方上面奥部より0.25m）1.38m・中央部幅（掘方上面奥部より1.8m）1.59m・前部幅（掘方上面奥部より3.3m）1.36m・前溝との連結部幅（掘方上面奥部より3.53m）0.78mであり、同じ計測線上での掘方床面の縁辺部の計測値は、全長3.47m・奥部幅1.25m・中央部幅1.44m・前部幅1.21m・前溝との連結部幅0.51mである。その平面形は銚子の体部の形をなし、奥部寄りはほぼ隅丸方形の矩形を呈し、掘方上面奥部より2.7m付近からその幅を減じながら前溝につながってゆく。

床面には偏平な河原石を敷いており、その範囲は掘方奥部から0.27～0.3m内側より敷きはじめ、掘方底辺縁部にやや余地をもってほぼ全面にわたっている。掘方奥部より2.5m付近までは比較的大きな河原石を用材とし、それより前溝側はやや小さな河原石を用材としている。また床石はその辺縁部においてやや雑に石を配している。掘方底部は船底状をなしており、それを平坦にするため底部に4～7cmの厚さで礫の多く含んだ地山土（黄褐色含礫土層）を敷き固めた後に、床石用材が敷かれている。しかし地山土の搬入によっても床面は完全に平坦とはいいがたく、依然として黄褐色含礫土層上面も船底状を呈することより、床石上面の断面も船底状を呈し、辺縁部の床石上面と、主軸線上の床石上面とはなお3～4cmの差を測ることができる。このことは次に述べる掘方縦断面の観察とあわせて、主体部の排水を考慮したものと考えた方がより妥当であろう。すなわち床石用材を配する前段階に礫を多く含んだ地山土を搬入していることや、掘方底面・搬入した地山土上面

・床石上面のいずれもが船底状をなしていることから、地山土は掘方底面を平坦になすためではなかったことが理解できよう。掘方床面の縦断面をみると、それは前溝にむかって約2°の傾斜をもって下がっており、地山土の搬入によってもこの傾向は変らず、したがって床石上面も最も奥の床石上面と、前端部のそれとではそこに13cmの差を測る。この点も上述と同様、主体部の排水を考慮してのものであろう。なお床面海抜高度はその奥の床石上面で16.53mを測る。

前溝は掘方上部奥壁より3.54m付近よりはじまり、その全長3.12mで周濠に開口している。その掘方上面の計測値は掘方上面奥部より4mの位置で0.58m・5mの位置で0.49m・開口部で0.65mを示し、掘方底面の計測値は同じ計測線上で4mの位置0.31m・5mの位置0.19m・開口部0.48mとなり、凵形の断面を示す。前溝は主体部の掘り込みと同時に設けられたようで、掘方奥部から、4.8mの地点より旧地表面を掘り込んでいる。掘方底辺は平均5°の傾斜を有して開口部へ下がっている。前溝内には奥部から5m付近より開口部にかけては、主体部床石用材と比較してやや小さい河原石を主に、幾つかの大きな河原石も混った層が、底面より約10cm程度上に層をなしてみられ、その上面は掘方底面とほぼ同じ傾斜を有している。主体部との連絡部から5mの地点付近までは全く前溝内に石を見い出せなかった。この河原石は人為的に配されており、しかも奥壁部より5m付近から開口部は旧地表層に掘り込まれていることから、その性格について断定できないものの、主体部底面が排水を考慮して造られていることを考えるならば、排水施設として機能したものとみることができよう。

註(1) 主体部の奥に0.8m×0.7mの大きさで深さが墳頂部より約0.6mの土拡があり、掘方奥部の上面を破壊している。この土拡は現代のもので廃棄を捨てたものである。

3. 遺物の出土状態

遺物は大別して内部主体から出土したものと、Cトレンチ墳丘裾と周溝から出土したものにわけられる。

主体部出土遺物は須恵器提瓶――1点・鉄製刀子――3点・鉄鏃――9点である。第13図に主体部における遺物の分布状態をあわせて記録した。須恵器提瓶は河原石によって造られた床面の最も奥・やや左側に立てられていた。この提瓶は次節で述べるように焼成に際して歪みが生じており、その底部は尖っており、それを立てるために床石の間に底部を安定させるようにしている。また焼成時の歪みが大きい方を前にして立てている。刀子は1点（刀子1）が床面の奥、提瓶の南南西15cmのほぼ主軸線上に、主軸線に直交するようにして出土した。鋒を左に、刃を奥に向けている。そして刀子1を副葬するに際し、床面の上にさらに上面の平坦な高さ6cm程度の石を置き、その上に置いていた。恐らく死者の頭部近くに置いたものであろう。残る2点（刀子2・刀子3）は刀子1より約1m離れてほぼ床面中央部に、床石より1.5～2cm浮いて出土した。出土状態は刀子2がその鋒を奥に向け、刃を左に向けてほぼ主軸線に平行に出土し、刀子3は刀子2と30度の角度で交差し、

その鋒は刀子2と同様に奥へ、刃は左に向けている。刀子2の鋒部分が刀子3の身のほぼ中央部の上に重なるように出土した。鉄鏃は提瓶から15cm離れて9本が束ねられた状態で、しかも床石の間にその鋒を差し込むようにしており、主体部の主軸線側から左に向かって差し込まれているようである。最も上のものを鉄鏃1とし、順に番号を付けた。上の2本（鉄鏃1・2）が平根三角形式であり、その下の2本（鉄鏃3・4）が長頸片刃式、さらに下の4本（鉄鏃5・6・7・8）が長頸尖根式、最も下の1本が長頸鏨頭式である。

Cトレンチからの出土遺物はすべて須恵器坏の破片であり、総計13個の破片が墳丘裾部の表土層および墳丘上面と、周溝内から不規則に点々と出土した。蓋・身の区別のできるものは蓋破片3個・身破片5個であり、その割れ目はかなり風化しており、墳丘裾に遺棄・破砕されてからかなりの時間の経過を示しており、恐らく古墳築造後間もないころに行われた墓上または墓辺祭祀に使用されたものであろう。

4. 遺　　物

(1) 主体部出土の遺物（第14図・第15図参照）

A 土　　器

須恵器提瓶（遺物番号1）　器高21.7cm・胴部正面幅18.6cm・同側面幅14.9cm・頸部正面幅6.5cm・同側面幅3.9cmを測る完形品で、環状把手を両肩に持つ。その成形にあたっては胴部径18.6cm・口径約14.5cm・器高約10cmのやや尖底気味の鉢形品の口部に、径約15cmの平らな円盤状の粘土を接合させて胴部を造っている。鉢形品は既にカキ目による調整が施されている。両者の接合には円盤状粘土の縁部を鉢形品の縁部から肩部に粘土を薄く延ばすようにして重ね、その重ねた部分に2.5～4mmの間隔で、長さ2～3cmのやや深い刻み目を篦状の用具で入れて接合度を強くしている。次に接合した円盤にカキ目調整を施しており、接合の際に刻まれた刻み目は部分的にカキ目により消えている。円盤により鉢形品口縁部を充填する際に、内部に手を入れて、下より円盤を支えるとともに、内部の接合も丁寧にその接合部がわからない程ナデにより擦り消している。その際に手を入れるために鉢形品の肩部の一部を削り取ったものとみられ、その部分が次

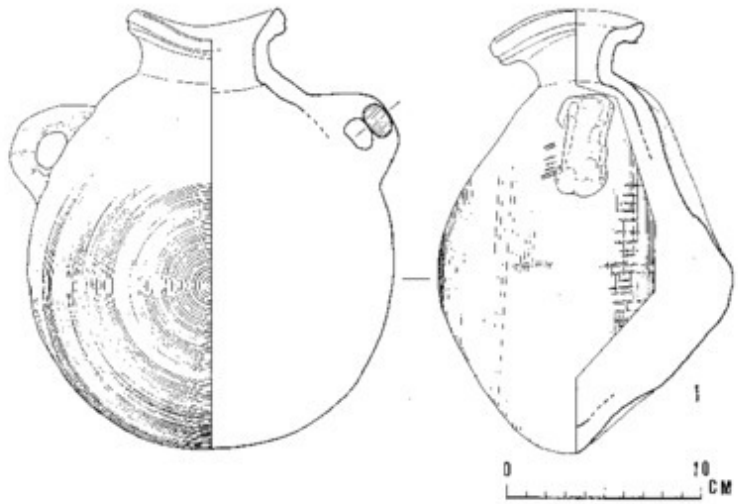

第14図　城之崎2号墳主体部出土遺物実測図〔1〕　（縮尺$\frac{1}{4}$）

の段階で頸部から口縁部を付設される場所とされているようである。そのようにして胴部を成形・調整した次の段階で、先に内部より円盤を支えるために明けた穴に粘土をあてながら埋めつつ、頸部を接合させる。頸部は胴よりほぼ垂直に立ち、徐々に外反しつつ、口縁部近くで大きく外反する。口縁部外側には一条の凹線をめぐらしている。頸部は横ナデ手法による調整を行い、頸部と胴部の接合部はナデにより仕上げている。そのような頸部の接合手法を採ることより、その接合部分は、ほぼ円形をなす胴部正面が、上に少しせり出したような形となっている。最後に環状把手は粘土紐を半円形に肩部に粘り付け、篦と指で整形しているが、その仕上げはやや荒い。

胎土はやや粗で、細かな白色砂粒を含んでいる。焼成は堅緻であるが、焼成に際し頸部および円盤で充填した側に大きな歪みが生じている。また底部や円盤による充填側寄りに、直径4.4cmと2.4cmの二本の同心円が凹線となって残っており、焼成に際し厚さ2cmの円柱状の窯道具を利用したことが明らかである。同様の痕跡を有する須恵器は、筆者等が調査した例として、和歌山市井辺八幡山古墳の西造出し出土の穿孔ある壺に三個の同様の窯道具の痕跡が認められる。[1]

さらに焼成中に生じた歪みのため、同時に隣接して焼成されていた他の須恵器と円盤により充填した面のほぼ中央部が癒着し、焼成後に両者を分離した跡が認められる。また副葬されるまでの間に口縁部の外側の一部を欠損している。なお色調は青灰色を呈している。

B　鉄　製　品

刀　子1.（遺物番号2）　全長15.3cm・身の長さ8.8cmで、身は区に近付くにつれてその幅を増し、区部での幅1.7cm・身の中程での幅1.25cmを測る平棟・平造りである。区は棟・刃の両方にある。錆化が著しいため、身がややふくらみを持つ。茎には木質部が良く残っている。

刀　子2（遺物番号3）　残存部全長14.6cmを測り、鋒部分を一部欠損しているがほぼ完形品であり、欠損部分を復原するとほぼ刀子1と同じ長さになると思われる。区部分の錆化が著しいが、その状態より両区であったと思われる。区部での身幅1.7cm：身幅程での幅1.5cmを測る平棟・平造りであり　茎は木質部が良好な残存状況を示している。

刀　子3（遺物番号4）　出土時点では完形であったが、調査終了後7年余にわたる保管中に茎尻部を欠失したものであるが、調査中における筆者のメモによると全長19.2cmを測り、刀子1および2と比較して大型品であったことがわかる。平棟・平造りで鋒の一部を欠損するが、復原した身の長さは11cm・区部での身幅1.9cm・身中程での幅1.7cmを測る。茎の残存長は1.5cmで、その台面は逆台形をなす。区部に鎺金の一部が残存し、鎺金と茎の間は木質部が良好な残存状況を示している。いずれにせよ県教育委員会にて保管中、遺物の一部が欠失したことは極て遺憾である。

鉄　鏃1（遺物番号5）　平根三角形式に属し、先端の一部を欠損するがその復原した鏃身長4cm・身幅2.6cm・ふくらみを有した縦長三角形で、断面がレンズ状をなす鏃身を有す。茎との間には2.05cmの断面長方形の篦被を有し、その先に長さ6cmの茎を有す。茎には矢竹と思われる木質部を良く残している。

鉄　鏃2（遺物番号6）　鉄鏃1とほぼ同形であり、平根三角形式に属する。鏃身長4.4cm・身幅2.4cmで、ふくらを有した縦長三角形をなし、その断面はレンズ状をなす。茎との間に長さ2cmの篦被を有し、茎は0.6cmを残し、茎尻を欠損している。茎は木質部を良く残し、篦被には茎の木

質部がそのまま被せられ、その木質部を締めるために幅0.4mmの紐状のものでまいている。

鉄　鏃3（遺物番号7）　長頸片刃式に分類できるもので、茎尻の部分を欠損するが、残存全長12.35cm・鏃身長3.4cmを測る。鏑被と茎の境は木質部の残存により明確ではないが、区から木質

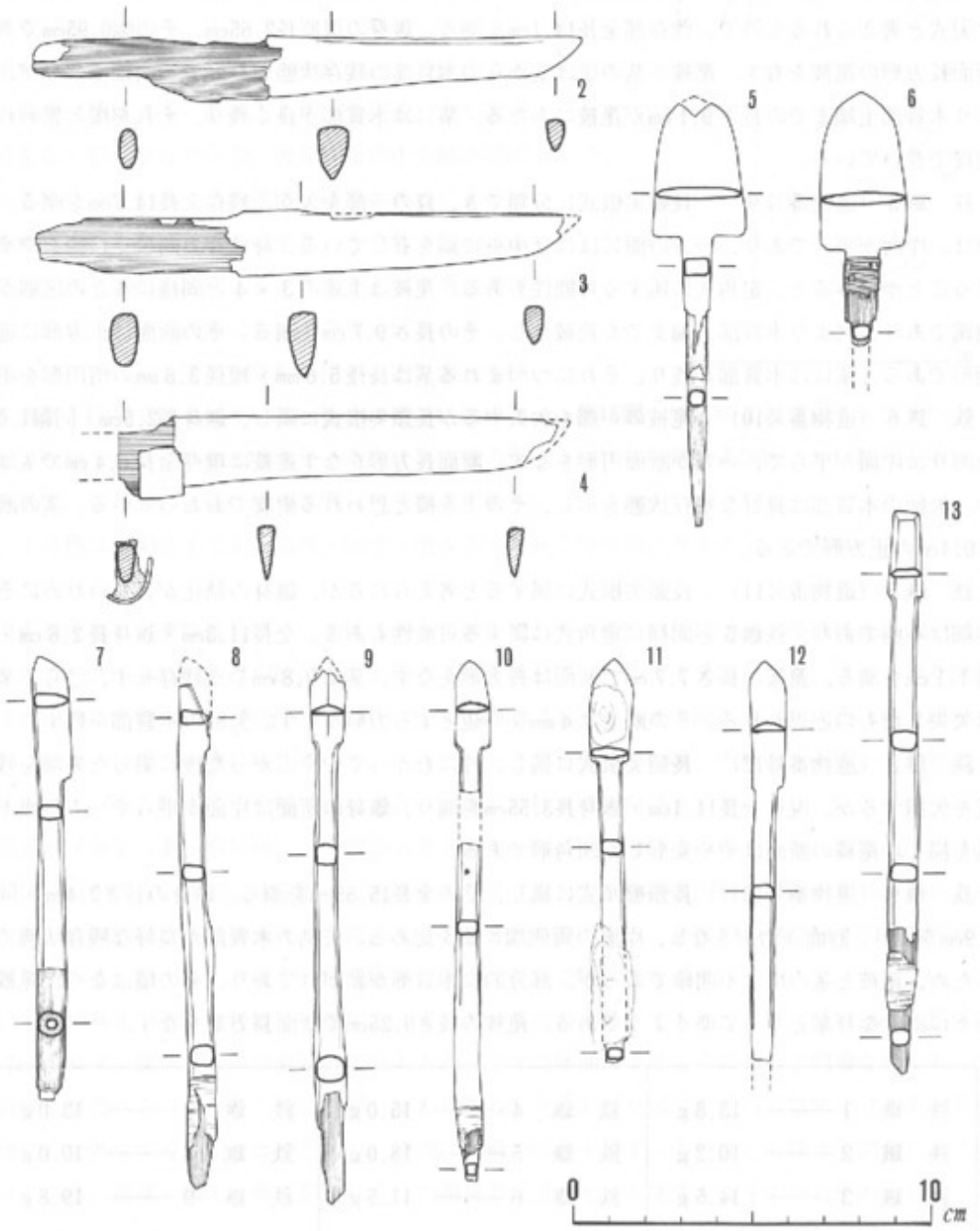

第15図　城之崎2号墳主体部出土遺物実測図〔2〕　（縮尺$\frac{1}{2}$）

部の上端までの長さ5.25cmあり、これが篦被にあたる部分と考えている。その断面は長方形である。鏃身は片刃であり、刃は先端近くで大きな円弧をえがき鋒に至る。棟は鋒より0.6cm下からやや内側へ彎曲するようにして刃と会い鋒を形成する。茎には矢竹と思われる断面円形の木質部が良く残っている。

鉄　鏃4（遺物番号8）　鏃身先端を大きく欠くが、その残存部分の断面より鉄鏃3と同じ長頸片刃式と考えられるもので、残存部全長14.1cmを測る。鏃身の復原長2.65cm、その幅0.95cmであり、断面長方形の篦被を有す。篦被と茎の境は茎からの木質部の残存状態が良好で不明確であるが、区より木質部上端までの長さ9.1cmが篦被にあたる。茎には木質部が良く残り、それを桜と思われる樹皮で巻いている。

鉄　鏃5（遺物番号9）　長頸尖根式に分類でき、鋒の一部を欠く。残存全長14.7cmを測る。鏃身は、片面が平らであり、一方の面にはほぼ中央に鎬を有している。身は鋒方向にその幅をやや広げることからみると、定角式に属する可能性もある。篦被は上述の3・4と同様に茎との区別が不明確であり、区より木質部上端までを篦被とし、その長さ9.7cmを測る。その断面は正方形に近い矩形である。茎には木質部が残り、それにつつまれる茎は長径5.6mm・短径3.8mmの楕円形を示す。

鉄　鏃6（遺物番号10）　篦被の一部を欠失するが長頸尖根式に属し、鏃身長2.5cm・同幅1.0cmを測り、片面が平らで、一方が断面円形をなす。断面長方形をなす篦被は現存全長8.4cmで茎は短い。矢柄の木質部は良好な残存状態を示し、その上を桜と思われる樹皮でおおっている。茎の断面は0.4cmの正方形である。

鉄　鏃7（遺物番号11）　長頸尖根式に属すると考えられるが、鏃身の錆化が著しいためにその詳細は不明であり、鉄鏃5と同様に定角式に属する可能性もある。全長11.3cm・鏃身長2.8cm・同幅1.1cmを測る。篦被の長さ7.7cmで断面は長方形をなす。茎は0.8cmしか残存せず、恐らく茎尻は欠失したものと思われる。その断面は4mmを一辺とする方形をなす。矢柄の木質部を残す。

鉄　鏃8（遺物番号12）　長頸尖根式に属し、鋒にむかってやや広がった後に尖った先端を残す。茎を欠損するが、現存全長11.1cm・鏃身長3.55cmを測り、鏃身の断面は片面が平らで一方の面が円弧を描く。篦被の断面はやや変形した四角形である。

鉄　鏃9（遺物番号13）　長頸鏃頭式に属し、その全長15.65cmを測る。鏃身の長さ2.4cm・同幅0.9cmを測り、断面が台形をなし、片面の両側端に鎬を認める。矢柄の木質部が良好な残存状態であるため、篦被と茎の境は不明確であるが、部分的に木質部が剝がれており、その境はなく、篦被が徐々に細くなり茎となってゆくようである。篦被の長さ9.25cmで断面長方形をなす。

鉄　鏃　1 ―― 13.8g	鉄　鏃　4 ―― 15.0g	鉄　鏃　7 ―― 13.0g
鉄　鏃　2 ―― 10.2g	鉄　鏃　5 ―― 18.0g	鉄　鏃　8 ―― 10.0g
鉄　鏃　3 ―― 14.5g	鉄　鏃　6 ―― 11.5g	鉄　鏃　9 ―― 19.8g

第1表　城之崎2号墳出土鉄鏃重量一覧

(2) Cトレンチ出土の遺物（第16図参照）

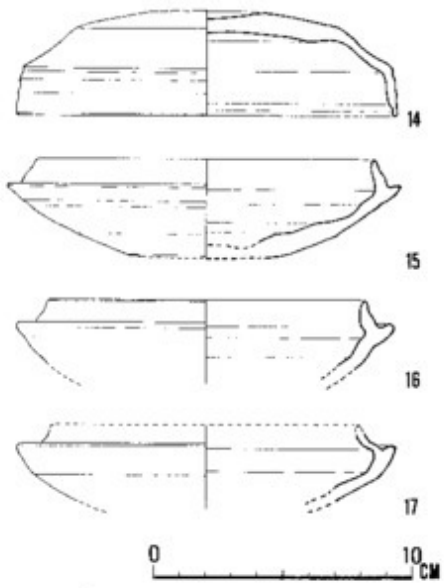

第16図 城之崎2号墳Cトレンチ出土遺物実測図 （縮尺$\frac{1}{3}$）

前節で述べたように、Cトレンチ出土の遺物はすべて須恵器破片であり、作図できるのは第16図に示した4例にすぎない。しかもそのすべてが復原による作図である。

須恵器坏蓋（遺物番号14） 全体の約$\frac{1}{4}$の破片であり、復原口径14.7cm・器高高4.0cmを測る。やや偏平な感をなす形をなしている。天井外面の中央部が周囲より低くなっており、その後粘土紐巻きあげによる稜線を明瞭に残しながら肩部に至り、やや甘い凹線によって天井部と体部を区別する。体部からほぼ垂直に口縁部に至り、口縁部内面にも一条の甘い凹線を施している。マキアゲ・ミズヒキ成形を用い、内外面とも横ナデ調整を施して仕上げている。胎土は密で、焼成は良好・堅緻であり、外面は暗灰色、内面は灰白色の色調を呈す。天井部の一部に焼成に際し自然釉の付着をみ、その色は灰褐色を呈す。器径・胎土・焼成等からみて須恵器坏身3とセット関係にあったものと考えられる。

須恵器坏身1（遺物番号15） 全体の約$\frac{1}{4}$の破片であり、復原口径12.9cm・器径15.2cm・器高3.9cmを測る。底部よりやや直線的に立ちあがってくる体部は、そのまま受部に至り、立ちあがり部もほぼ直線的に内側へ55°の角度で立ちあがり、口縁部は丸味をもって内面に至る。内面は粘土紐の巻きあげによる稜線を明瞭に残している。アキアゲ・ミズヒキ整形の後、内外面とも横ナデ調整により仕上げている。胎土はやや粗で砂粒を含み、焼成は軟質で灰白色を呈す。

須恵器坏身2（遺物番号16） 受部から立ちあがり部に至る部分の破片であり、復原口径12.1cm器形14.1cmを測る。体部から受部へと丸味をおびて立ちあがり、断面円形の受部を経て、斜め方向に内側に直線的に延び口縁部近くで直立する立ちあがり部へ至る。最後の調整は横ナデを内外面とも施している。胎土はやや粗で砂粒を含み、焼成は軟質で灰白色を呈す。

須恵器坏身3（遺物番号17） 受部から立ちあがり部の小破片であり、復原口径11.8cm・器径は14.7cmを有す。底部よりほぼ直線的に立ちあがってきた体部は受部近くにおいて明瞭な稜をもって急角度に受部へとつながり、鋭く受部へまわり込む。立ちあがり部はやや内彎気味に立ちあがり口縁部近くで外反する。胎土は密であり、焼成は堅緻で灰色を呈す。内外面とも横ナデ調整により仕上げている。器径・胎土・焼成等より上述の須恵器坏蓋とセット関係をなすものと思われる。

註(1) 森浩一・伊藤勇輔・辰巳和弘・大野左千夫・広瀬常雄 『井辺八幡山古墳』（同志社大学文学部考古学調査報告5） 1972

Ⅳ　城之崎３号墳の調査

1．位置と墳丘　（第17図）

城之崎丘陵はその東を安久路の開折谷により画されているが、それによって形成された丘陵東傾斜面はその奥部において約30～45度という急傾斜を有し、今之浦の低湿地に面する丘陵南東部斜面は約20度以下となっている。その丘陵東斜面の中程に西北から南東方向へとやや大規模な開折が進行し、城之崎遺跡と城之崎丸山古墳の立地する城之崎丘陵南端部とを画している。その開折谷の北約25ｍの地点の城之崎遺跡のほぼ中央部にそれを分断するように小規模な開折谷がある（第３・４図参照）。城之崎３号墳（以下、３号墳と呼称する）は上述の三開折谷により形成された西から突出するような形の丘陵上の平坦部の東北隅に築造されている。丘陵上平坦部は約22ｍの幅を有しており、３号墳が北東隅部に位置することより、その南から西にかけて平坦な丘陵面が残っている。

墳丘実測図を観察すると海抜14.25ｍ等高線が、ほぼ墳丘裾を示すものと思われ、それを参考にして３号墳の規模を実測図により示すと、径13ｍのほぼ正円形であって、やや墳丘東斜面がその丸味を欠いているようである。さらに墳丘傾斜角度は、墳丘両側の最も緩やかな部分で15度、墳丘東側の最も急な部分で23度を測る。墳丘最高部の海抜は15.66ｍであり、したがって墳丘高は1.4ｍを測

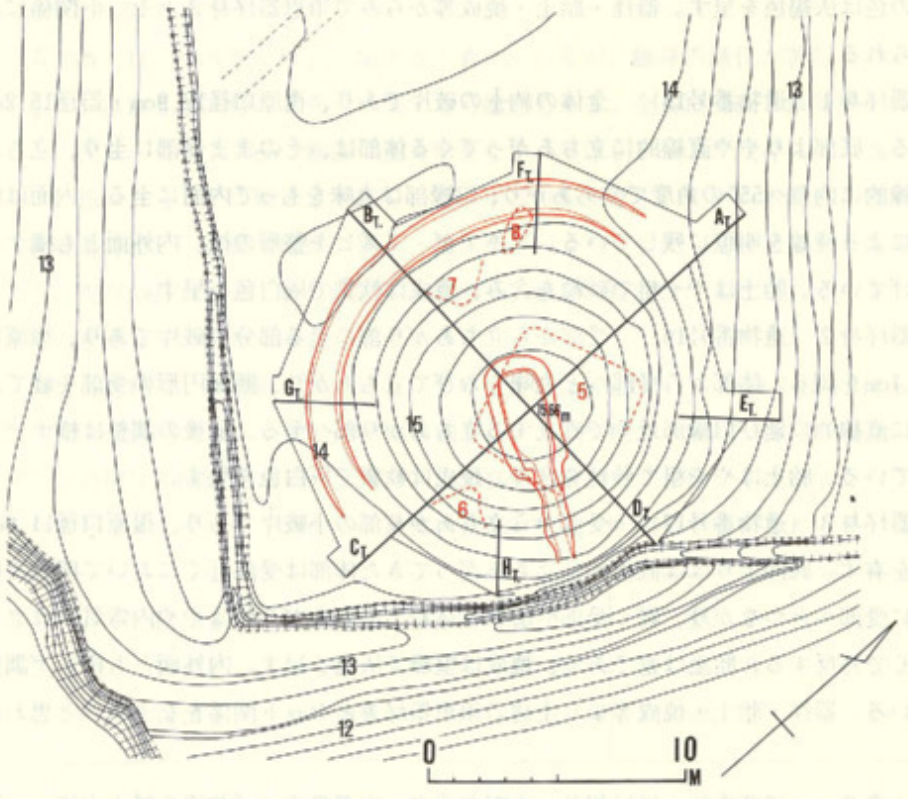

第17図　城之崎３号墳墳丘実測図及び遺構配置図（縮尺$\frac{1}{300}$）

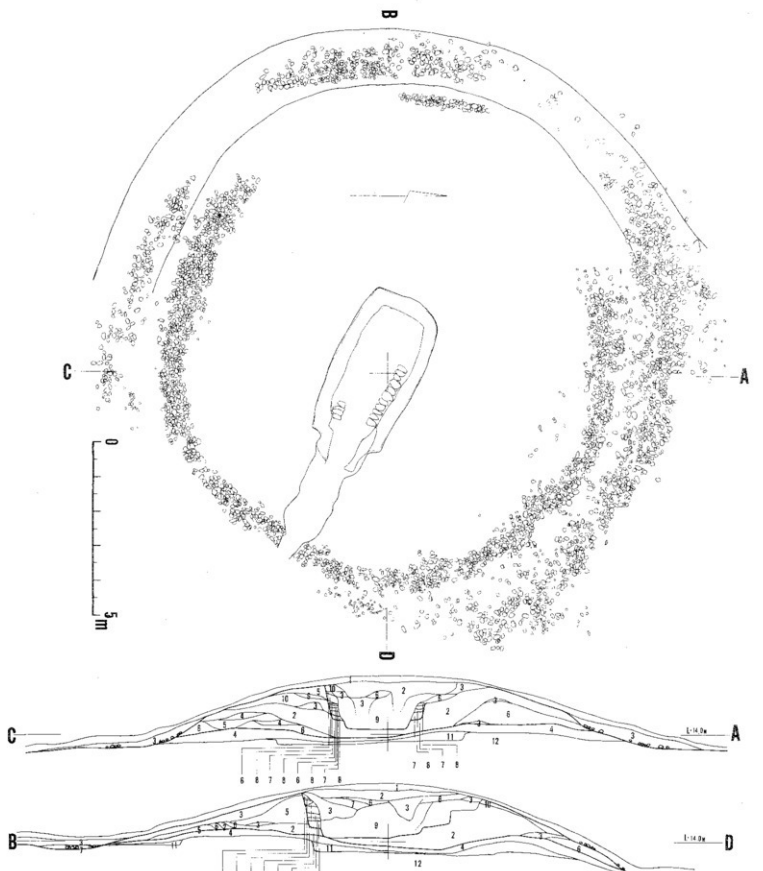

第18図 城之崎3号墳墳石実測図および埴輪断面図

土層名

1 表土層	5 暗黄褐色土層	9 黄褐色土層
2 黄灰褐色土層	6 黄灰褐色含礫土層	10 灰褐色粘質土層
3 暗灰褐色土層	7 黒褐色土層	11 暗赤褐色土層
4 黒色有機質土層（旧表土層）	8 黒灰色粘質土層	12 淡赤褐色土層

り、前章で詳述した2号墳よりも約0.27m高い。墳丘東斜面が丸味を欠くのは、長年月にわたる丘陵全体におよんだ侵食の結果であろう。また海抜14m等高線が、墳丘裾の北および南西部において周溝の存在を推定させ、さらに墳丘両側に14.25 m等高線に取り囲まれた小さな凸地があるが、その凸地と3号墳の間には約1.3 mの幅で同じ14.25 mの等高線が平行に走り、この位置に周溝が存在することを窺わせた。そして海抜13.75m・14m・14.25m等高線の状況より周溝は墳丘の北と南において、いずれも丘陵傾斜面へと抜けるように推定された。

墳丘の築造過程をみると、3号墳築造時における地表面は前章において述べたように黒色有機質土層上面と考えられる。2号墳下にあってはこの黒色有機質土層（以下旧地表層と呼称）はほぼ均一な厚みであり、緩やかな傾斜をもって開折谷の方向へと下がっていたが、3号墳下にあっては、その上面の凹凸が著るしいことと、その厚味においても地点により大きな差があることが注意される。旧表土層上面の最も高い部分は、開折谷に面したAトレンチにあり、その海抜14.4mを測る。一方最も低い部分は、墳丘直下の海抜13.75mと、両者の間に0.65mもの差がある。また土層の厚味においても最も厚い地点（Aトレンチ）では0.4mにもおよぶ反面、墳丘直下では0.05mを測るにすぎない。墳丘断面図よりみれば、3号墳築造地は全体としては傾斜はなく、平坦である。ではこの旧表土層にみる旧地表面の凹凸と厚味の差は何に起因したのであろうか。次章において述べるごとく、2号墳と同様に3号墳墳丘下においても弥生時代後期の住居跡が埋没しており、旧表土層はこの住居跡の竪穴内の堆積土にもなっている。すなわち黒色有機質土層の堆積が始まる時点において、なんらかの理由で廃棄された竪穴式住居跡は完全には埋没しておらず、その部分が凹地となって残っており、その段階で黒色有機質土層（旧地表層）の堆積が開始されたとみられる。しかもこの堆積の状態は不均一であり、完全に墳丘下に埋没することにより、流失から免れほぼすべてが残存している5号住居跡内では、旧地表層の堆積が非常に少なく、上述のように0.05mと非常に薄い部分もある。したがって3号墳が築造される時点においてもなお5号住居跡の竪穴の痕跡は凹地となって残存していたと考えられる。しかし一方において、5号住居跡の部分を除いては、旧地表層はほぼ均一に堆積しており、5号住居跡の竪穴内に堆積した旧地表層上面の凹みは、3号墳墳丘築造時において、墳丘中央部と思われる部分（5号住居跡の埋没地点）を少し掘り下げたともみることができる。なぜならば旧表土層が堆積するに際し、凹地として残存した竪穴内のみ、その周囲の$\frac{1}{5}$～$\frac{1}{8}$の厚さしか堆積をみなかったとは考えられず、恐らく3号墳墳丘築造時に旧地表を多少掘り下げたとみることもできる。上述の二解釈が考えられるが、筆者としては後者の考えをとりたいと思う。

旧表土層下には地山とみられる淡赤褐色土層があり、竪穴住居跡内には暗赤褐色土層の堆積がみられることは、2号墳墳丘下と同じである。墳丘封土の盛り方は2号墳と同様に古墳築造地の周辺の土を墳丘築造地内の外側から盛りあげてゆく方法をとり、海抜15.5mの高さまで盛りあげたことが確認できる。しかし墳丘中央部は幾つもの盗掘穴と思われる攪乱土層が認められ、次節以下で詳述するように墳丘全体が大きく破壊されていることより、3号墳完成時における墳丘の高さについては明らかではない。上述のようにして盛りあげた墳丘にあらためて、内部主体である横穴式石室構築のための土拡を掘り込んでいる。したがって墳丘封土を盛りあげるにあたってはかなり叩きしめたものと思われる。

墳丘裾部には外部施設として葺石が上下二段に約0.5mの間隔をおいてめぐらされている。上段の葺石は約0.6mの幅に拳大の河原石を使用して葺かれており、墓道前端部および墳丘西側には葺石は現存しない。この葺石はその上端の石が半径約6mの円を描いて置かれている。上段葺石がめぐらされている地点はすべて墳丘裾部よりやや高い場所であり、旧表土層とその上に盛りあげられた盛り土の最下層が接する部分にあたる。これは墳丘盛り土の雨水等による流失を防ごうとしたものと考えられる。墳丘両側の葺石が残存しない部分については部分的に残っている地域もあり、当初は墓道前端部を除いて墳丘を全周していたものと考えてよいであろう。その葺き方は河原石を墳丘裾部にはりつけるようにしたのではなく、ただ置いているだけのようであり、南側の上段葺石はほぼ1m単位でもって一群ができるようで、まとめて運んだ葺石用材をそのままやや乱雑に置いた状況を窺うことができる。

下段の葺石は上述のように上段葺石の外側をめぐっているものであるが、残存するのは、北から墓道前端左側までの部分と、西側および南側の三地域にわけることができる。しかし3号墳築造当初は上段葺石と同様にほぼ全周していたものと考えてよいであろう。第18図に図化した葺石の下段部分については、一部に上段の葺石の崩落したものもあると思うが、その区別が調査中には困難であったので、検出した石のすべてを記録した。特にその残存状態の良好な北側より、ほぼ下段葺石の幅は1m程度であったと推定できる。しかし上段葺石と比較して、下段葺石はやや乱雑に葺かれており、西側のように丁寧に葺かれている部分も存在するが、全体的に雑な工法である。特に北側の良好な残存状況を示す部分では上段葺石において部分的に観察できたようにほぼ直径1mの円の中で一群ができるようであり、運びあげた葺石用材を単に投げ出したかのような葺き方が認められる（第19図参照）。この下段葺石は墳丘裾の南から西を経て北へ至る間に掘削された周溝内に存在するものであり、その周溝の幅は平均1.1mであり、深さは10～15cmと非常に浅く、その底部に葺いたのが下段葺石である。墳丘裾の北東部分から南東部分の周溝がない部分にも葺石が存在することより、この下段葺石の性格を窺い知ることができる。すなわち周溝内に葺石が存在することは、周溝と下段葺石が同時の性格を与えられていたことを示している。それは墓域の明示ということであり、周溝の存在しない部分にもそのまま下段葺石がめぐっているのもそのためであろう。Cトレンチにおける葺石の出土状態を例にとると、上段葺石は海抜14mを中心として葺かれ、下段葺石は

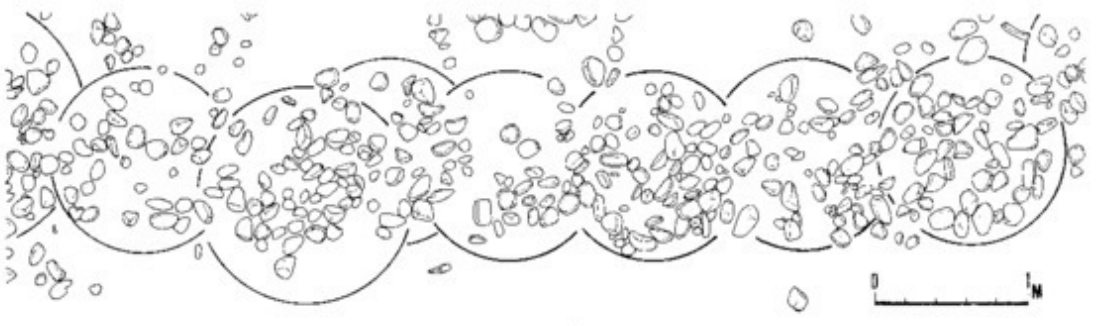

第19図　城之崎3号墳　下段葺石西北部におけるグルーピング

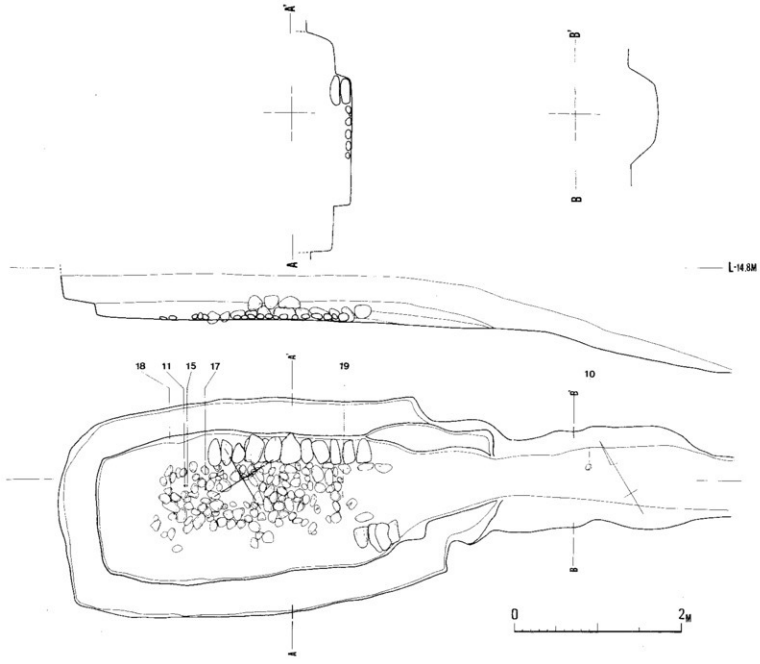

第20図　城之崎3号墳内部施設実測図

13.8mを中心とし、両者の間には垂直差は0.2mしかない。したがって単に墳丘封土の崩落を防ぐのみならば、上段葺石がその役を果たすのであり、下段葺石は周溝の底部の平坦面全体に葺かれていることを考えると、下段葺石には他の性格を考慮しなければならないことからも上述の考察を許されることができよう。したがって3号墳完成時において周溝の役割は全くなくなるのであり、そのことを考えると、3号墳築造の当初においては、周溝によりその墓域を画する計画であり、そのために周溝を堀削したが、墳丘築造の最終段階において、下段に葺石をめぐらすことにより墳丘裾の全体に墓域を明示することとしたと考えられ、3号墳築造中における計画変更があったものと推定される。

したがって下段葺石の最外端の石が墳丘規模を決定づけるものと考えられ、それにより墳丘径を測定すると、残存状態の良好な南北径は16mを測り、これが3号墳の墓域と考えられ、墳丘裾はほぼ下段葺石上端部付近とみることができ、それによると、南北径は14.5mを測る。東西径は東側下段葺石が残存状況が悪く良好な測点を求めることができないが、南北径よりも大きく、下段葺石の上端部推定径15.2m・同下端部推定径17.8mであり、やや東西方向に長い楕円形を呈することとなる。

2. 内部施設 (第20図参照)

前章において述べたごとく、墳丘を盛りあげた後、あらためて内部施設である横穴式石室を構築するために墳丘を掘り下げている。その掘方は両袖式石室のような平面形を呈し、全長8.1mを測り、石室を構築する主体部の長さ4.45mでその幅は前面で2.15m・中央部で2.57m・奥部で2.3mとやや胴張りを示し、奥の左隅部は半径0.8mの円弧を描いている。深さは残存する最も深い部分で1mを測り、その深さで底部を平坦にした後、横穴式石室の両壁根石を置く部分と石室床面になる部分を約0.3m掘り下げている。その長さは4.2m・幅は前面で0.8m・中央部では1.7m・奥部においては1.3mと胴張りをもち、墓道へと先細りになりながら連絡している。両側壁の根石はこの掘り込みの壁に寄せて小口積みに置かれている。

墓道はその長さ3.65mを測り、掘方上端部での幅は主体部に近い部分で1.45m・中央部で1.1m前端部で1.05mであり、深さは中央部で0.64mを測り、_/状断面を呈する。その底部の幅は平均1.3mを測る。

主体部はN−65°−Wに主軸方位を有し、床面海抜高度（床石上面）14.27mを測る横穴式石室である。前章において述べたように本墳は数回にわたる盗掘を受けたため、左側壁の中程から前の根石と、その上の二段目の石の一部、右側壁前端の根石を残すのみであり、他の側壁および奥壁用材はすべて抜き取られ残存しなかった。さらに床石も抜き取られた奥壁・側壁を中心に抜き取られたり、当初の位置を移動している。したがって石室規模はかろうじて石室前端部（玄門部）幅のみを知り得た。その石室前端部幅は0.75mである。しかし左側壁根石が、根石を置くためと床を造るために掘方底にさらに掘削した二段目の掘方に比較的忠実に配されており、奥壁および右側壁もほぼ同様な根石の配置をしていたと考えられることより、石室の他の部分の測定値を推定で示すならば、石室中央部幅約1.05m・奥壁部幅約0.95m・石室全長約3.25mである。側壁はすべて河原石を小口積

みとして積みあげていたらしく、奥壁については全く不明であるが、一枚の大きな用材を立てたと考えられる抜き跡がみられないことより、側壁と同様の石を小口積みにしたものと推定される。そして奥壁・側壁とも2段目の石からは当初の掘方の壁との間に40～45cmの間隔があり、側壁・奥壁用材を積みあげながら裏に土を詰めていった様子が墳丘断面図（第18図）より観察できる。

床石は拳大よりやや大きい偏平な石を全面に敷きつめていたと思われる。石室はその前面で袖を造らずにそのまま墓道へと連絡してゆく。

墓道は主体部との連絡部分とその前端での垂直差は約0.5 mあり、約10度の傾斜をもって墳丘裾の上段葺石付近で墳丘外へとぬけている。上段葺石を配置するに際し墓道の部分は避けており、墓道と上段葺石の前後関係は明らかにできなかった。しかし内部施設を構築するために一度積みあげた墳丘頂から1 m以上の深さに掘り込むことは、大量の土砂が生ずることであり、先に上段葺石が設けられていたならば、かなりの葺石が一時的にせよ埋没することとなり、内部施設が出来、完全にその主体部が埋められてから上段・下段の葺石が葺かれたのであろう。したがってその段階ではまだ墓道前面はそのまま残されていたことになる。

3. 遺物の出土状態

上述してきたごとく石室内は非常に荒らされており、したがって副葬品・装身具等の遺物も大半が掘方内の攪乱土層から出土し、当初の位置を窺い知ることができるものは数少ない。床面で出土し、一応原位置と考えられるものは石室奥部やや左側からまとまって出土した耳環（11）・管玉（15）・土製丸玉（17）と、石室中央部やや前から出土した鉄鏃片（19）であり、他の遺物はすべて原位置から移動している。しかし移動させられて出土した遺物のうち須恵器・土師器はその大半が石室右前部分の攪乱土層から出土しており、耳環（12）・管玉（16）・勾玉（13）・ガラス小玉（14）はいずれも石室奥部の攪乱土層内より出土し、副葬品・装身具の大体の位置を知ることができる。すなわち装身具類のすべてが石室奥部で出土することより、被葬者はその頭部を石室奥に置いて安置されたとみられ、副葬品の大半は石室右前部に置かれたものと考えられる。

また羨道部中央より土師器坏身（10）が出土し、おそらく原位置をとどめたものであり、墓前祭祀に伴うものと考えてよいであろう。

他に墳丘西北西の下段葺石の間から用途不明のスタンプ型土製品（21）が出土し、また墳丘北西部斜面から壺形土器口辺部（20）が出土したが、両者とも本古墳に伴う遺物ではないと考えられる。

4. 遺　　物

(1) 主体部出土の遺物

A 土　　器　（第21図参照）

須恵器坏蓋（遺物番号1）　天井部に宝珠形つまみを持ち、内側にかえりを持ったもので、器径12.0cm・口径9.5 cm・器高3.2 cmを測る。外面全体に暗緑色の釉が厚く掛り、その成形手法を知ることができないが、内面よりその成形過程を観察すると、粘土紐マキアゲにより本体を成形し、内

面を横ナデ調整したのち、かえりを張り付けて再び横ナデ調整により仕上げ、最後につまみを張り付けたものとみられる。器形は天井部に平坦面を設け、それより丸味をもって下がり、端部近くでやや反外するもので、内面は粘土紐マキアゲの状態を顕著に残している。かえりは外側より測定して2㎜の高さを有し、やや鋭く突出している。胎土はやや粗で細かな砂粒を含み、焼成は良好で上述のように外面には全面に暗緑色の釉が掛り、内面は灰白色を呈す。その器形・口径等より遺物番号3の須恵器坏身とセット関係にあるものと考えられる。

須恵器坏蓋（遺物番号2）　上述の坏蓋と同じ天井部に宝珠形つまみを持ち、内側にかえりを持ったもので、器径12.35㎝・口径10.1㎝・器高3.3㎝を測る。宝珠形つまみが中央に乗る天井部中央はほぼ平坦面をなし、中央部より2.5㎝の位置で丸味をもって下がり、端部近くの2㎝はほぼ直

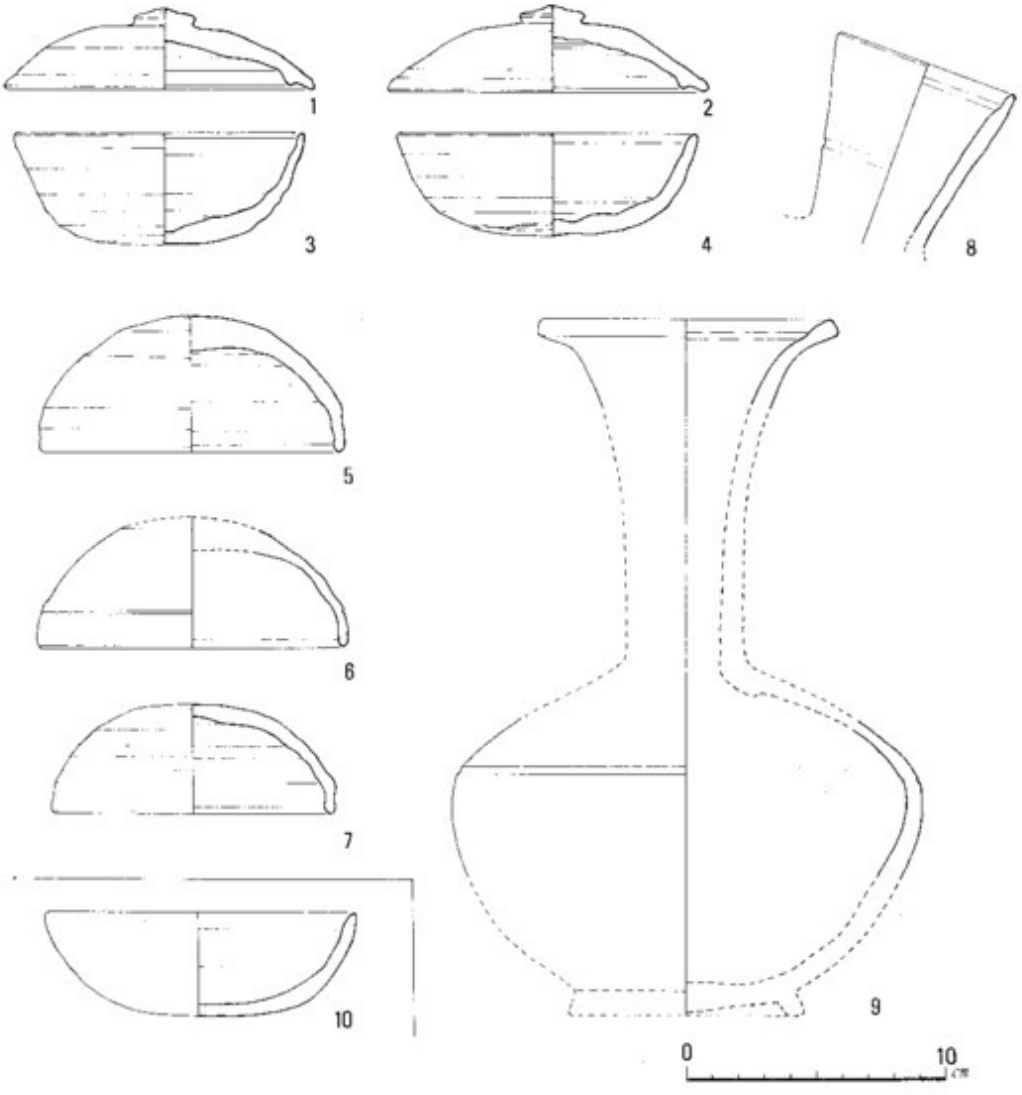

第21図　城之崎3号墳主体部および墓道出土遺物実測図〔1〕　（縮尺$\frac{1}{3}$）

線的に端部へつながってゆく。内面は粘土紐マキアゲの痕跡を顕著に残し、かえりの高さは外側より測定して1㎜でその断面は1に比較してあまい。成形は内外面とも粘土紐マキアゲの後、横ナデによって本体を仕上げ、内面のかえりは粘土紐を張り付けている。胎土はやや粗で細かな砂粒を含む。焼成は良好で灰白色を呈し、外面にはその大半を暗緑色の釉がおおっている。外面のつまみや天井部の一部、内面の受部の一部に焼成時における他製品の付着痕が認められる。その器形・胎土・釉の状況等より、1と同じ窯で同時に焼成されたものと考えられる。また遺物番号4の須恵器坏身とセット関係にあるものと考える。

須恵器坏身（遺物番号3）　やや丸味をもった底部が、粘土紐の痕跡を顕著に残しながらその丸味を増して立ちあがり、その後ほぼ直線的に口縁部近くまでつながる体部は、口縁部でほぼ垂直に立ち、円形断面をもって内面に至る。内面は底部中央が大きく凹み、他は粘土紐の痕跡を残している。外面底部を除いて、内外面とも横ナデにより最終調整を施す。その後外面底部はヘラ削りにより仕上げている。口径11.0cm・器高4.4㎝を測り、須恵器坏蓋（1）とセット関係にある。胎土はやや粗で細かな砂粒を含む。焼成は良好で内外面とも灰白色を呈し、体部外面の一部に暗緑色の釉の付着がみられ、1・2と同時に焼成された様子である。

須恵器坏身（遺物番号4）　底部から粘土紐の痕跡を残しながら丸味を有して体部につながり、体部もやや丸味をもつ外面断面を有し、内面は3と同様その底部中央が大きく凹み、他は粘土紐の痕跡を残している。その成形は、マキアゲにより本体を造り、調整は内外面とも横ナデにより仕上げ、最後に外部底面に薄い粘土板をほぼ円形に張りつけている。口径11.4cm・器高3.9㎝を測り、須恵器坏蓋（2）とセット関係にある。胎土はやや粗で細かな砂粒を含む。焼成・釉の付着は3に同じであり、上記3点と同時に焼成されたことを示している。

須恵器坏蓋（遺物番号5）　撹乱土層より出土した破片を接合したものであり、天井部と体部をわける凹線や稜は明確には認められず、全体に丸味をもった器形を有している。マキアゲにより成形を行い、内外面とも横ナデにより調整した後、外天井部を幅1.8㎝でヘラ削りを行って仕上げている。胎土はやや粗で細かな白色砂粒を含む。焼成は堅緻で灰色を呈し、内部よりタール状の黒色物質が吹き出している。口径11.4cm・器高5.3㎝を測る。

須恵器坏蓋（遺物番号6）　全体の約$\frac{1}{5}$を残す破片であり、天井部と体部を幅1.2㎜の浅い凹線でわけている。丸味を増しながら天井部から下がってきた器外面は凹線からほぼ垂直な体部となり、口縁部に至る。内外面ともマキアゲにより成形を行い、横ナデ調整を施したのち、外天井部の上約$\frac{1}{3}$に回転ヘラ削りを施して仕上げている。胎土はやや粗であり、焼成はやや軟質である。焼成に際し、器内部よりタール状の黒色物質が吹き出している。内面の色調は灰白色であり、外面は灰色を呈す。復原口径約11.7cm・復原器高約5.1㎝を測る。器形・焼成より5と同時に焼成したものと考えられる。

須恵器坏蓋（遺物番号7）　器形全体の約3割を欠失しているものである。やや丸味を持った天井部中央が、その丸味を増しながら体部との接続部に至り、垂直な体部となって口縁部に至る。内外面ともマキアゲ・横ナデ手法により成形・調整を行い、その後天井部の約$\frac{2}{3}$を回転ヘラ削り（2回転半）を施して仕上げている。胎土は密であり、焼成は軟質で灰色を呈す。器径10.6cm・器高は

4.25cmを測る。

須恵器平瓶（遺物番号8）　平瓶の頸部と推定される破片を図化したもので、頸部の約$\frac{1}{2}$の小破片である。横ナデにより内外面とも仕上げ調整を施し、やや外反気味に口縁部に至る器形を有す。外面中程に幅3mmの浅い凹線を、内面の口縁部直下に幅4mmの凹線をめぐらしている。復原口径約7.2cmを測る。胎土は密で、焼成はやや軟質であり、内外面とも灰白色の色調を呈する。

須恵器長頸瓶（遺物番号9）　長頸瓶の口縁部と肩部の破片であり、胎土・色調・焼成の状態等から同一個体と考えられることより、図上復原を第21図に試みた。口縁部破片は頸部上方で外反しつつたちあがり、口縁部近くで大きく弧を描いて外反し矩形断面の口縁部をなし、内側へと連絡する。内外面とも横ナデ調整を施し、外面に暗緑色の釉の付着をみる。復原口径11.2cmを測る。胎土は密で、焼成は堅緻であり、内外面とも釉の掛った部分以外は暗灰色を呈す。一方肩部は長頸瓶の最大径を測る部分よりやや上に浅い凹線をめぐらすもので、暗緑色の釉が掛っている。胎土は密で焼成は堅緻・色調は内外面ともに灰色である。焼成に際し、器体内部よりタール状の黒色物質が吹き出ているのは口縁部と同じである。

土師器坏（遺物番号10）　墓道出土のものである。ゆるやかな丸味をもった底部が、その丸味を増しながら立ちあがり、口縁部近くでやや直立気味になる器形を有する。胎土はやや粗で砂粒を含み、色調は黄褐色を呈する。内外面とも極めて凸凹した荒い肌を示し、その成形・調整を観察することはできない。口径11.7cm・器高4.0cmを測る。

B　装　身　具（第22図参照）

耳　環（遺物番号11・12）　11は床面より出土したものであり、12は攪乱土中より出土したものである。両者ともに銅芯金張りであり、芯の腐食が進行し部分的に金の剝落がみられる。第2表の計測値等より、両者は対になるものと考えられる。

勾　玉（遺物番号13）　その出土位置より、耳環（11・12）の被装者が装着していたものである。水晶製であり、表面は風化により半透明となっている。全長26.0mm・最大幅12.0mmを測り、ほぼ楕円形の断面を有している。孔は両側より穿ち貫通させている。一方の穴に緑青色のガラス小玉が入っているが、勾玉を造った当初から入れたものか、装身具として使用中に共につないでいた小玉が入ったものか不明である。小玉の径は3.2mmを測る。

小　玉（遺物番号14）　コバルト色を呈するガラス製小玉である。その横断面は不定形で、最大

遺物番号	横　全　長	縦　全　長	断面横径	断面縦径	装着部間隔
11	32.0	28.5	6.8	9.0	1.8～2.5
12	31.2	28.0	7.0	8.8	1.0～2.5

第2表　城之崎3号墳耳環計測表　（単位mm）

幅6.0㎜を測り、厚みは最大4.5㎜を測る。裁断面は良く研磨されている。勾玉（13）の孔内に入っている小玉に比較してやや大型である。

管　玉（遺物番号15・16）　全長26.5㎜・幅9.0㎜のもの（15）と、全長21.0㎜・幅10.0㎜のもの（16）の二個出土した。15は主体部床面から、16は攪乱土中より検出されたものである。15は淡青緑色の碧玉製品であり、孔は一方から穿っている。16は暗緑色の良質の碧玉製品である。

丸　玉（遺物番号17・18）　完形のもの(17)と約$\frac{2}{3}$の破片（18）の二個が出土している。いずれも土製であり、17は径11.0㎜を18は、13.0㎜を測る。色調は灰白色を呈す。

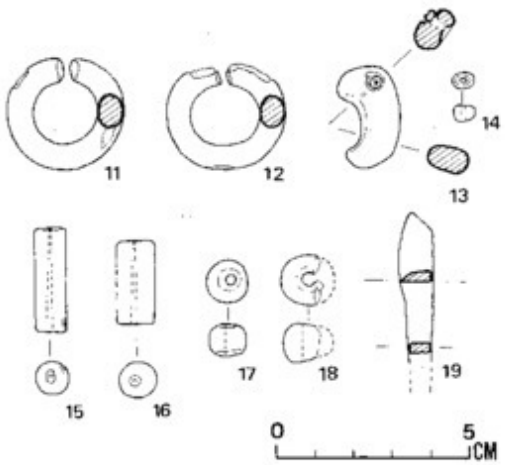

第22図　城之崎3号墳出土遺物実測図〔2〕（縮尺$\frac{1}{2}$）

C　鉄　製　品　（第22図19）

鉄　鏃（遺物番号19）　長頸片刃式に属すると思われ、刃の部分に鏑をもつ。篦被は断面長方形を呈するが1.8㎝を残して篦被・茎は欠失している。現存部分重量5ｇを測る。

(2)　墳丘上出土の遺物（第23図）

壺形土器（遺物番号20）　壺形土器の頸部から口縁部に至る部分の破片であり、前述のごとく墳丘上から出土している。直立して立ちあがる頸部は大きく円弧を描いて外反した後、稜をなし55度の角度でほぼ直線的に立ちあがる口辺部となり、口縁部近くでやや外反し、矩形断面の口縁部をなして内側に至る、いわゆる有段口辺を有している。口縁部の復原径は約18.7㎝、頸部の復原外径は約8.8㎝を測る。部分の破片であり、測定位置により口径は多少大きくなる可能性がある。口辺部下部の稜線直上には櫛状工具による刺突文が刻まれ、連菱文様をなしており、部分的には表面の風化により浅い凹線状をなす。胎土はやや粗で砂粒を含み、器面は内外ともそのきめが荒く、調整技法等を知ることはできない。色調は黄褐色を呈する。その形態よりみていわゆる古式土師器の範疇に属するものと考えられるが、口辺部の連菱文様に弥生時代の影響をまだ残しており、土師器出現期のものと理解したい。したがって3号墳と直接関係する遺物ではなく、墳丘下に埋没する集落跡とその関係を有するものであろう。

用途不明土製品（遺物番号21）　墳丘下段葺石の間より出土したもので、円盤状の体部の片面（上面）に突起をつけたスタンプ形をなした土製品である。円盤状の一方の面（底面）の端部はやや反りあがり、その一部を欠損している。体部の径は8.7～9.5㎝を測り、突起はその基部で径4.5

cm・高さ4.7cmを測る。整形はすべて手を使用して粘土塊から造り出したもので指による押跡が突起基部に認められる。胎土は粗で砂粒を含み、焼成は良好であり、上面の約半分が黒褐色・底面と上面の他の部分は黄褐色を呈している。底部は特に風化が進み、その肌を荒くしている。伴出遺物がないためその用途について断定はできないが、底面端部がやや反りあがりであることや風化が進行していること等より、壺等の蓋として使用されたものではなかろうか。また他に上面の約半分が黒褐色を呈していることより、これを甕・壺等の土製支脚とみることもできる。

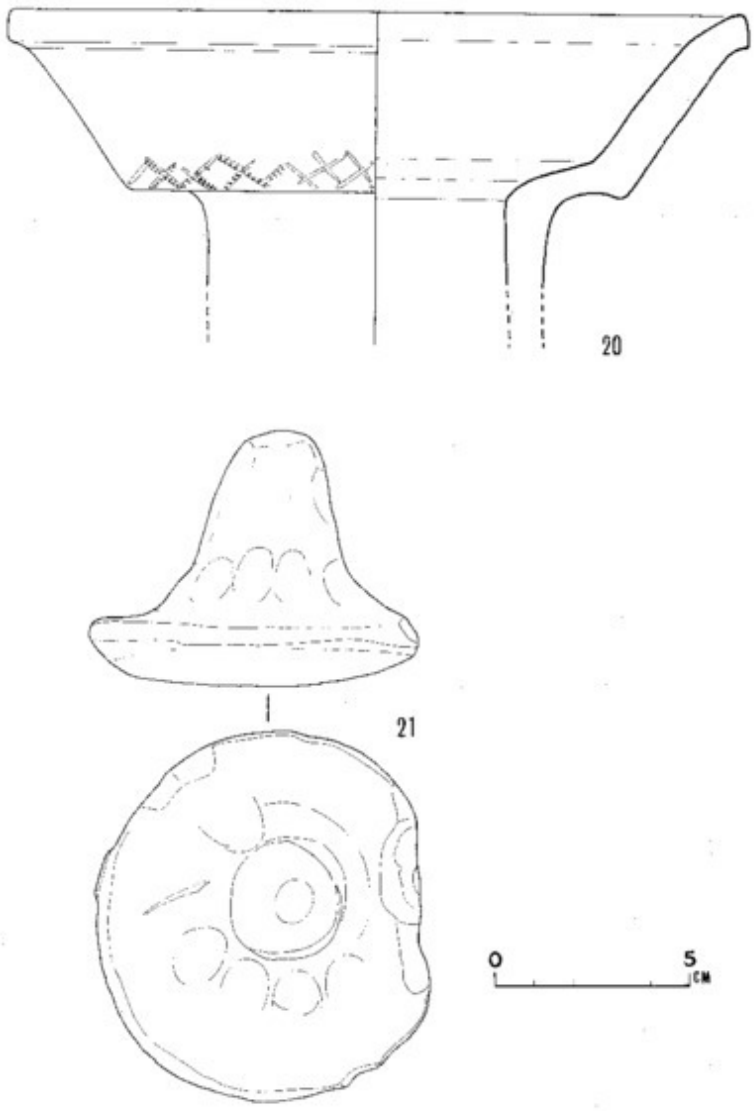

第23図　城之崎3号墳出土遺物実測図〔3〕　（縮尺$\frac{1}{2}$）

V　集落跡の調査

1．遺構の配置　（第24図・第25図）

Ⅲ－1において述べたごとく、城之崎丘陵上面の侵食作用は非常に著しく、集落遺構が存在したと想定された2・3号墳の西に続く丘陵上には住居跡にともなうものとみられる溝状遺構が検出されたのみで、弥生時代末から古墳時代にかけて形成された黒色有機質土層は墳丘下に保存されたのみで、他は全く流失している。おそらくこの侵食作用は黒色有機質土層だけでなく、集落遺構の掘り込み面である淡赤褐土層（地山）の上面をもかなりの厚さで流失させたものと想定される。

上述のように墳丘下にはその封土により集落遺構の一部が保護され、2号墳下には4戸の住居跡（1～4号住居跡）と1つの土壙がそして3号墳下には3戸の住居跡（5～7号住居跡）と1つの土壙が発掘された。これらの住居跡はいずれも竪穴式であり、1・3・5号住居跡はほぼ遺構を完存させているが、他の2・4・6・7号住居跡は、その遺構が墳丘外にもおよんだため、部分的に発掘できたにとどまった。仮りに1～4号住居跡を北群・5～7号住居跡を南群としたい。

北群は海抜15.5mから16.0m付近を床面とした四本柱の方形また

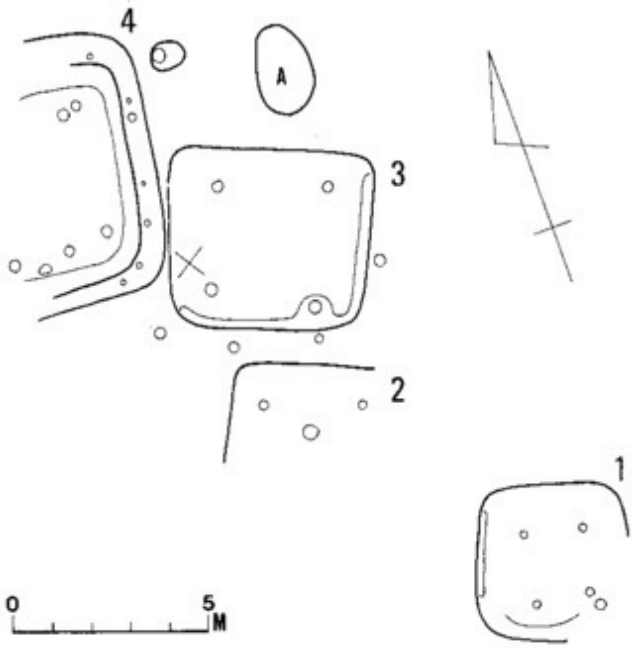

第24図　城之崎遺跡　集落遺構配置図〔1〕（縮尺$\frac{1}{200}$）
（×印は古墳のポイント）――2号墳下の遺構

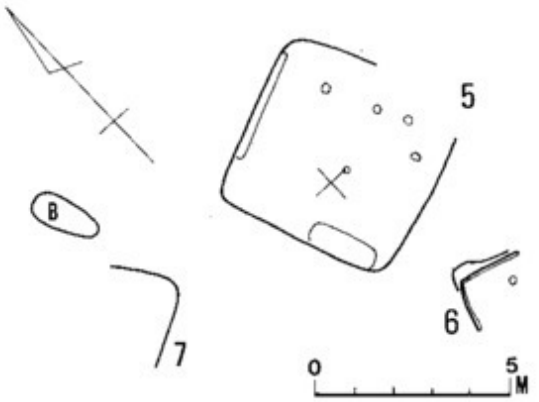

第25図　城之崎遺跡　集落遺構配置図〔2〕（縮尺$\frac{1}{200}$）
（×印は古墳のポイント）――3号墳下の遺構

は隅丸方形竪穴式住居跡で構成され、四戸ともほぼ同じ方向に造られている。3号住居跡と4号住居跡の間隔は最小15cmと非常に接近しており、両者が同時に建てられていたとは考えられない。また2号住居跡と3号住居跡は 0.8mしか離れていない。これらの住居跡は2号墳の位置する小丘陵上のほぼ中央にあり、その丘陵端部近くに1号住居跡が営まれていることよりみて、丘陵上にはかなりの住居跡が営まれていたことを想定させる。また各住居跡のうち2号墳はその床面の大半を流失して不明であるが、他の住居跡は床面のほぼ中央を炉面として利用したとみられ、鮮やかな赤褐色を呈した堅い焼土がある。一方、南群は海抜13.0～13.5m付近を床面とした方形住居跡で構成され、5号住居跡と6号住居跡の間は 1.4m・5号住居跡と7号住居跡の間は 2.4m離れている。北群と同様に3号墳の位置する小丘陵上のほぼ中央部を占めている。北群・南群はともにその西に続く丘陵により連絡した一つの集落跡の一部分をなしていたものと思われ、集落の他の遺構が流失した現在、集落全体のなかでの各住居跡については明らかにすることができない。

2. 遺構と遺物

(1) 1号住居跡（第26図・第27図参照）

A 遺 構　　東西 3.9m・南北 4.1mを測る隅丸方形の竪穴式住居跡であり、今回の調査において発掘された7戸の住居跡のなかで最も小さい。平坦な丘陵上部が徐々にその傾斜角度を増して東は安久路の開折谷へ、南は3号墳が立地する南群の住居跡（5～7号住居跡）との間を隔てている小開折谷へと下がろうとする地点に営まれた住居跡である。丘陵上の旧地表層のすべてを流失させた激しい侵食作用は1号住居跡の東から南にかけての壁と床面の一部を流失させている。この住居跡は2号墳の墳丘調査のために設定したCトレンチにより発見されたものである。竪穴の壁の高さは北側で24cm、西側で23cm、南側で5cm、東側で4cmを測り、西壁直下に幅10cm・深さ5～8cmの溝が2.35mの長さで掘削されている。また床面南側には壁より30～45cm隔てて、大きな弧状を描き、4～7cmの高さで内側に低くなる段状の遺構が存在する。この部分が南であることや、壁の最も低かった部分と考えられることより住居の入口にともなう遺構ではなかろうか。主柱穴と思われる4個のピットがあり、東南隅のそれが径30cm・深さ25cmを測るほかはいずれも径20cm・深さ35～40cmであり、4本柱の住居であった。東南隅には主柱穴の他に、径50cm、深さ25cmのピットがあるが柱穴とは考えられない。床面は地山が固くしまっており、壁直下よりも中央部がやや低くなっている。また全体に東南方向へ傾斜している。床の中央部に長径53cm・短径43cmの楕円形に焼けた部分があり、鮮やかな赤褐色をしており、炉跡であったと考えられる。しかし一般の炉にみられる掘り込みは認められず、周辺の床面と同じ平面に炉が設けられていた。炉にともなう施設は全くないが、焼土上に甕形土器（第27図2）の約半分の破片が存在した。また北西隅にも同様の炉と思われる焼土と焼けた床面があり、その横に甕形土器（第27図3）が置かれた状態で存在した。またその炉と思われる遺構の前に鉢形土器（第27図1）があった。なお1号住居跡の床面海抜高度は15.5mである。

B 遺 物

鉢形土器（第27図1）　平底の底部よりやや外反気味に立ちあがり、体部の中央部やや下で稜を

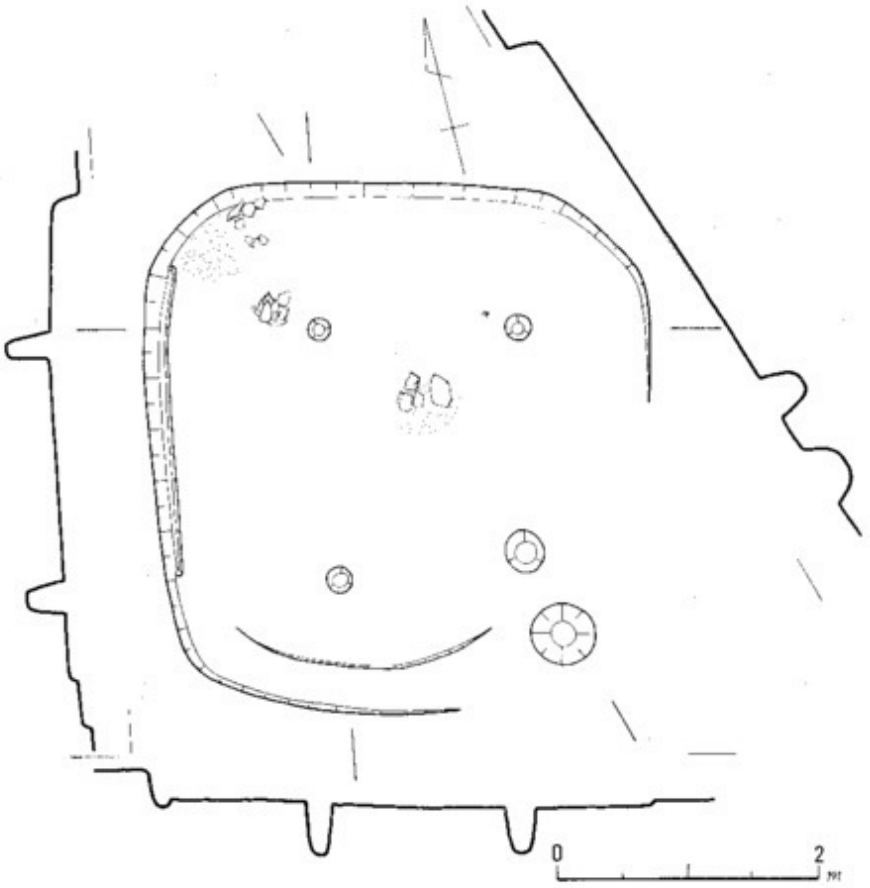

第26図　城之崎遺跡　1号住居跡実測図

形成した後、ほぼ垂直に立ちあがり、口縁部近くで外反するもので、口径12.8cm・器高9.2㎝を測る。体部は内外面とも風化しているが、おそらくナデ調整により仕上げられたもので、最後に底部に粘土を張りつけて平らにし、外側へはみ出した粘土は体部にナデ上げるようにしている。その時に体部の下に指による圧痕が残されている。胎土はやや粗で砂粒を含み、焼成は普通で、淡黄褐色を呈している。

甕形土器（第27図2）　なだらかなカーブを描いて立ちあがる器壁は少し内反したのち、やや外へ開き気味に直線的に立ちあがり口縁部を形成する。底部に木ノ葉の圧痕を有し、器壁の厚みは5㎜以下と非常に薄手の土器である。胎土・焼成ともに良好で、内外面ともナデによる調整が施され、部分的に赤褐色を呈する他は内外面とも淡黄褐色を呈する。

甕形土器（第27図3）　細片となって出土し、復原できたのは底部と口縁部付近のみである。底部は幅1.3～1.5㎝の高台状をなし、内側がやや高くなっている。器壁は底部から大きく張り出すように立ちあがることより、体部の中程が大きく膨らむものと思われる。口縁部付近の破片は「く」の字状に外反する立ちあがりを有し、口縁部直下に幅2.5㎜の浅い凹線をめぐらしている。胎土は

粗で大粒の砂粒が非常に多い。焼成は良好で、体部外面の大部分は二次的に火を受けたと思われるような黒色を呈しており、肩部から上の外面と内面は暗黄褐色を呈す。内外面とも刷毛による仕上げ調整を施しており、外面肩部では左上から右下方向へと刷毛を動かし、内面底部は横方向に左から右方向へと調整を行っている。推定器高25～27cm・体部最大径20～24cmを測る甕形土器と考えられる。

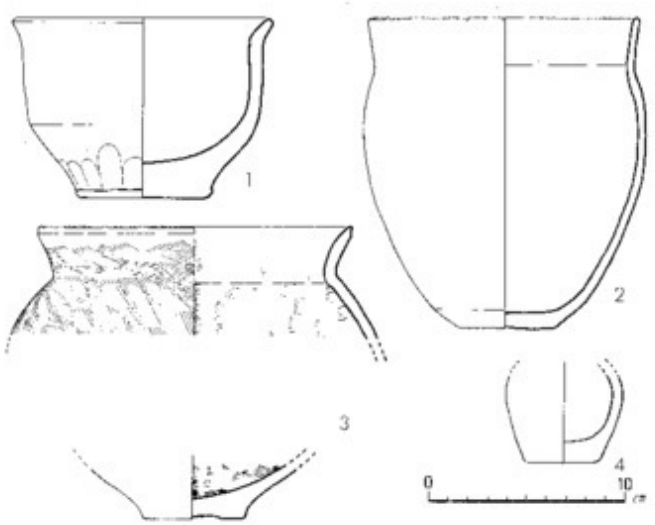

第27図　城之崎遺跡　1号住居跡出土遺物実測図（縮尺$\frac{1}{4}$）

小型壺形土器（第27図4）　現存器高4.4cm・胴部最大径6.0cmを測る小型土器の胴部で、肩部から上を欠失するが、壺形土器の一部と思われる。内外面ともナデにより比較的丁寧に調整されている。胎土・焼成ともに良好で、暗灰褐色を呈する。

(2)　2号住居跡（第28図・第29図参照）

A　遺　構　　1号住居跡の北西約2.5m離れた地点に位置し、住居跡の北西部隅および北側の床面を残す。床面の中央部から南側は流失している。方形の竪穴式住居跡であり、北壁を4.3m・西壁2.1mを残している。壁の高さは最も高いところで隅部の25cmである。床面はさして固められている様子はなく、また壁直下に溝は認められない。主柱穴と考えられるピット2個が北壁か

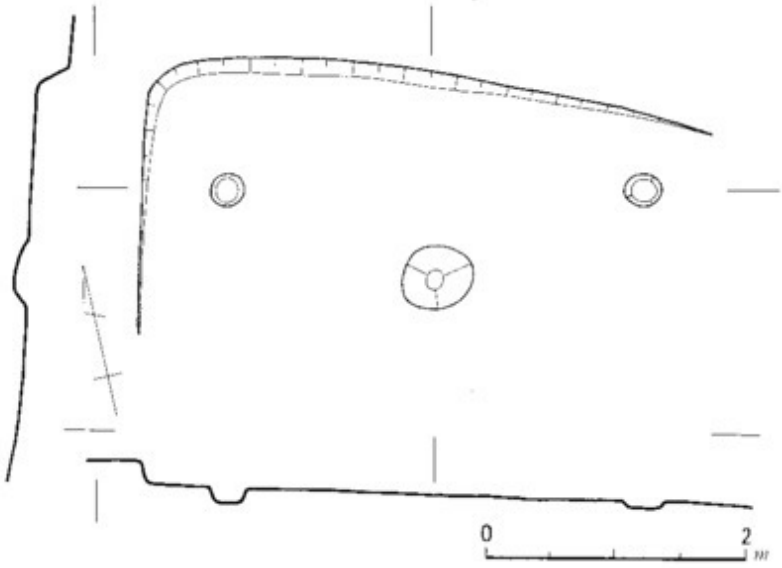

第28図　城之崎遺跡　2号住居跡実測図

ら55cm（東側のピット）・90cm（西側のピット）離れて検出され、両者ともその径25cmを測り、深さは東側で4 cm（床面が流失しているので、実数値ではない）・西側で9 cmと浅いものである。また床面中央やや北寄りにやや大きな55×50cmの楕円形ピットがあるが、その性格は不明である。

西側の主柱穴と西壁との間隔は、柱穴の中心より65cmあり、東壁の位置も、東の主柱穴から同値程度の地点に存在したと想定すると、2号住居跡の東西幅は4.55 mとなり、南北にもほぼ同値を測る方形住居跡であったものと考える。床面の中央部以南が流失しているため炉等の住居跡内の施設については不明である。なお北西隅部の床面直上より壺形土器（第29図2）と広口壺形土器の口縁部（第29図1）が出土している。床面海抜高度は16.0 mである。

B　遺　物

広口壺形土器（第29図1）　復原口径11.8cmを測る広口壺形土器と思われる破片である。肩部から頸部は大きく内反したのちほぼ直立する口辺部に至り、高さ2.3 cmの口辺部の先端が口縁部となっている。体部内面は篦状の用具で調整をしているようであり、口辺部内面および外面はナデにより仕上げ調整を行った様子である。胎土は良好であり、焼成は普通で淡黄褐色を呈する。

壺形土器（第29図2）　細片となって出土し、かつ焼成がやや軟質のため部分的にしか復原することができず、図上復原を行ったのが右図である。復原口径16.2cm・復原器高約23.2cm・体部最大外径約21.2cmを測る。底部より立ちあがる体部は大きく外反した後、やや丸味をもって立ちあがり、体部中央より少し下に稜を形成したのち、内弯しつつ頸部に至り、約1.5 cmと短かい頸部から47°という角度をもって「く」の字状にほぼ直線的に外反し口縁部に至る。体部最大径は稜よりやや上にある。底部に木ノ葉の圧痕を残す。胎土は非常に粗で、大粒の砂粒を多く含み、さらに焼成が軟質のため、器壁のほとんどがザラザラしており、その成形調整技法を知ることができない。かろうじて体部内面の一部に横ナデ手法が残っている。色調は口辺部内面および体部外面は明黄褐色を呈し、体部内面は黒褐色を呈する。装飾文様としては肩部に幅2 cmで刷毛を右上から左下方向に使用して施文した刷毛目が施されている。

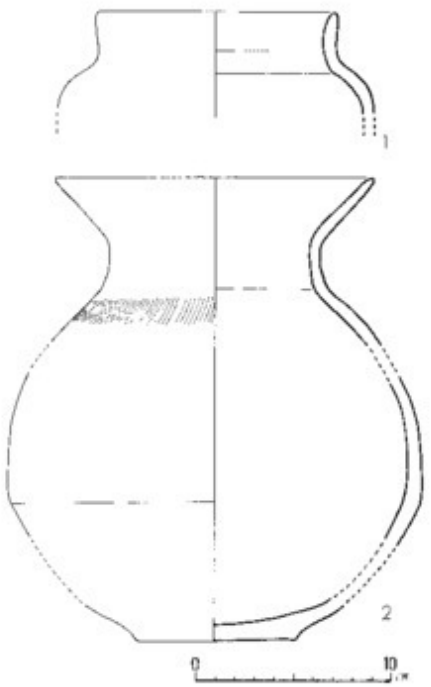

第29図　城之崎遺跡　2号住居跡出土遺物実測図　（縮尺$\frac{1}{4}$）

(3)　3号住居跡（第30図・第31図参照）

A　遺　構　　2号墳の墳丘のほぼ中央直下に埋没していたため、遺構は完全な保存状態で

あった。方形または隅丸方形のいずれとも考えられる竪穴式住居跡で、北壁部分の長さ5.5cm・東壁では4.5m・南壁では4.85m・西壁では4.45mを測る。壁の高さは北壁で25cm・東壁で15cm・南壁で24cm・西壁で24cmであり、東および南壁直下には幅20～25cm・深さ5～7cmの溝がめぐっている。床面に検出されたピットは4個であり、主柱穴と考えられる。北西部の柱穴が深さ30cmである他は、いずれも35～40cmの深さをもち、その径は35～45cmである。南側の二本の柱穴が壁に寄っており、特に南東部のそれは、溝に接して立っている。床面は固くしまっており、東南方向にやや傾斜している。床面中央やや北東寄りに長径95cm・短径63cmの楕円形に床が火を受けて暗赤褐色になった部分があり、約2cmの厚さでその上に焼土が認められ、炉跡と考えられる。またそれより70cm東寄りに径37cmの円形に焼土の堆積が約2cmの厚さにみられる。また竪穴外に竪穴の東壁から南壁

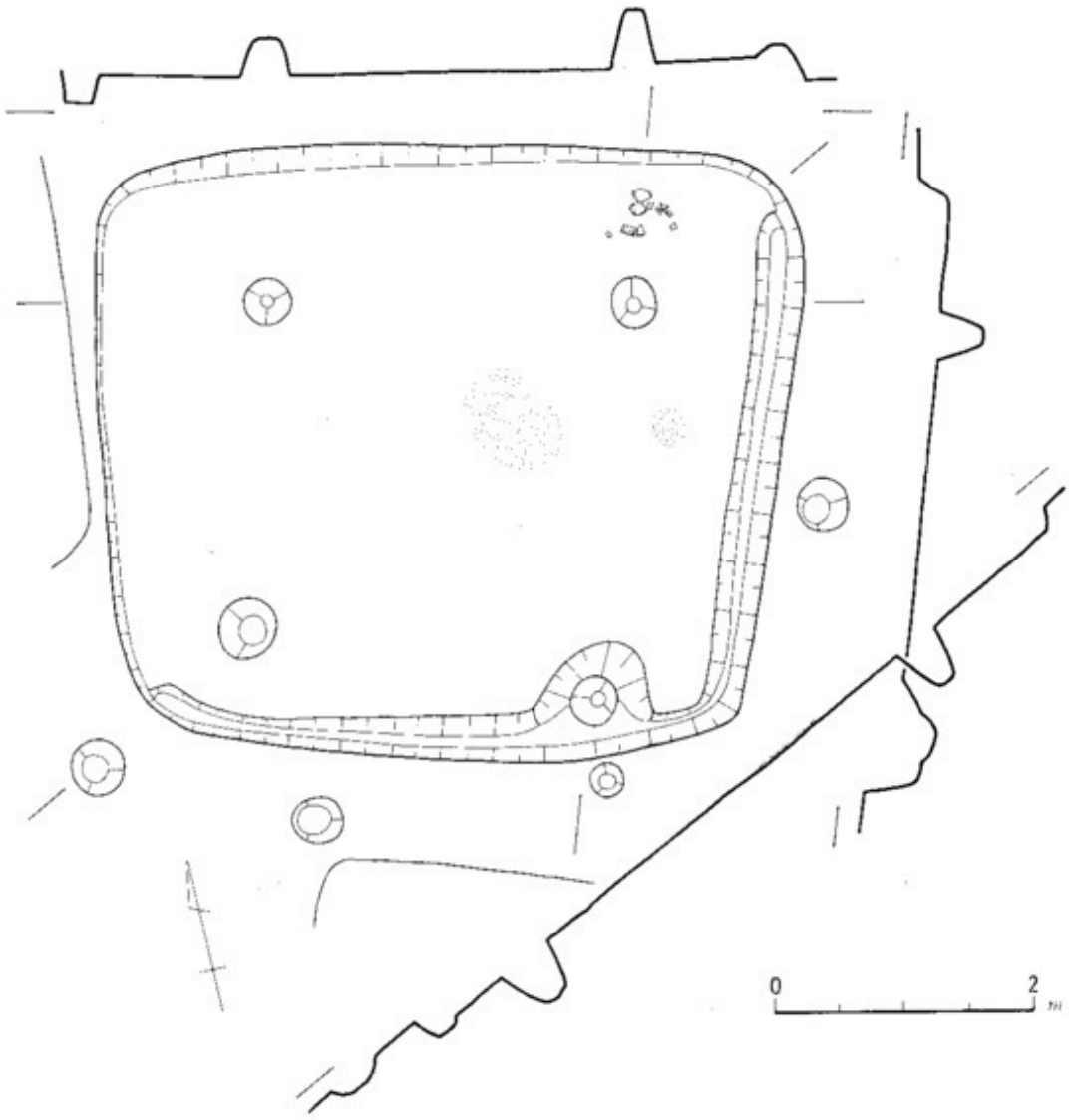

第30図　城之崎遺跡　3号住居跡実測図

にそって4個の小ピットがあり、東寄りの2個は深さ5cmと浅く、西寄りの2個は15～20cmとやや深い。これらのうち南側の2個は2号住居跡との幅約80cmの間にあり、いずれの住居跡と関連するものか不明であり、それらの状態は4個の小ピットすべて竪穴内の柱穴と同じであり、住居のいかなる部分にあたるか具体的に明らかにできないが、最も西寄りの小ピットは3号住居跡の主柱穴を対角線により結んだ線の延長上にあり、3号住居の構造の一部をなしていたと考えられる。出土遺物は非常に少なく、北東隅部の床面より壺形土器（第32図1）と甕形土器（第32図2）が出土したのみである。なお床面海抜高度は16.1mである。

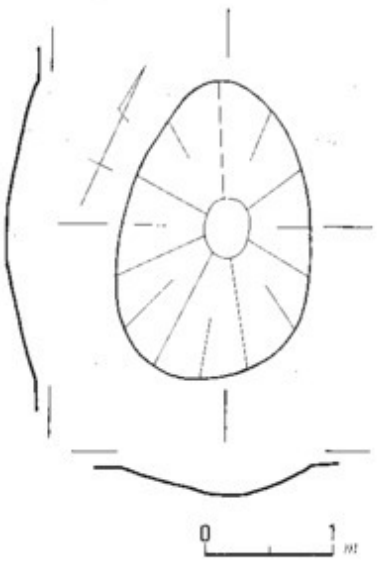

第31図　城之崎遺跡　土壙A実測図

また3号住居跡の北壁の北に約65cm離れて土壙があり、これを土壙Aとした。長径2.2m・短径1.5mの卵形をした平面プランを有し、浅さは21cmと比較的浅く、内部には暗褐色土層の堆積が認められたのみでその性格は不明である。しかし北群の各住居跡のなかで3号住居跡に最も近いことより、両者の間になんらかの関係があったものと考えられる。なお土壙Aからは遺物の出土はなかった。

B　遺　物

壺形土器（第32図1）　胴部の約半分の破片であって、頸部から上を欠損している。ほぼ球形の胴部をなし、頸部の基付近に至って直立するもので、現在部分の器高24.9cm・胴部最大外径22.9cmを測る。胴部の成形は、その最大径の部分より約3cm下の付近で大きく上下の二つにわけられる。

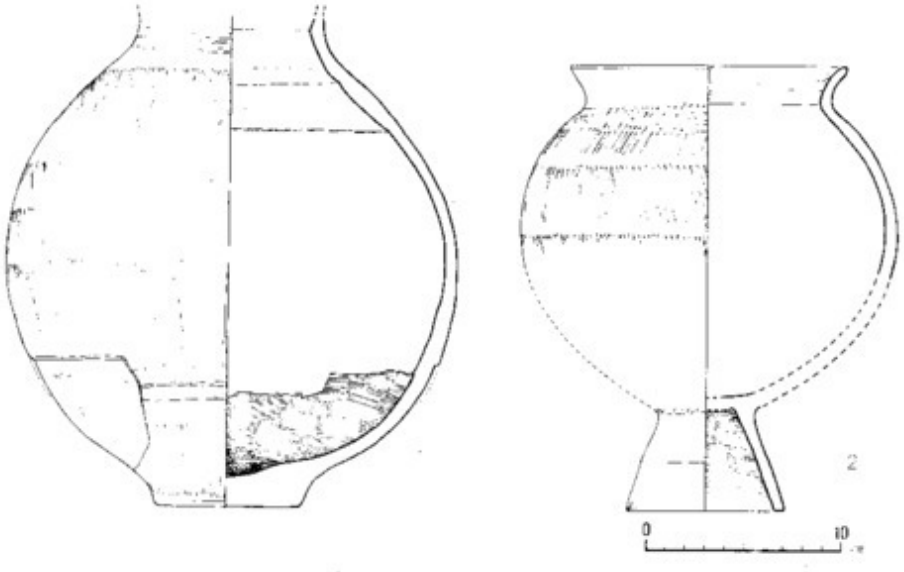

第32図　城之崎遺跡　3号住居跡出土遺物実測図　（縮尺$\frac{1}{4}$）

まず胴部の下にあたる底から約10cmの部分を造る。すなわち口径約20.5cm・器高約10cmの鉢形土器であり、内外面とも刷毛目調整を行っている。外面はほぼ上から下へ、内面は左から右の横方向へ刷毛を動かし、特に内面の仕上げは丁寧である。次にその鉢形土器の口縁部から粒土紐を輪積み（または巻きあげ）にし、胴部の中程から上を造った様子である。そのため内面は徐々に頸部へむかって狭くなるため仕上げ調整ができず、荒いナデにより粘土紐の接合部分等の調整をしているが、不十分で、その接合部が明瞭に残っている。その際、下の鉢形土器との接合を完全なものとするため、その口縁部に接する部分の粘土紐の粘土を下の鉢形土器の内外面へ薄く延ばし、内外面とも約3cm程度粘土を重ねている。そして最終的に器形が出来あがって後、体部全体に刷毛目を縦方向にやや雑につけて調整している。頸部は横方向の刷毛目調整である。胎土は良好であり、焼成も普通で、明赤褐色を呈する。しかし焼成に際し、上述した鉢形土器と粘土紐の接合部分のうち、粘土を延ばして鉢形土器に被せた部分が剝離している。

甕形土器（第32図2）　いわゆる台付甕形土器であり、胴部から口縁部にかけてと、台部の部分の破片である。ほぼ球形をなす胴部から「く」の字状に外反する口縁部が延び、台部は途中に稜を形成するもののほぼ直線的にひらく。復原器高約22.6cm・胴部最大径19.0cm・口径13.6cm・台部の高さ5.2cmを測る。胴部と台部の外面は全面に左上から右下方向へ70～80度の角度で縦に刷毛目が施され、さらに口縁部直下の肩部上端にはその後に横方向に刷毛目が数条認められる。口縁部外面は横ナデにより仕上げられている。また内面については口縁部と台部が刷毛目による調整が施され、胴部はナデにより仕上げられている。胎土はやや粗で砂粒を含む。焼成は軟質で暗赤褐色を呈す。

(4)　4号住居跡（第33図・第34図・第35図参照）

A　遺　構　　3号住居跡の西にほぼ接して位置する隅丸方形の竪穴式住居跡である。3号住居跡との最短距離は15cmである。住居跡はその西半分を流失しており、南北方向の長さしか知ることができないが、竪穴の南北方向の幅は6.65mを測り、また北壁は3.4m・南壁は4.3mを残している。壁直下に幅の広い溝を二段にめぐらしており、その幅は北で1.1m・東で0.7m・南で0.62mを測る。この溝は竪穴の掘方上面から15～20cm（東壁部）掘り下げて平坦な底を造り、さらに床面側に20～30cmの幅で溝を掘り下げている。一段目の溝の底と住居跡床面とでは約10cm後者の方が高い。しかもこの一段目の溝内には小ピットが7個検出され、垂木跡ではないかと思われる。床面ほぼ中央に長径94cm・短径62cmの楕円形に火を受けて堅くしまり、その上に焼土が2～3cmの厚さで堆積した炉跡と思われる部分がある。1号住居跡・3号住居跡とともにいずれも床面にピットを設けないで、そのまま床面を炉として利用している。そして2.5m南寄りに楕円形の焼土の堆積が認められたが炉ではない。柱穴は床面の東から南にかけて検出され、北東隅の二個と、東南隅および西寄りの各一個が主柱穴とみられる。おそらく四本柱の建物であったろう。上述した垂木跡と思われる一段目の溝内の小ピットとこれら主柱穴の関係をみると、東側の主柱穴2本を結び、その線を南へ延長すると、その小ピットの1個の中心を通る。さらに南側の主柱穴2本を結び、その線を有へ延長すると、やはり小ピットの中心を通過する。さらにその線と平行線を北東隅の主柱穴を通

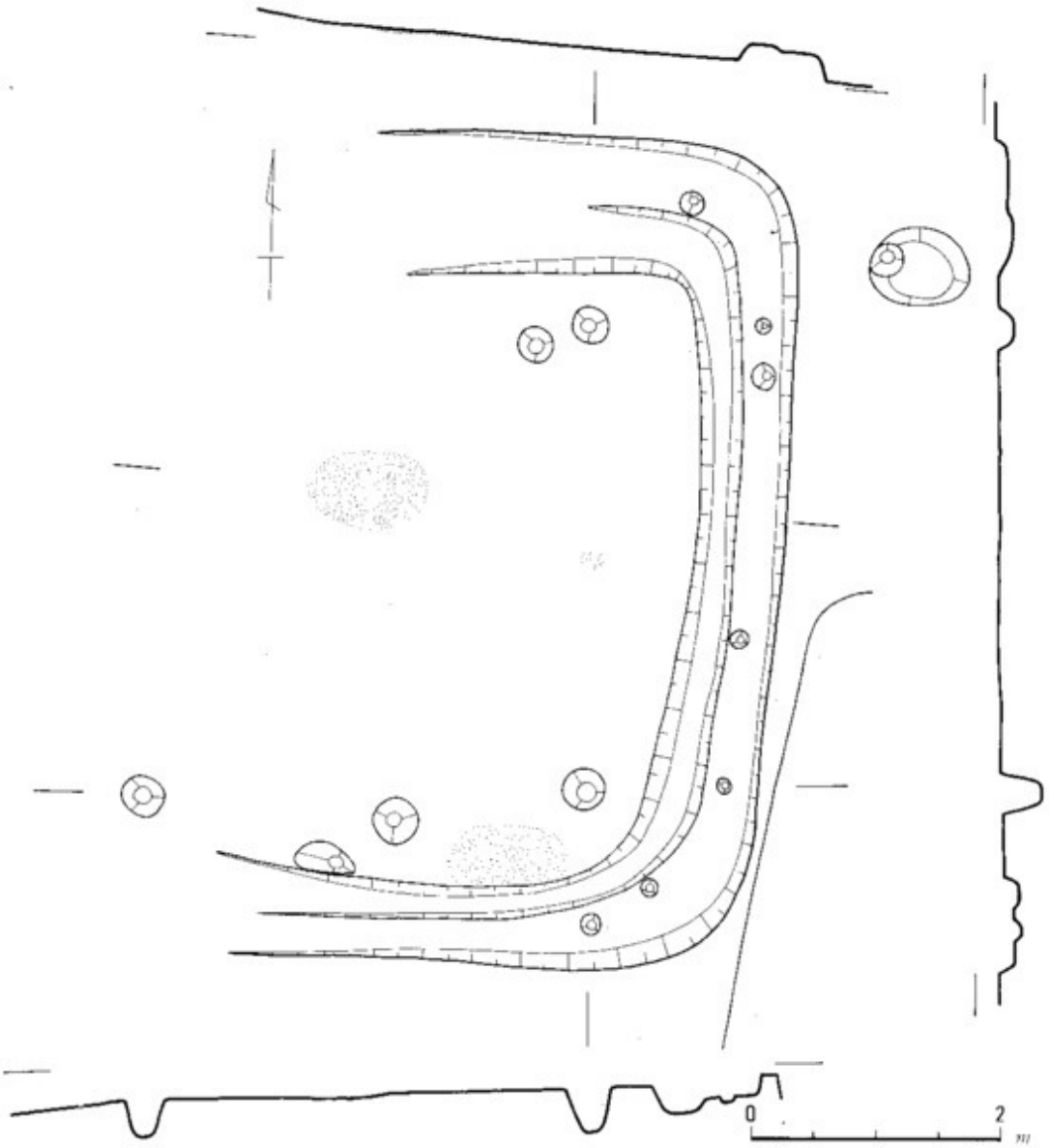

第33図　城之崎遺跡　4号住居跡実測図

して求めると、同様に小ピットをその延長線は通過する。また北東隅の主柱穴と南西隅のそれを結び、その延長線を北東方向に延長すると、同様に小ピット上を通過する。このことはこれら小ピットが主柱穴と密接な関係にあったことを物語るものである。この小ピットの深さは最も深いもので8cmしかなく、平均5cmであり、このように浅いものは垂木を葺きおろした時にそれを固定するための穴として作用したと考えた方が妥当であろう。なお東壁の北寄りに約60cm外に離れてピットが1個あるが、その性格は不明である。床面海抜高度は16.25mである。なお床面直上より第34・35図

に図示する各遺物が出土しているが、土器はいずれも小片である。ただ土錘（円筒形単孔式）が二個出土したのが注目される。

B　遺　物

壺形土器（第34図1）　壺形土器の頸部から口縁部に至る破片である。やや内弯する単純口縁であり、その復原口径は約11.2cmを測る。外面には櫛状調整用具による約4mm間隔の浅い平行沈線が縦方向に施文され、それにより外面器壁の調整をも兼ねたものと思われる。そしてその次の段階には、頸部に幅4mmの凸帯をめぐらすとともに、外面全体に軽い横ナデ調整を施している。また内面調整は篦磨きによりなされている。胎土は良質であり、焼成もほぼ良好である。淡黄褐色の色調を呈する。

壺形土器（第34図2）　壺形土器の口縁部の小破片である。受口形の口縁部であり、口縁部の外面の幅1.2cmの平面部分には櫛状施文具による波状文が施文されている。内面は刷毛目により調整がなされている。その復原口径は約18.8cmを測る。胎土・焼成ともに良好で、淡黄褐色を呈す。

高坏形土器（第34図3）　高坏形土器の坏部と脚部の接続部付近の破片である。坏部は途中に稜をつくってその後は直線的に口縁部に至るようであり、脚部も直線的に開く。脚部には円孔が3個あけられている。脚部内面は刷毛目調整が施され、他の部分は篦により研磨されている。胎土・焼成ともに良好で赤褐色を呈する。

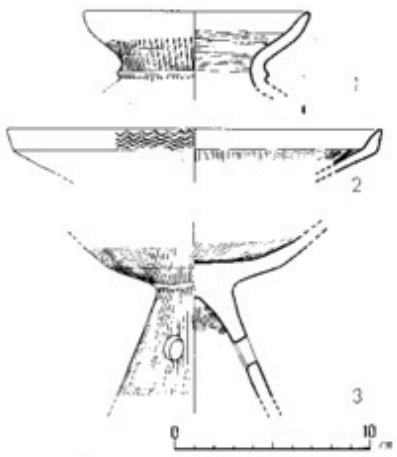

第34図　城之崎遺跡　4号住居跡
出土遺物実測図〔1〕(縮尺$\frac{1}{4}$)

土錘（第35図1）　円筒形単孔式と呼ばれる形式に属するもので、長さ7cm・径4.1cmを測り、また孔の径は1.3cmを測る。表面の各所に粘土塊から造り出した際の指の圧痕が残っている。また網の袋のようなものにくるんで使用されたようで、その痕跡が残っている。重量170gを計量できる。

土錘（第35図2）　上と同じ円筒形単孔式であり、長さ7.1cm・径4.5cm・孔の径1.7cmを測る。また部分的に網状の痕跡が残り、また指の圧痕も認められる。重量は150gである。

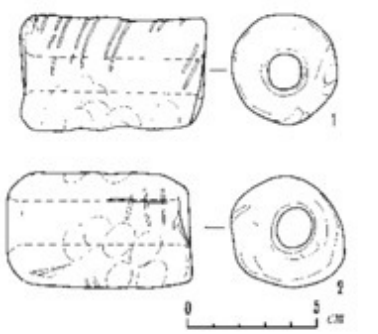

第35図　城之崎遺跡　4号住居跡
出土遺物実測図〔2〕(縮尺$\frac{1}{3}$)

(5) **5号住居跡**（第36図・第37図参照）

A　遺　構　　南群のなかで、3号墳の墳丘により保護され、ほぼ完存した唯一の住居跡である。南北5.1m・東西5.0mを測る方形竪穴式住居跡で、北壁と南壁直下に溝が掘られている。床面はさして固くなく、床面東側に幾つかのピットがみられる。いずれも深さ15～20cmであり、北東隅と南東隅のそれが主柱穴であろう。しかし他の主柱穴については明らかにできなかった。また床面南西の西壁直下には南北1.95m・東西0.6mの直方形プランで、深さ12cmの土壙があったが、その性格は不明である。壁は東から東南隅い至る部分を確認できなかったが、他の部分では10～15cmの高さを有している。住居跡内には炉とみられる遺構や焼土は確認できなかった。しかし住居跡の外、南西隅部から1m南西方向に長径1.8m・短径0.6mの細長い楕円形状に焼土が薄く堆積し、火を受けて固くなった部分があり、これが炉跡とみられ、5号住居跡内に炉が発見されなかったことも考慮すると、当該住居跡との関係が考えられる。なお床面海抜高度は14.3mである。遺物は北東隅の

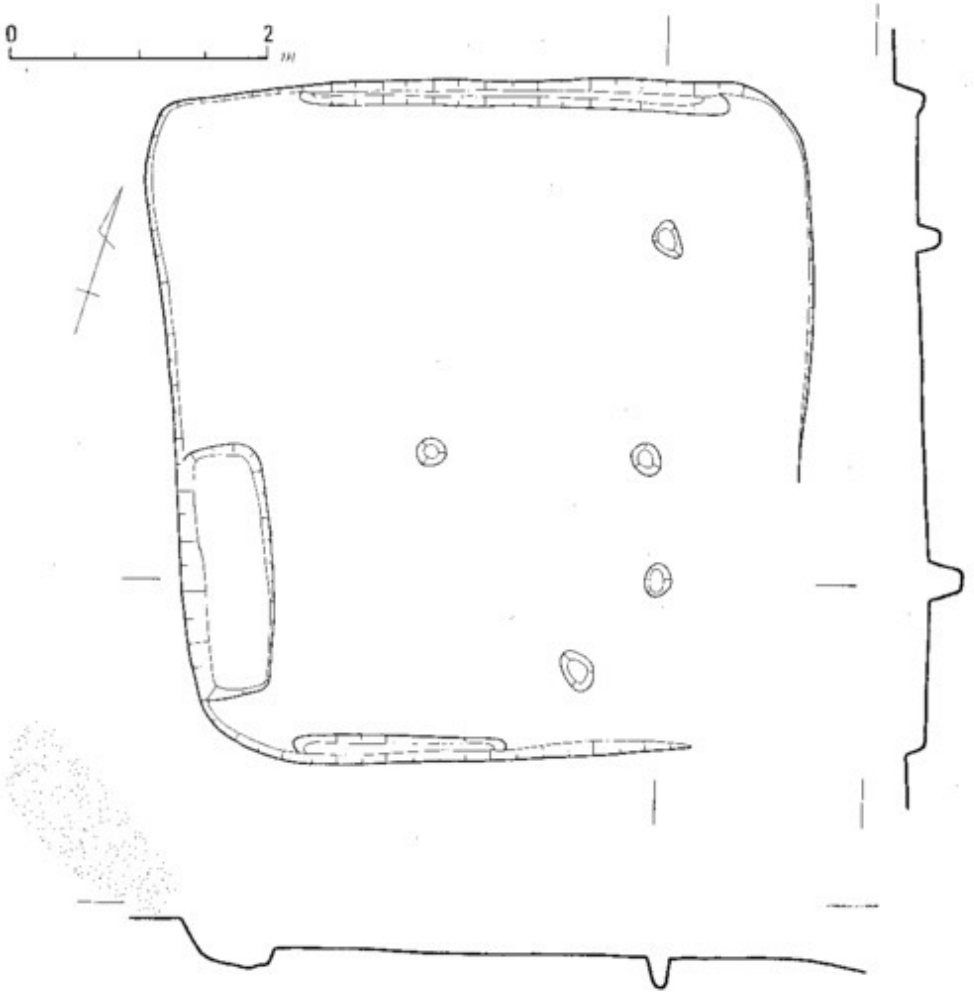

第36図　城之崎遺跡　5号住居跡実測図

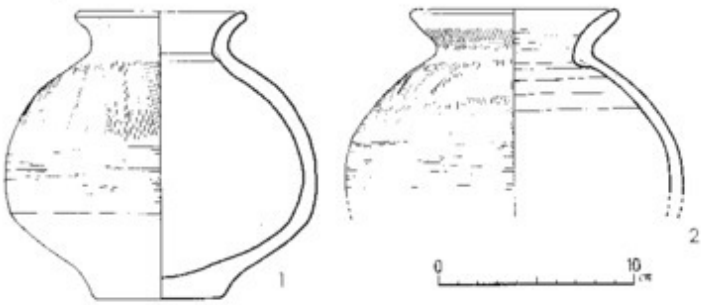

第37図　城之崎遺跡　5号住居跡出土遺物実測図（縮尺$\frac{1}{4}$）

床直上から二個体分の壺形土器が出土している。

B　遺　物

壺形土器（第37図1）　ほぼ完形の土器である。底部よりやや外反気味に立ちあがる器壁は、その後直線的に延び、胴部最大径を測る部分より1.9cm下で、稜を形成したのち、ほぼ球形をなして内反し、頸部に至る。頸部は明確ではなく、胴部がそのまま「く」の字状に外反し、口縁部となる。口縁部は単純口縁である。底部には木ノ葉の圧痕がみられる。外面の仕上げ調整は胴部の上$\frac{1}{3}$を刷毛を左上から右下方向へ縦に動かして刷毛目を施し、その下から稜に至る間の部分は横方向の篦磨きを行っている。稜より下は器壁の風化のため不明確であるが、刷毛目調整を行ったようである。口縁部外面は横ナデにより仕上げている。内面は器壁の風化のため不明である。口径8.5cm・器高14.7cm・胴部最大径14.9cmを測る。胎土・焼成ともに良好で、黄褐色を呈する。

壺形土器（第37図2）　細片となって出土し、図上復原を行ったのが第37図2である。胴部下半分は不明である。復原口径10.4cmを測る。器形は上述した1の壺形土器とよく似ており、球形の胴部上半分から「く」の字状に口縁部が外反する。調整は肩の部分が刷毛目を不定方向に施し、その下の胴部中央は横方向の篦磨きを行っている。口縁部外面は右下より左上方向に篦状の施文用具を走らせ、その上を横ナデしている。口縁部内面は篦磨きを施している。胴部の上には粘土紐の巻きあげ跡が認められる。胎土・焼成ともに良好で黄褐色を呈する。

(6)　6号住居跡　（第38図）

A　遺　構　　5号住居跡の南、約1.4m離れた地点にその北西隅部を残している竪穴式住居跡である。北および西壁直下には側溝がめぐっており、その幅10～14cm・深さ6～8cmを測る。北壁は1.7m・西壁は1.65mの長さで残っている。その隅部は37cm北方向へ拡張されており、溝はその内側をめぐっている。この拡張部分は住居跡床面より5cm高くなっており、住民の入口の施設と考えられる。壁の高さは北で20cm・西で10cmを測る。床面には小ピットが1個検出されているが、床面の大半が流失しており、そのピットの性格は不明である。住居跡内には遺物は検出されなかった。なお床面海抜高度は14.15mである。

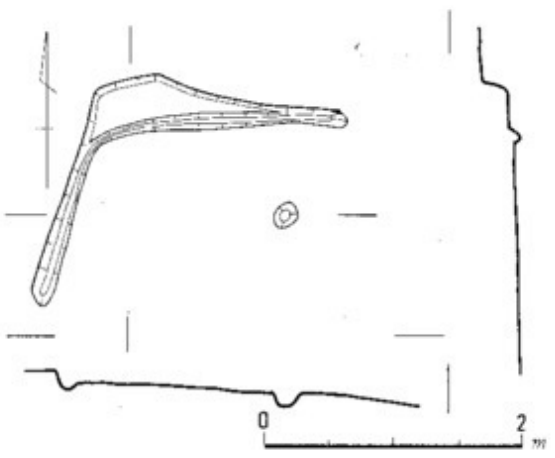

第38図　城之崎遺跡　6号住居跡実測図

(7) 7号住居跡（第39図・第40図）

A 遺 構　　5号住居跡の西、約2.4 mの地点に位置する隅丸方形の竪穴式住居跡の東隅部分のみであり、床面はそのほとんどを流失している。北東壁2.2m・南東壁2.5mを残しており、壁は8～9cmを測る。床面海抜高度は14.1mである。なお遺物は全く出土しなかった。

また7号住居跡の北東壁の外側に0.6 m離れて、長径1.8m・短径1.1mの楕円形平面プランで、深さ20cmと比較的浅い土壙があり、これを土壙Bとし、北群の3号住居跡北の土壙Aと区別した。しかし遺物の出土はなく、その性格は不明であるが、7号住居跡に最も近いことより、当該住居跡との関係が考えられる。

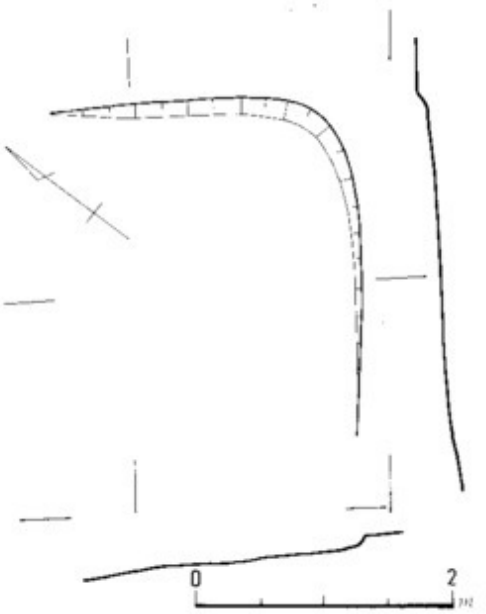

第39図　城之崎遺跡 7号住居跡実測図

(8) 西方の丘陵上の遺構（第41図・第42図・第43図）

2・3号墳および北群と南群の集落跡が立地する丘陵が西に延び、ほぼ同じ程度の海抜とつながることより、集落跡が丘陵上を西に延びていたことが想定され、それを確認のために設定したトレンチのなかで、第7トレンチ（第3図参照）の東に南北方向に走る浅い溝状遺構が検出され、その底より第42図に示す土錘・台付甕形土器の台部が出土した。溝は長さ0.9m、その幅は15cm・深さ5～8cmであり、溝の西側より東側の地山上面が3cm程低くなっている。他に関係する遺構を検出できなかったが、住居跡の側溝ではなかろうか。台付甕形土器の台部（第42図）は直線的に開くもので、内外面とも刷毛目調整を行っている。胎土は砂粒を多く含み、焼成は軟質で赤褐色を呈す。土錘（第43図）は球形単孔式であり、径3.3cm・長さ3.0cm・孔の径0.7 cmを測る。粘土を球形にし、孔をあけただけのもので、黒色を呈す。重量は32 gである。

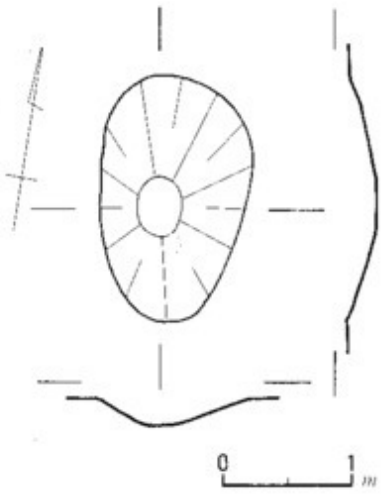

第40図　城之崎遺跡　土壙B実測図

第41図 溝状遺構実測図

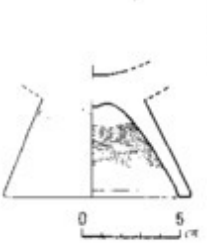

第42図 溝状遺構出土遺物実測図1（縮尺1/4）

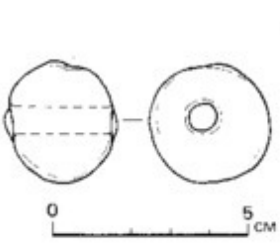

第43図 溝状遺構出土遺物実測図2（縮尺1/2）

Ⅵ 考　　察

1. 城之崎2・3号墳について

(1) 築造年代

2号墳――主体部から出土した遺物は環状把手を両肩に付けた須恵器提瓶（第14図）と鉄製品（刀子3・鉄鏃9――第15図）のみであり、2号墳の築造年代を限定する資料としては不十分である。しかしCトレンチの周溝および墳丘裾上面から出土した須恵器坏（第16図）があり、これを手懸りとしてその築造年代を考えてみたい。この須恵器坏4点はその身の口径が11.8～12.9cmと比較的大型であり、また蓋もその身と対になるもので単一型式である。蓋についてみると、全体的にやや平たく、天井部と体部を区別する凹線も甘くなり、体部も口縁部にむかってやや開き気味となる。身においても蓋と同様にその器高は浅く、立ちあがり部はいずれも内弯し、受部の表現も甘くなる。調整は内外面ともすべて横ナデを施している。これらの特長はいわゆる遠江における須恵器編年[1]の第Ⅲ期中葉の須恵器にあたるものであり、その年代は6世紀後葉と考えられる。

外部施設である周溝や墳丘上面からの出土品の年代をもってその古墳の築造年代と考えることはできないが、小笠郡菊川町の下本所横穴群第10号墳[2]から第Ⅲ期前葉の須恵器坏と、本古墳出土の提瓶と同型式のものが出土し、両者が同一の埋葬に伴うものと考えられることより、本古墳の提瓶と坏類の間には時間的差を考える必要はないものと思われる。またもしもそこに時間的差があったとしても四半世紀程度のものであろう。したがって筆者は前者の考えをとり、本古墳の築造年代を6世紀後葉（の早い時期）と考える。

3号墳――主体部より出土した須恵器坏類は二種類にわけることができる。すなわち第21図5～7のように口径に比して器高が高く、天井部と体部を区別する稜線や凹線も退化し（5・7）天井部に箆削りの技法を残す蓋であり、身が出土していないが、受部は身にあるものと考えられる。第二種は蓋に宝珠形つまみを有し、蓋内面にかえりをもつものであり、類品としては大型品に属し、身の口径11cm以上を測るもの（第21図1～4）であり、同じ窯で同時に焼成されたとみられる坏類である。この2つの器種の相違は年代の相違であり、前者は第Ⅳ期前半・後者は第Ⅳ期後半に比定されるもので、各々その年代は7世紀前葉および7世紀中葉と考えられる。したがって、本古墳の築造年代は前者であり、追葬が後者の時期に行われたものとみられる。

(2) 2号墳の内部施設

2号墳の内部施設が横穴式石室状の平面プランを有することはⅢ－2に述べたが、床面のみに石を使用し、他の壁部・天井部の用材としては石が使用されていないことが注目される。主体部の掘方内（玄室内）の土層がU字状断面をなすことや、鉄鏃が床石の間にその鋒を刺し込まれ、恐らく埋葬時には垂直に立っていたと思われることから、遺体埋葬とともに主体部を埋めもどしたとは考えられず、天井部には板を使用したものと思われる。また奥壁や両側壁も板を組んで内部を保護したものと考えられ、床石と掘方直下の空間にそれらが立てられたものと思われる。主体部床石の配置（第13図）を詳細に検討すると、その左右端部に各々3個所ずつ、80cmの間隔で床石のない部分

がある。そして左と右は対になっているようである。また玄門部中央にも床石の存在しない部分がある。おそらくこの部分に支柱を立てて、側壁および天井の板を支えたものであろう。したがって遺体を埋葬する施設は木棺のようなものであったと考えることも可能であろう。このような内部施設の類例を知ることがないが、今後その類例が増加すれば、上述の想定の可否も明らかとなろう。

(3) 副葬品等について

2号墳の副葬品は提瓶と刀子・鉄鏃という3号墳等と比較してやや貧弱な感をぬぐえないが、鉄製品に残る木質部の保存状態は非常に良好である。しかるに刀子の身の部分には全く木質部の付着がなく、柄と対照をなしている。このことは刀子を副葬するに際し、鞘と分離したものと考えられ、刀子2と刀子3が身の部分で組まれるように置かれていたことも、この推察を助けることとなろう。この行為は埋葬に伴う祭祀と無関係とは考えられず、悪霊から死者を護ることを目的として行われたものであろう。刀子1が死者の頭部近くか、棺の外側に、刀子2・3は死者の胸部に置かれたものと、その出土位置は物語っている。したがって副葬品の埋納の順序は、棺を安置した後、死者の胸部に2本の刀子を鞘から分離して組みあわせ、死者の頭部近くにさらに刀子1を置き、棺外には、奥部左隅に9本の矢を束ねて床に刺し込み、その横におそらく水を入れたと思われる提瓶を置き、天井板を乗せて封をしたものであろう。そしてさらに墳丘を高くし、完成後に前溝入口の右側（南側）で墓前祭祀を行い、その際に使用した須恵器坏を破砕してその場に遺棄したと考えられよう。

3号墳の須恵器坏1～4が同時焼成の製品であるということは、追葬を行う時点と焼成の時点に時間的差があまりないことを示しているのではなかろうか。また二点の坏の表面に暗緑色の釉が全体に掛っていることを考えて、さらに推察を加えるならば、これらの須恵器は埋葬用として入手されたのではなかろうか。

(4) 総　　括 ——— 後期古墳成立の背景

城之崎2号墳は6世紀後葉に築造され、3号墳は7世紀前葉に築造された。その後7世紀中葉に3号墳への追葬が行われた。この二回にわたって行われた埋葬の各々の間隔を約40年程度とみると、これをほぼ世代ごとの埋葬とみることが許されよう。すなわち三代にわたる埋葬が、城之崎2・3号墳において行われたのである。しかも城之崎丘陵には他に明確な後期古墳は城之崎丸山古墳の南にあったといわれる小円墳一基を除いては存在しない。なぜこの城之崎丘陵の一地点に2・3号墳が築造されたのであろうか。

3号墳の二段にわたる大規模な葺石が、多数の人員を使役することによってなされたものであることは言を待たない。第19図に示したごとく、葺石を詳細に検討するとほぼ直径1m前後の円により、葺石用材がグルーピングできる。これはその葺石の一群が一度に運びこまれたことを示している。しかもその量は一人の人間で運べる量ではなく、二人以上の人間が共同で運搬したものと考えられ、そこに使役された労働力は、内部主体や墳丘の構築も含めれば膨大なものである。このことはそれらの労働力を使役しえた被葬者集団（氏族）の支配力をも示している。しかも墳丘だけでなく、そこに二段にわたる葺石を葺き、永久にその被葬者の奥津城であることを示そうとした行為である。したがってそこには前中期古墳と同様の思考が作用していたと考えられる。

後期群集墳の成立が、鉄製農耕具の普及に伴う耕地面積および生産量の飛躍的増大の結果として

生起した共同体の階層分化による家父長制家族の台頭に裏打ちされるものであることは言を待たない。そしてその後期古墳の築造はまた一方においてそこに使役される存在としての家父長制家族の支配下にある共同体成員を顕在化させる。しかしいかに共同体分化が進行し、多くの家父長制家族を自立させようとも、古墳築造の行為の目的とすることは、被葬者の埋葬・顕彰を通して新しい家父長の承認を行うことであった。その際に一個の家父長の出自のみを顕彰するのではなく、当該家父長の血縁的・地縁的関係を時間的・空間的に遡って確認・承認するという行為が行われるのであろう。その行為にともなう行事が、須恵器等を使用して、墳丘裾や墓道において行われる墳上祭祀・墓前祭祀なのであろう。

なぜならば城之崎遺跡からは約350m南南西方向に、径60mを測る大型円墳の城之崎丸山古墳が望まれ、2・3号墳を築造するに際し、この大円墳の存在が重要な意味をもっていたと考えられる。そこには直接の血縁関係が明らかではなくとも、2・3号墳の被葬者集団にとって、遠い過去における偉大な祖先の奥津城として目に触れる大型古墳を規定することは、自らの共同体の顕彰につながることであるからである。京見塚古墳とその周辺の小円墳群や安久路丸山古墳とその周辺の円墳など、その中心となる大型円墳と周辺の古墳に時期的差が大きく存在すると思われるにもかかわらず、こうした大型古墳を中心とした後期古墳が築造されるのは上述のような背景を考えることで理解できるのではなかろうか。

2号墳と3号墳の副葬品には大きな差がみられる。すなわち2号墳にあっては須恵器提瓶と鉄製品（刀子・鉄鏃）のみであるのに対し、3号墳は数回にわたる盗掘を受けて石室が大きく破壊されているにもかかわらず須恵器杯類・長頸瓶・平瓶や鉄製品（鉄鏃）だけでなく耳環・管玉・勾玉・ガラス製小玉・土製丸玉等の装身具類の出土をみている。なかでも装身具類が副葬されたことは3号墳の被葬者が2号墳の被葬者よりもさらに一層、地域社会における政治的・社会的地位を上昇させたことを示している。そのことは両者ともほぼ同規模の墳丘を築造しているにもかかわらず、3号墳にみられる2段の葺石をめぐらすことや、内部施設においても2号墳では横穴式石室を極めて簡略化したものであるのに対し、3号墳は床石だけでなく、側壁・奥壁にも河原石を用材として構築しているなどの点からも裏付けられよう。[3] さらに言及するならば、そのように同一の被葬者集団の古墳と考えられるにもかかわらず、一方は横穴式石室を構築できた（3号墳）にもかかわらず、一方はその構築が完全にできない（2号墳）ということは、後期古墳の築造においてもなんらかの地域社会内での政治的・社会的規制が行われたことを示している。両古墳が築造された6世紀後葉～7世紀中葉という時代は、6世紀初頭以降、屯倉設定という行為を通して大和朝廷の東国支配がほぼ完成した時期であり、大和朝廷の経営と東国との関係は刻々と密接さを増しつつあった時代である。そうした大きな時代的転換は地方の地域社会にも大きな影響を与えたのであり、朝廷の直接的東国支配という新しい状況下において在地氏族間にも数多くの抗争・葛藤が生起したであろう。そうした情勢下において地方における氏族の結合・分裂が進展し、新しい同族関係が求められるのである。中央・地方においても氏族間の同族意識が高揚するのは7世紀以降のことと考えられ、そうしたなかから城之崎2・3号墳の被葬者集団が生まれてきたのであろう。したがって単に富の集中や多くの共同体成員を確保するといった条件だけでは古墳を築造できなかったのであり、地方地域

社会において政治的に古墳築造が承認される必要があったのではなかろうか。2号墳と3号墳の内部・外部施設の質的な差は単に時間的な差のみではなく、その被葬者集団の磐田台地南部という地域社会での政治的台頭を示していると言えよう。

註(1) 遠江考古学研究会 『大沢・川尻古窯跡調査報告書』 1966
山村 宏 他 「遠江の須恵器生産」(『古代学研究』50) 1968

(2) 内藤 晃・藤田 等 「下本所横穴群の調査」(『東名高速道路(静岡県内工事)関係埋蔵文化財発掘調査報告書』静岡県教育委員会刊) 1968

(3) 筆者等は藤沢市原古墳群越ケ谷支群B地区にある14基の横穴式石室をすべて調査し、そこに装身具(勾玉・管玉・ガラス玉等)を副葬する群内では大型の石室と全く副葬しない比較的小型の石室が同時に築造されていることを明らかとし、装身具の副葬が社会的地位をあらわすものであることを明らかとした。 永房 熙・大塚淑夫・村松寛美夫・鈴木隆夫・磯部武男・杉山彰梧・辰巳和弘 『藤枝市原古墳群越ケ谷支群B地区発掘調査報告書』 1977

2. 集落跡について

(1) 年 代

城之崎遺跡出土の土器は集落跡の発掘調査としてはその出土量は多くない。また墳丘下に残された住居跡以外の遺構は、すべて丘陵上部に位置したため、侵食作用により流出し、第V章に掲げた土器の実測図は、すべて住居跡床面からの出土品であり、当遺跡の年代を決めることができる資料である。1号住居跡の1～4の土器はいずれもその器形を異にし、器形の多様化が進行した弥生時代後期の時期のものであり、なかでも1・2は平底であり、全く無文である。また2の器壁は非常に薄い。これらの特色は欠山式土器に共通するものであり、3の甕形土器は口縁部が単純口縁であることや全体に刷毛目調整が丁寧に施されていることは、欠山式土器の古い型に属するであろう。したがって弥生時代後期後葉に比定できよう。2号住居跡出土の2点の土器についても無文化の傾向は同じであり、また2の土器の体部はその胴部やや下になお稜を残してはいるが、体部の球形化への指向が明らかにみられ、1号住居跡と同じ時期のものであろう。3号住居跡出土の壷形土器(1)には胴部やや下に稜はみられず、完全な球形をなしている点は2号住居跡出土の壷形土器(2)よりもやや後出の感であるが、一方器壁にはほぼ全面に刷毛目が施され、装飾の役をなしている点は、保守的であり、2号や1号住居跡の土器との時間差をあまり求めることはできない。また2の台付甕形土器もその胴部は球形化し、単純口縁であり台は円錐形をなしているなど、ほぼ1・2号住居跡と同期と考えられる。次に4号住居跡は、1の壷形土器口縁部および頸部の破片には櫛描きの平行沈線による文様が施され、かつ頸部に凸帯がめぐらされ、また2の壷形土器口縁部にあっては、櫛描き波状文が施されるなど、1～3号住居跡出土の土器よりもやや前出の感がされる。しかし3の高杯形土器のように円錐形の脚に三個の孔をあけ、下底部との接続部に稜を有し、全体を篦磨きするなど、新しい要素も見い出されることに注意すると、1～4号の北群の各住居跡にはさして時

代差は認められない。

しかし住居跡の配置において3号住居跡と4号住居跡の掘方の間隔が最も短い地点で15cmしかないことは、両者が同時に併存していたとは考えられず、両者の前後関係を明らかにしなければならない。しかるに、4号住居跡の一段目の溝の底には垂木跡と思われる小ピットが認められるのであり、明らかに屋根がそのまま地上に葺きおろされていたことがわかる。一方3号住居跡は、主柱穴のみが竪穴内から検出され、その屋根は掘方の外側へ葺きおろされるか、または壁状施設を有していたと考えられ、その建築様式からみると3号住居跡の方が、4号住居跡とほぼ同じ床面積を有するだけでなく、住居内の空間がより大きいことを示している。したがって上述したように4号住居跡の土器がやや古い要素をもっていること、さらにその建築様式が3号住居よりもやや古いとみられることから、北群のなかでは4号住居跡が古く、他の1～3号の住居跡はその次に造られたものとみられる。

南群においては5号住居跡のみから土器の出土がみられる。5号住居跡出土の土器は二点とも壺型土器であり、1は胴部やや下に稜を残すもののその球形化への指向は明らかであり、また肩部にのみ刷毛目調整を施し、胴部中央は箆磨きを、その他の部分もナデや研磨による無文化がなされ、2においても同様の手法で、さらに球形化が進んでいるようであり、おそらく1～3号住居跡と同時期とみられる。

以上のように土器からみると城之崎遺跡の七戸の竪穴式住居跡はやや4号住居跡が前出するものの、弥生時代後期後葉の一時期に営まれたものと考えられ、台付甕の口縁がS字状口縁ではないことを考えあわせると、後期後葉の早い時期であったと思われる。

(2) 住居跡の規模

第Ⅴ章において詳述した各竪穴式住居跡の計測値からその住居跡の床面積を試算すると第3表のようになる。6・7号住居跡は隅部しか残存しなかったので計算ができなかった。また2号・4号は壁の一辺を復原して計算した。特に4号墳はその溝が他の住居跡に比較して広く、かつ全周していると思われるので、実質床面積で計算した。その結果1号住居跡がやや小規模なほかは、いずれも20～25㎡とほぼ同規模に近い面積を有することがわかった。また炉の形態は1・3・4号はすべて同じであり、出土遺物にも特殊なものがみられない等、各住居跡にはあまり質的差を認めることはできず、等質的である。

(3) 総　括

城之崎遺跡の集落遺構が弥生時代後期後葉の早い頃のごく単期間に営まれたことは上述したが、なぜかような短期間にのみこの丘陵上に集落が経営されたのであろうか。磐田原台地南部における二之宮遺跡や鎌田・鍬影遺跡が弥生時代中期から奈良・平安時代まで連続してその経営がなされたと考えられ、海抜3～4m付近に位置する。このことはこの両遺跡を経営した人々の生産基盤である水田を中心として弥生時代の遺跡が形成されたことを想定させる。しかるに城之崎遺跡の弥生集落は海抜15m以上の丘陵上に今之浦の沖積平

1号住居跡	約15㎡
2号住居跡	約19㎡
3号住居跡	約23㎡
4号住居跡	約22㎡
5号住居跡	約25㎡

第3表　住居跡の面積

野を見おろすことができる場所に立地しており、二之宮遺跡や鎌田・鍬影遺跡との比高は10m以上である。弥生時代後期に丘陵上に集落が出現する現象は大阪湾沿岸から瀬戸内沿岸にわたる地域で一般的な現象であり、これを高地性集落とよんで、低地の弥生集落と区別している。そしてその高地性集落の出現は、弥生中期後葉からの一時的海進が後期にそのピークをむかえ、そのことから生起する耕地の減少は大きな社会的動揺を生み出し、さらに各地に成立していた小国家間の中国との冊封関係をめぐっての政治的対立や葛藤が原因と考えられている。弥生時代後期における海進現象や、それにともなう気候の変化は、駿河湾一帯においても、登呂遺跡の洪水による水没・滅亡や目黒身遺跡（沼津市）の一時的断絶をもたらしたものと考えられ、東海地方にも大きな社会的変化をもたらしたことが考えられる。藤枝市原遺跡や谷稲葉遺跡（A地区）のように瀬戸川流域においても丘陵上に弥生後期の集落遺跡が営まれていることが最近明らかとなりつつある。当時の東海地方が中国との冊封関係の末端に位置したかどうかはさて置き、海進にともなう弥生遺跡の丘陵上出現という現象は東海地方にも起っているようである。磐田台地南部における低地集落である二之宮遺跡や鎌田・鍬影遺跡がこの時期にどのような変化をもたらすかは未調査であるので不明であるが、おそらくこの時期には衰退しているであろう。

また4号住居跡や西方の丘陵上の溝状遺構から出土した土錘は、城之崎遺跡を経営した人々の生産活動が水田耕作だけではなく漁撈にもあったことを示している。そしてその漁撈の場は、潟湖を残していた今之浦一帯であったのであろう。

図　版

城之崎遺跡周辺の地形

A　城之崎遺跡遠望（西より）

B　城之崎遺跡遠望（東より）

A　城之崎遺跡遠望（手前の墳丘が２号墳）（北より）

B　城之崎２号墳・３号墳・１号墳（手前より）

A　城之崎 2 号墳（南より）

B　城之崎 3 号墳（北より）

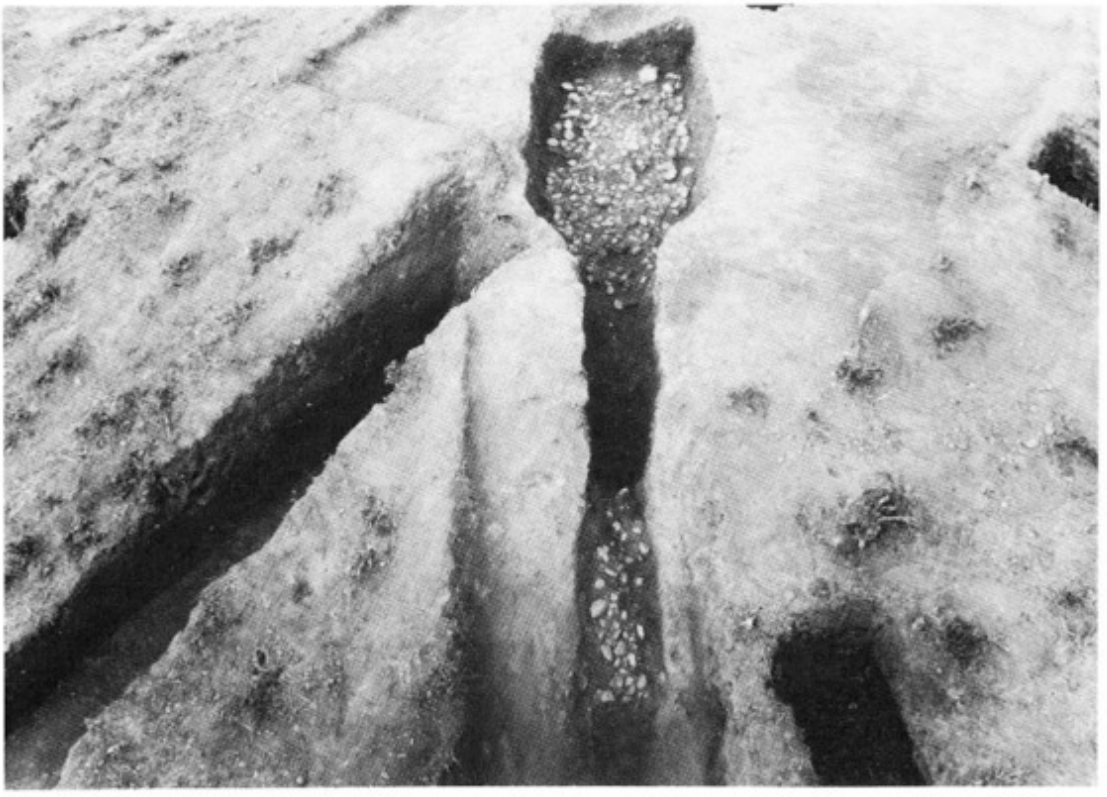

A　城之崎 2 号墳内部施設

B　城之崎 2 号墳遺物出土状態

A　城之崎 3 号墳内部施設

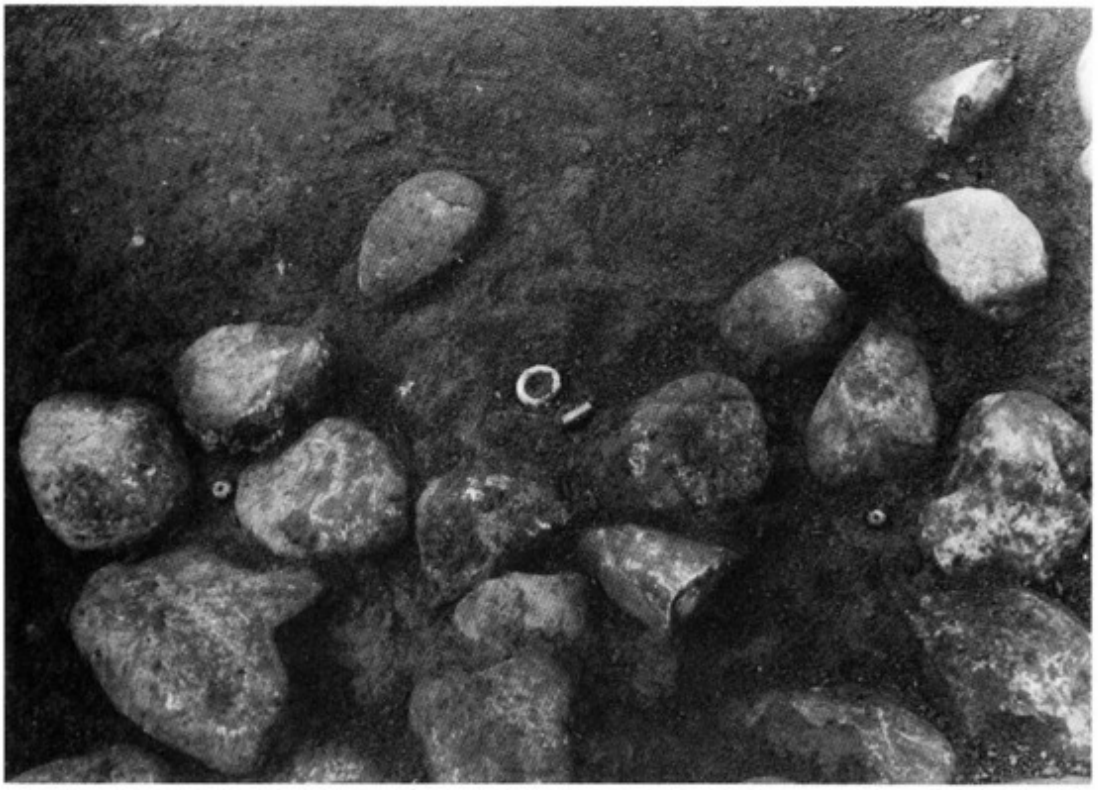

B　城之崎 3 号墳装身具出土状態

A　城之崎 3 号墳葺石（北側）

B　城之崎 3 号墳葺石（北側）

A　城之崎遺跡集落遺構北群全景

B　城之崎遺跡 1 号住居跡

2号－1

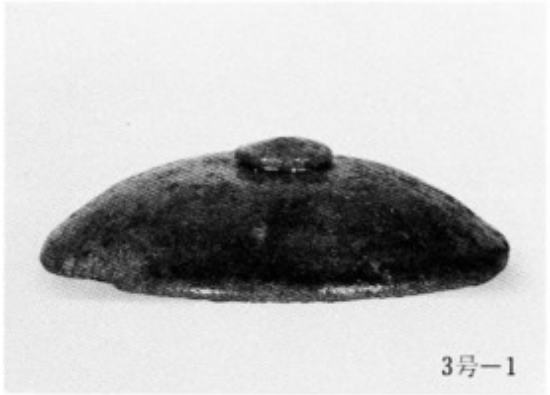

3号－1

3号－3

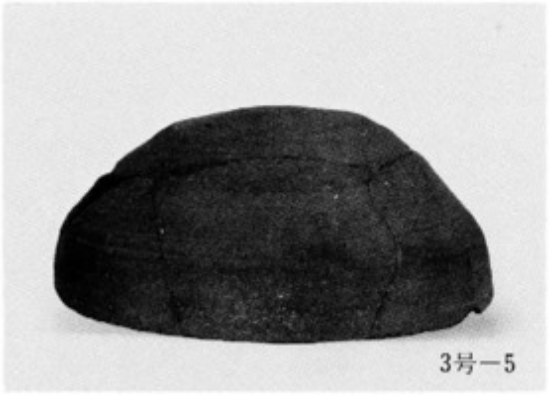

3号－5

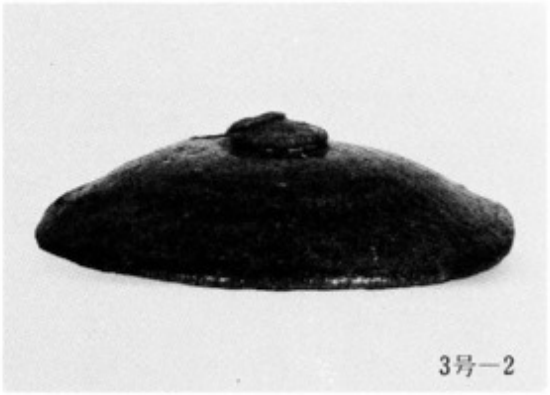

3号－2

3号－10

3号－4

城之崎 2 ・ 3 号墳出土土器

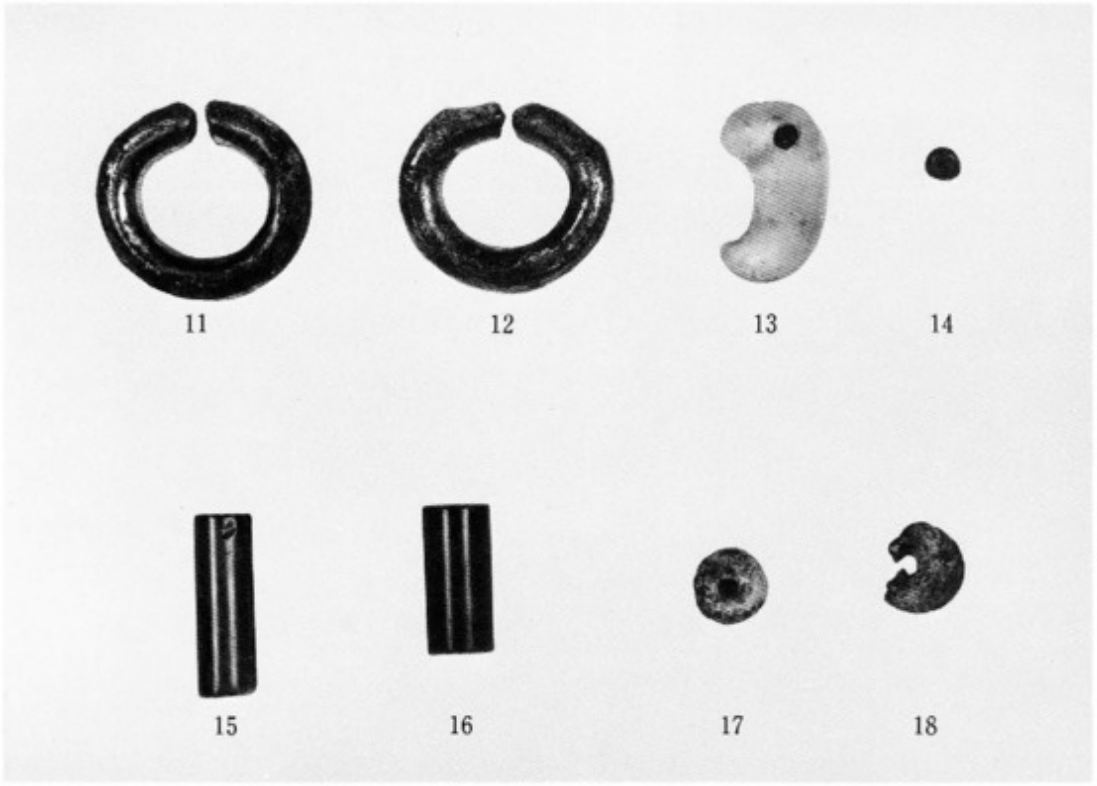

A　城之崎３号墳出土装身具類

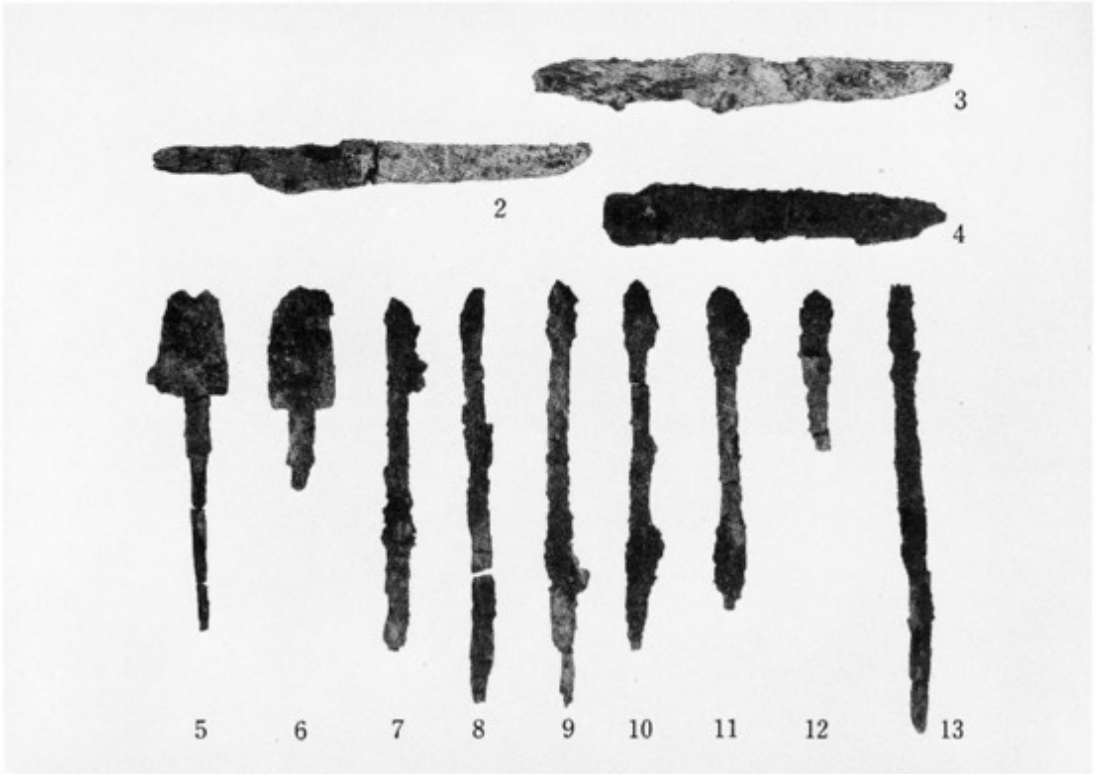

B　城之崎２号墳出土鉄製品　（刀子・鉄鏃）

城之崎 1 号住居跡出土弥生式土器

城之崎 1 号住居跡出土弥生式土器

城之崎 3 号住居跡出土弥生式土器

城之崎 5 号住居跡出土弥生式土器

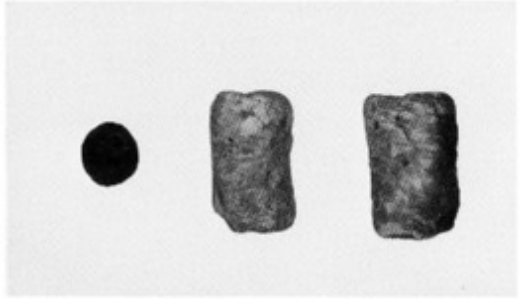

城之崎遺跡出土土錘

城之崎 3 号墳墳丘出土用途不明土製品

昭和53年5月30日

城之崎遺跡発掘調査報告

編集　静岡県教育委員会
発行　磐田市教育委員会
印刷　星光社印刷株式会社